
第 4 期

伊 達 市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

こころ寄り添う健やかなまちづくり

～地域共生社会をめざして～

令和 4 年 3 月

伊 達 市

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

第 4 期

伊 達 市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

(計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度)

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け	2
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域の概況等	7
2 本市における取組み・評価・課題	21

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念	57
2 計画の基本目標	58
3 施策の体系図	60

第4章 地域福祉計画の展開

【目指す姿1 すみなれた地域で ～安心の地域づくり】

基本方針1 わかりやすい情報の共有	61
基本方針2 包括的支援体制の整備	63
基本方針3 身近な相談機能の充実	66
基本方針4 心のバリアフリー化の促進	68

【目指す姿2 みんなで支える ～協働の地域づくり】

基本方針1 地域活動の充実と参加の促進	70
基本方針2 地域全体で支える体制の強化	72
基本方針3 より安全・安心に暮らせる環境の整備	74
基本方針4 ボランティア活動の活性化	77

第5章 第4期地域福祉活動計画の重点的な取組み

- 1 伊達市における地域共生社会の実現にむけて…………… 79
- 2 具体的な実行計画（実施事項・事業内容）…………… 79

第6章 計画の推進

- 1 協働による計画の推進体制の整備…………… 87
- 2 社会福祉協議会との連携による施策の推進…………… 87
- 3 市民への計画の浸透…………… 87
- 4 計画の評価…………… 87

資 料

- 1 計画の策定経過…………… 89
- 2 令和3年度伊達市地域福祉計画等策定委員名簿…………… 90
- 3 伊達市地域福祉計画等策定委員会設置要綱…………… 91
- 4 地域懇談会まとめ…………… 92
- 5 ふれあいいきいきサロン…………… 94
- 6 用語解説…………… 95

「地域自治組織」と「町内会など」の定義について

本計画における「地域自治組織」と「町内会など」の定義については以下に基づいています。

地域自治組織

小学校区を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、地域の課題を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的及び計画的に地域づくりを進める組織

（伊達市地域自治組織に関する要綱より）

町内会など

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）

（総務省資料より）

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

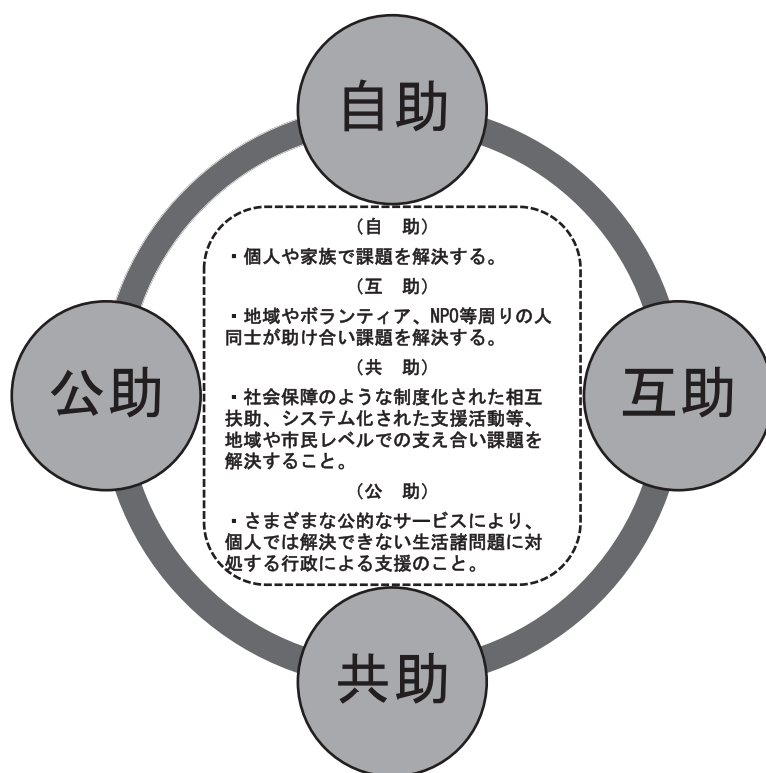
近年の少子高齢化にともなう急速な人口減少社会の到来、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化、自然災害の多発等により、拡大する福祉ニーズに対応していくために個人や家族で解決する（自助）、地域やボランティア、NPO等周りの人同士が助け合う（互助）、介護保険や医療保険等の社会保険制度による支援（共助）、行政が関わる（公助）という仕組みを強化し、市民・地域・関係団体・行政がお互いに支えあいながら、地域の多様な課題の解決に必要な仕組みづくりを推進していくため「地域共生社会」の実現に向けたよりよい方策を見出していくことが必要となっています。

伊達市においては、平成18年度に平成19年度から平成23年度までの5年間を第1期とし、平成24年度から平成28年度までの第2期、平成29年度から令和3年度までの第3期、それぞれ5年間を計画期間とした「伊達市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の実現に向けて取り組んできたところです。

伊達市社会福祉協議会（以下「社協」）においては「伊達市地域福祉活動計画」を策定し、住民の暮らしやすさ、地域福祉力の向上に向け、福祉コミュニティの実現を目指してきたところです。

この度、「伊達市第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、福祉環境を取り巻く変化に対応するとともに、様々な課題を踏まえ策定するものです。

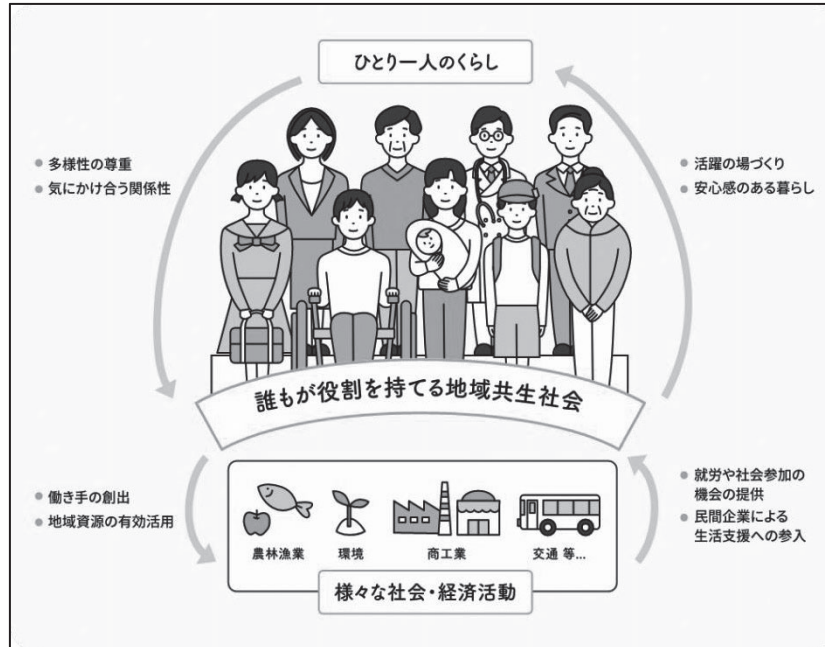
◇自助・互助・共助・公助



バランスを保ちながらともに支えあい、地域を共に創っていく

◇地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

「健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷 伊達市」を将来像に掲げ、市民と行政が協働のもと、将来像実現のために行うまちづくりの指針となっている「伊達市第2次総合計画」は、平成27年度を初年度として平成30年度までの4年間を前期計画期間とし、平成31年度（令和元年度）から令和4年度までの4年間を後期計画期間とする計画であり、新しいまちづくりを総合的・戦略的に推進するため、市の最上位計画となるものです。

この伊達市第2次総合計画のもとで、多くの計画が立案・実施されています。地域包括ケア推進計画（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）や障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画もその一つであり、高齢者や障がい者、児童といった対象ごとに、行政の視点で作成した計画となります。個別の施策・事業においては、各分野別計画に位置づけ、それらの施策が展開される地域の基盤づくりを「地域福祉計画」において行っていきます。

「地域福祉計画」は、社会福祉法の基本理念である「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」を図ることを目的とし、社会福祉法第107条の規定に基づき策定される計画であるとともに、伊達市としての地域福祉の「理念」や「方向性」を定める行政計画です。

多様化する市民の要望に応じていくため、市民と行政が協働で福祉に取り組むことをめざして策定するものです。

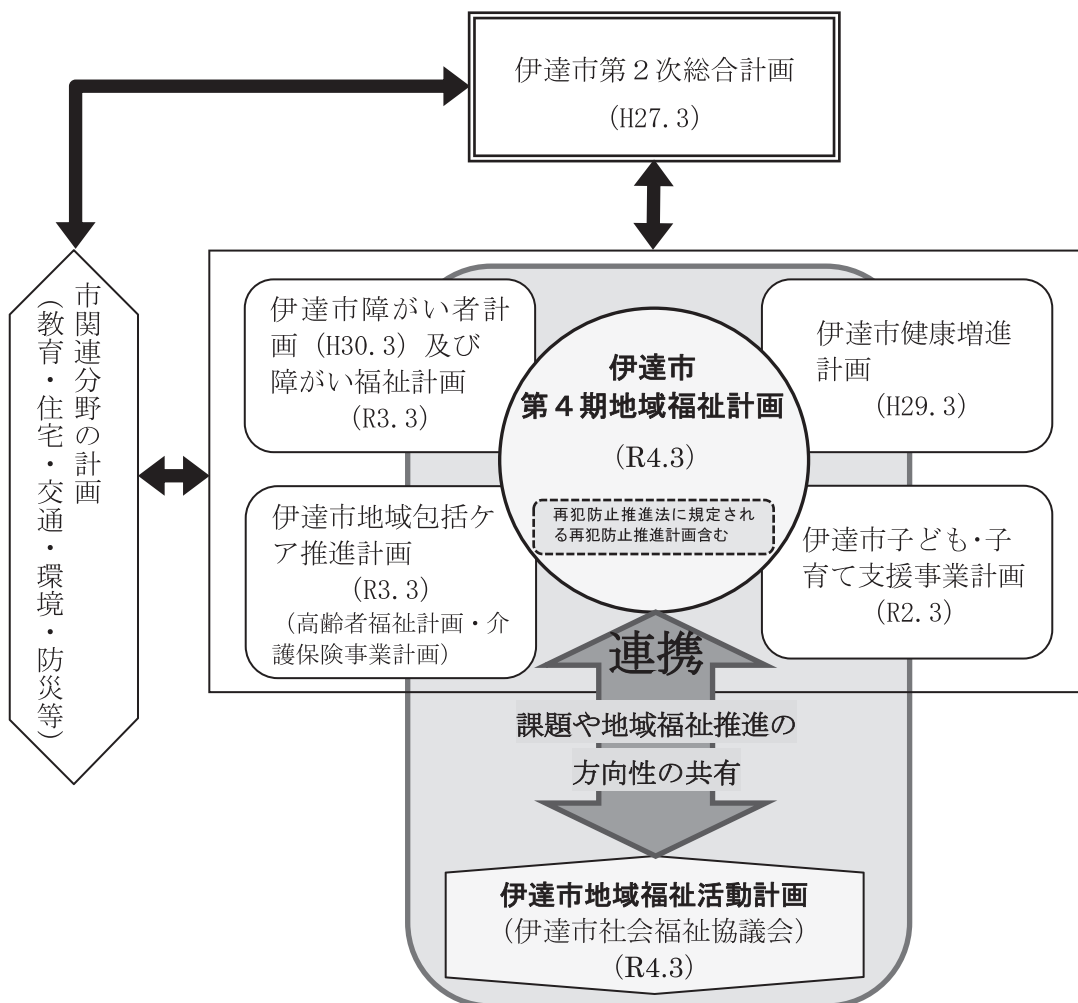
なお、高齢者や障がい者、児童等を対象とした既存計画を本地域福祉計画において横断的に捉え、重複する内容は現在の計画を優先します。

一方、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている社協が策定する「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画であり、地域における課題や地域福祉の理念等を共有し、活動への参加・連携を推進します。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」が一体となって策定されることにより、地域に関わる関係者の役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「法」という。）が施行され、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないこととされました。再犯防止推進計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合、法第8条第1項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。伊達市では、この地域福祉計画の中に再犯防止推進計画を位置づけ、関係施策と連携して取組みます。

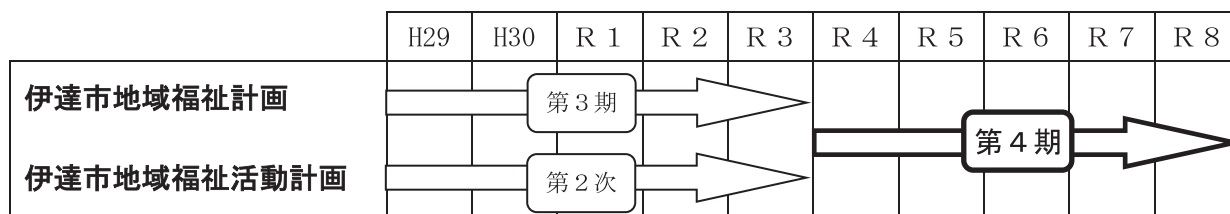
◇伊達市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



3 計画期間

平成19年度から平成23年度までの第1期計画及び平成24年度から平成28年度までの第2期計画、平成29年度から令和3年度までの第3期計画の課題と社会情勢の変化を踏まえながら、平成27年度を初年度とする伊達市第2次総合計画を基本として、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を「第4期計画」として策定します。

また、伊達市が策定する「伊達市地域福祉計画」と社協が策定する「伊達市地域福祉活動計画」を同期間で一体化し策定することにより、相互に情報の共有と一体的な事業の推進を図ります。



4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

学識経験者、福祉関係者、市民団体の代表等により構成する「伊達市地域福祉計画等策定委員会」を設置し計画の策定を進めました。

今回計画より、伊達市が策定していた地域福祉計画と社協が策定していた地域福祉活動計画の一体的計画策定とすることから、策定委員構成及び事務局においても伊達市と社協が合同で設置するものとなりました。

(2) 伊達市の現状把握

伊達市において行った各種アンケートや統計データ等を活用しました。

(主なもの)

- ・伊達市住民基本台帳集計データ
- ・令和2年度まちづくりアンケート調査報告書
- ・伊達市 第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画
- ・伊達市地域包括ケア推進計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）
- ・伊達市 第2期 子ども・子育て支援事業計画
- ・伊達市福祉事務所内データ

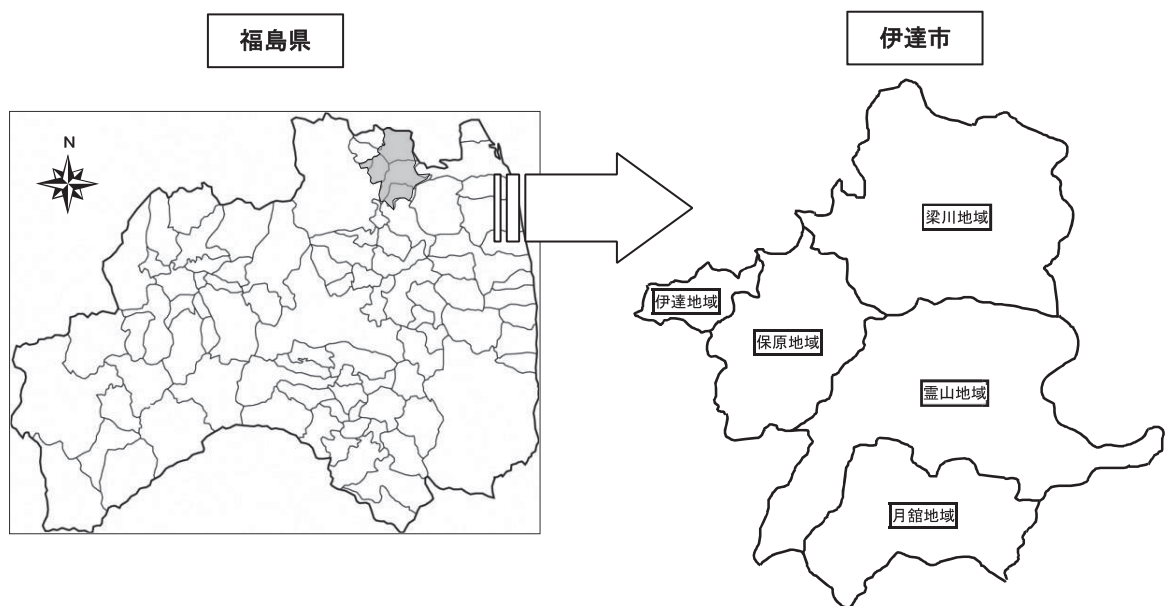
(3) 地域懇談会の実施

市民の地域福祉に対する意識や現状について把握するために、地域懇談会を実施しました。

【開催内容】

- ・開催場所
地区の拠点となっている公共施設（総合支所・中央交流館・社協支所）
- ・参集者
地区懇談会（支所単位） 地域福祉推進委員、民生委員・児童委員、
地区社会福祉協議会代表者・福社会代表者、
地域自治組織代表
相談支援等懇談会 高齢 （地域包括支援センター）
障がい （基幹相談・委託相談・計画相談）
- ・開催時期・参加人数
令和3年 9月 1日（水） 伊達地域 11名参加
9月 2日（木） 梁川地域 11名参加
9月 3日（金） 保原地域 12名参加
9月 6日（月） 月舘地域 9名参加
9月 7日（火） 霊山地域 9名参加
9月 21日（火） 相談支援 7名参加
- ・テーマ
だれもが安心して暮らせる地域づくり
だれもが住みやすい福祉コミュニティづくり

第2章 地域福祉を取り巻く現状



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域の概況等

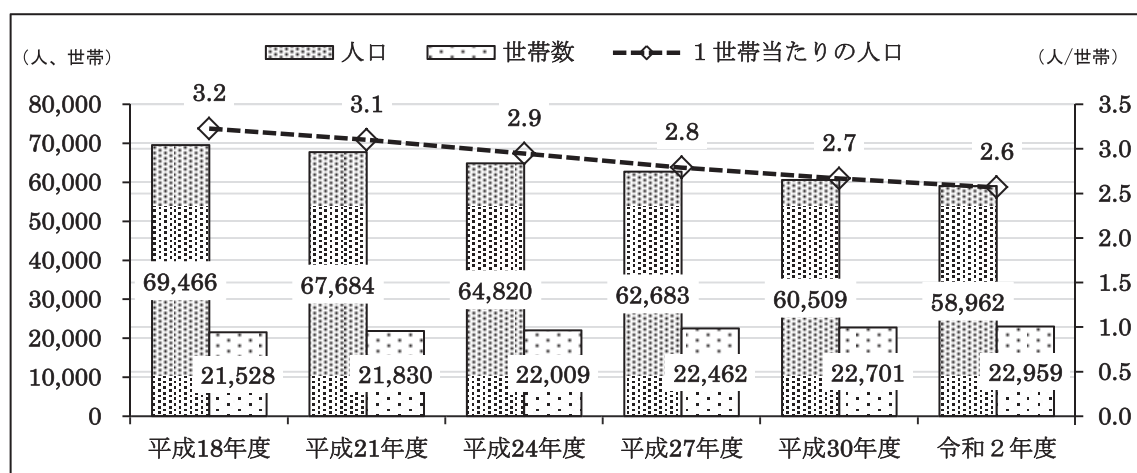
(1) 人口と世帯数の推移

伊達市の人口推移については、平成27年度には62,683人でしたが、平成30年度には60,509人に減少しており、3年間で3.5%の減少となっています。減少の割合は、平成21年度～平成24年度の4.2%と比較し、平成27年度～平成30年度は0.7ポイント縮小したものの人口減少が進行しています。

地域別にみると、伊達地域がなだらかに増加、保原地域、梁川地域、霊山地域、月舘地域の4地域は人口減少が続いており、地域により増減が2分化となっている状況がわかります。

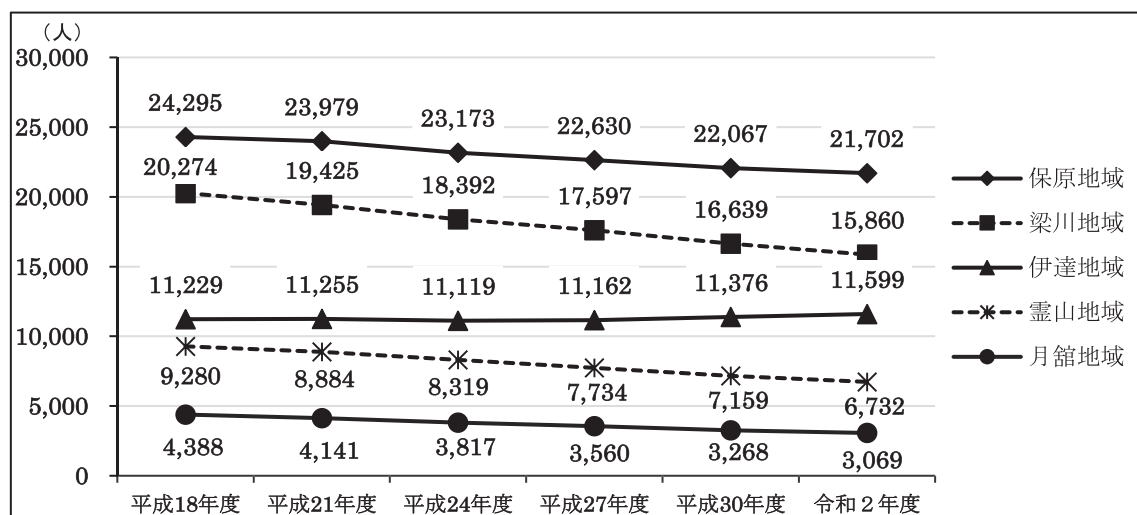
総世帯数は平成27年度の22,462世帯から平成30年度年に22,701世帯、令和2年度には22,959世帯に増加している一方で、1世帯あたりの人員は平成27年度の2.8人から平成30年度に2.7人、令和2年度には2.6人に減少しており、核家族化の進行にともない、夫婦のみの世帯や一人暮らし世帯が増加しているものと推測されます。

◇総人口と総世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：各年度末現在)

【地域別人口の推移】



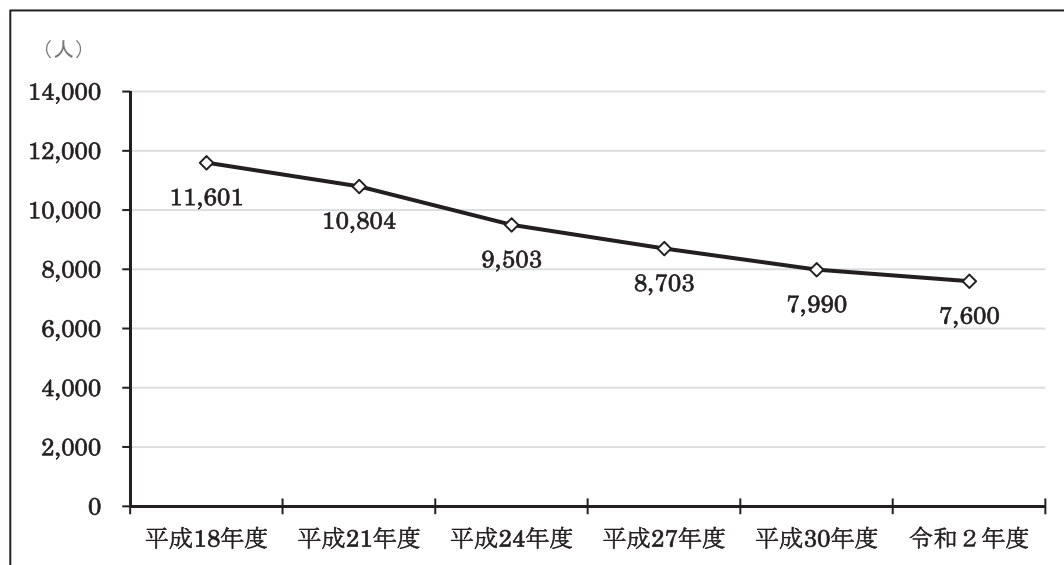
(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：各年度末現在)

(2) 子育て家庭の状況

伊達市における18歳未満の人口の推移をみると、平成30年度には7,990人でしたが、令和2年度には7,600人に減少し、減少率は4.9%になります。この間の総人口の減少率2.6%と比較して1.9倍の減少率であり、少子化が急速な勢いで進んでいます。

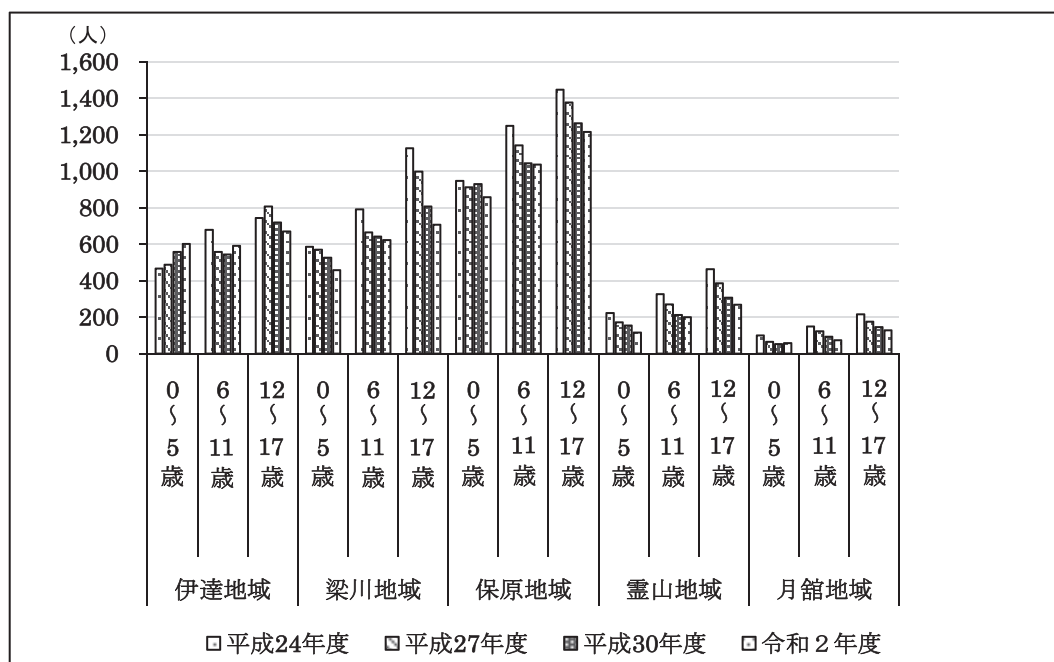
地域別の乳幼児・児童人口の推移については、伊達地域を除く4地域全てにおいて人口減少が継続しており、0歳～5歳の乳幼児の年齢層についてみると、平成30年度から令和2年度の2年間で、霊山地域は13.2%、月舘地域は10.4%と減少傾向にあります。

◇児童数の推移



(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：各年度末現在)

◇地域別乳幼児・児童人口の推移



(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：各年度末現在)

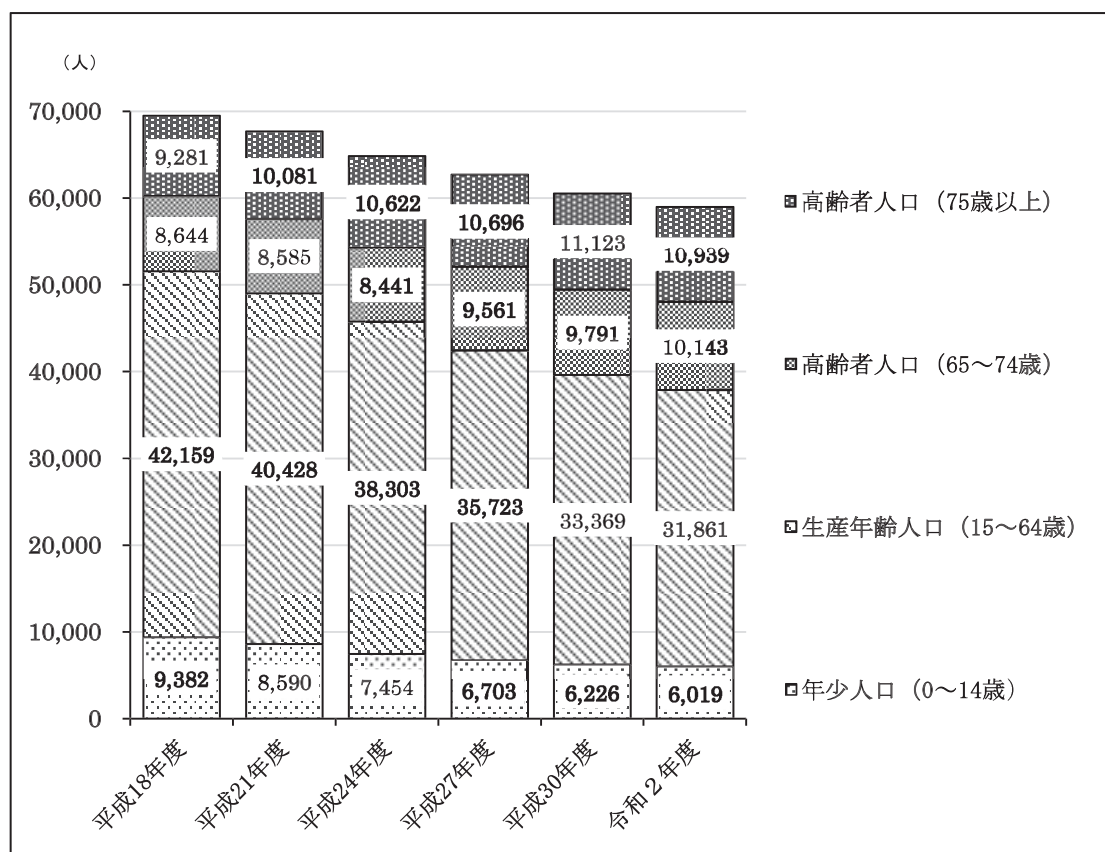
(3) 高齢者の状況

伊達市における75歳以上の高齢者人口の推移をみると、全人口に占める75歳以上の高齢者の人口比率は平成30年度の18.4%から令和2年度には18.6%へと増加している一方で、14歳以下の年少人口比率は平成30年度の10.3%から令和2年には10.2%に減少しており、少子化とともに高齢化が進行しています。

伊達地域は緩やかに人口増加しているものの、他の地域で高齢者の人口比率が高く、年少人口の比率が減少しているため、全体的にみると高齢化が進行しています。

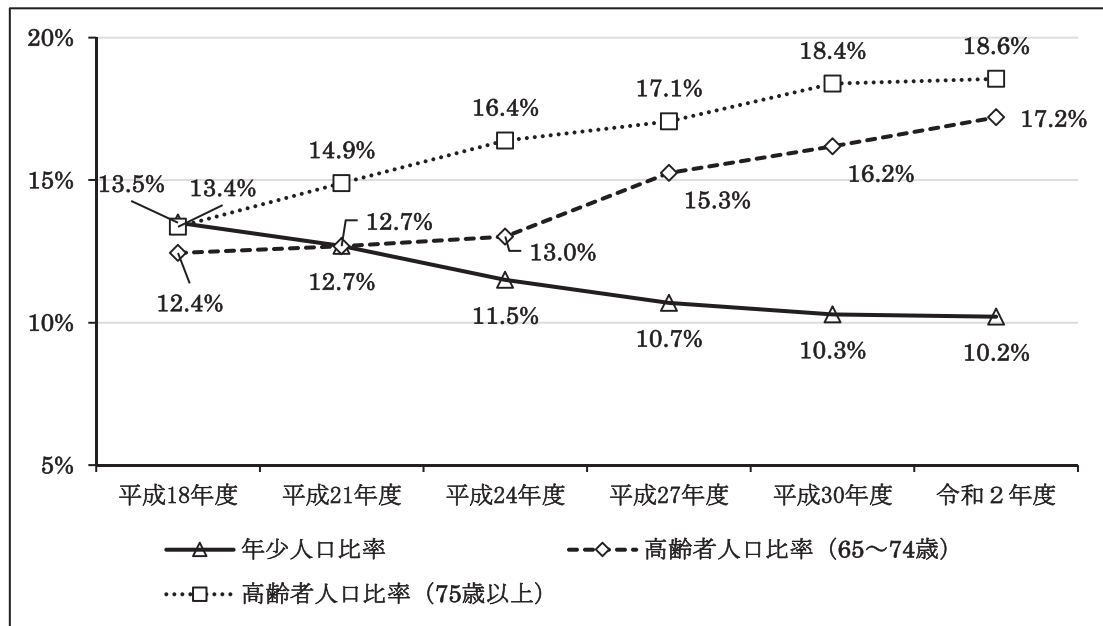
地域別の高齢化の進行状況については、令和2年度における伊達市全体の75歳以上の高齢者の人口比率18.6%に対して、霊山地域は22.4%、月舘地域は22.7%と市内でも高齢化が進行している地域であり、地域人口の減少による過疎化と高齢化が同時に進行し、中山間地においては限界集落も発生しています。

◇年齢4区分別人口の推移



(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：各年度末現在)

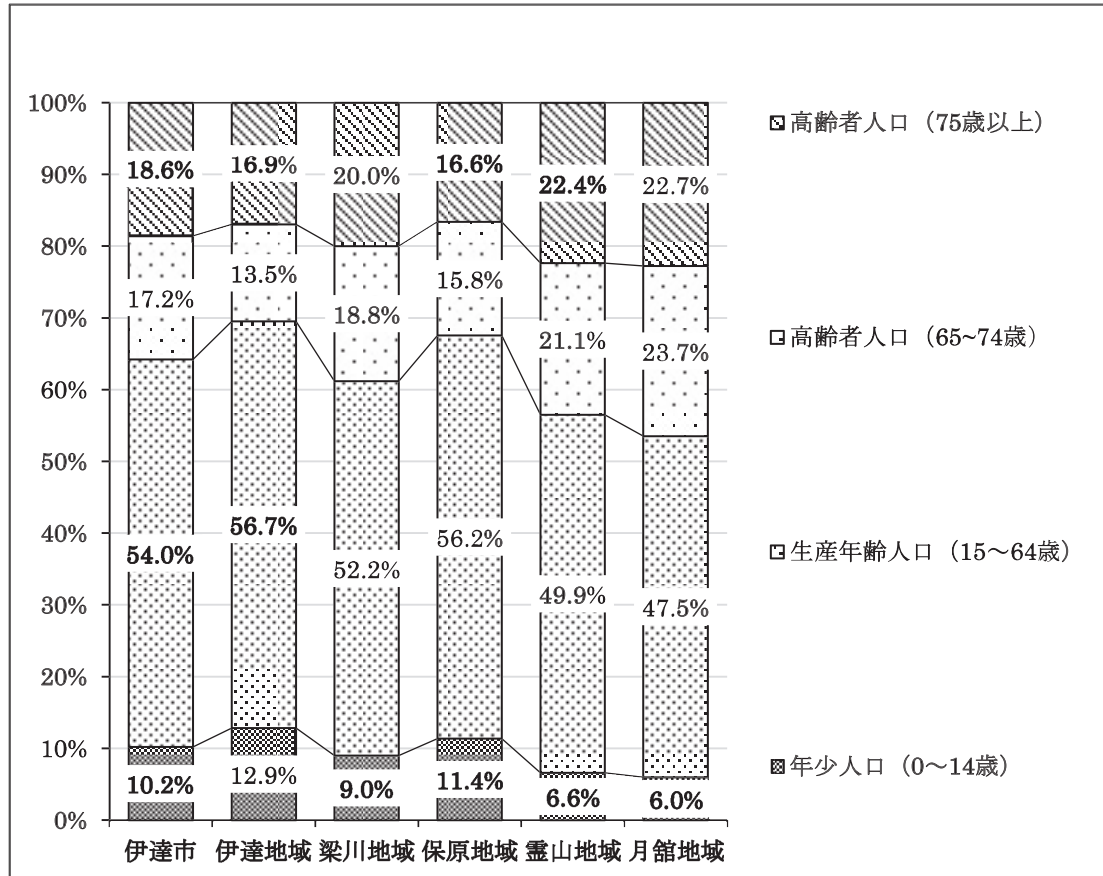
◇年齢3区分別人口比率



(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：各年度末現在)

※年少人口と高齢者人口比率の推移を表しているため生産年齢人口比率は表示していない。

◇令和2年度 地域別年齢4区分別人口構成比



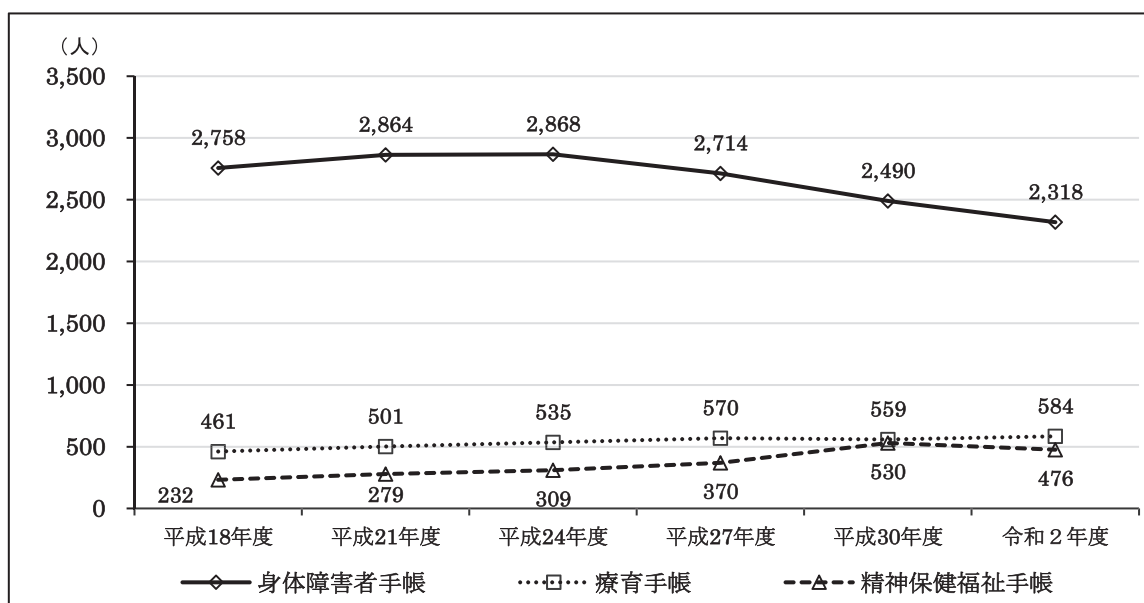
(伊達市住民基本台帳人口及び世帯数より：令和2年度末現在)

(4) 障がい者の状況

伊達市における身体障害者手帳の保持者は、令和2年度末現在 2,318 人で、平成30年度末からの2年間で 172 人 (6.9%) 減少し、療育手帳の保持者は 584 人で 25 人 (4.5%) の増加、精神障害者保健福祉手帳の保持者は 476 人で 54 人 (10.2%) の減少となっています。

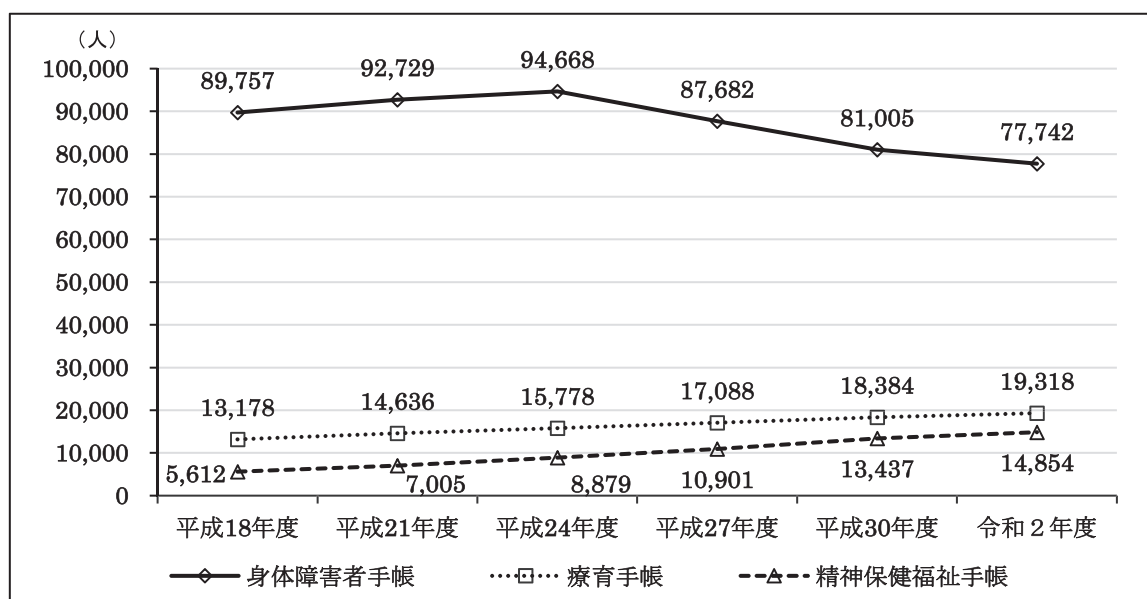
同期間の福島県全体の状況は、身体障害者手帳所持者が 4.0%減、療育手帳所持者が 5.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が 10.5%増となっています。

◇伊達市の障がい者数の推移



(伊達市社会福祉課：各年度末現在)

◇福島県の障がい者数の推移



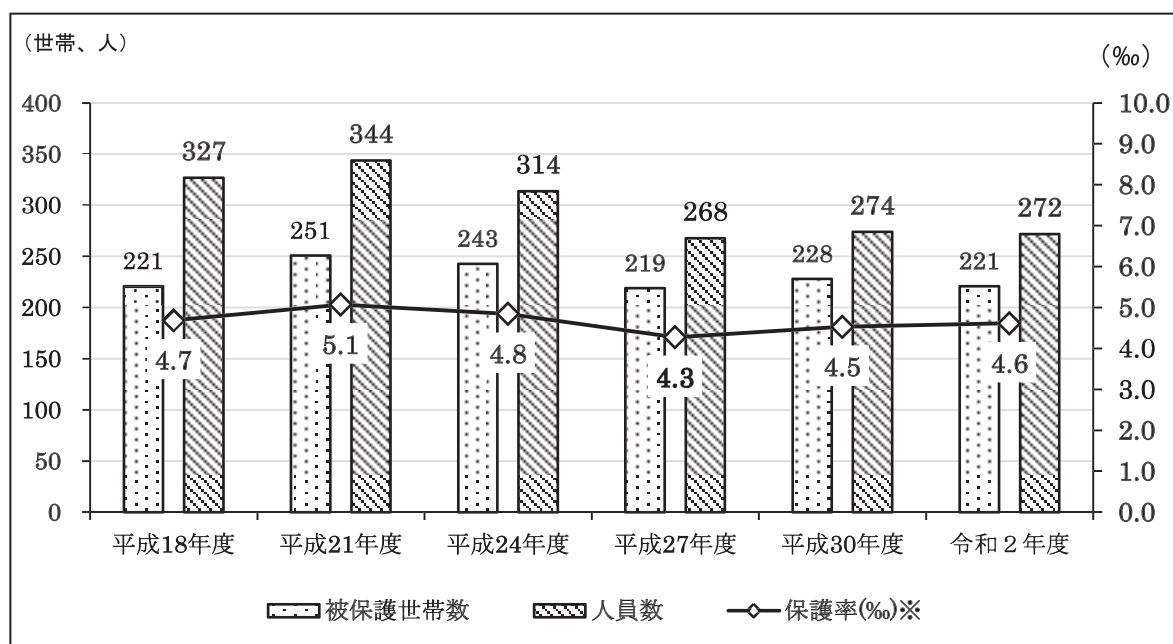
(伊達市社会福祉課：各年度末現在)

（５）生活困窮者の状況

伊達市の生活保護の状況については、平成 18 年度末現在 327 人（保護率 4.7‰※）であった被保護者数が、令和 2 年度末では 272 人（保護率 4.6‰）と、被保護者数、保護率ともに減少しています。

被保護者数が減少した要因としては、東日本大震災後の復興事業等により雇用環境が改善したことや様々な生活困窮者支援等が影響しているものと考えられますが、復興事業が終息し、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況悪化が長引けば再び増加することも懸念されます。

◇被保護世帯数等の推移



（伊達市社会福祉課：各年度末現在）

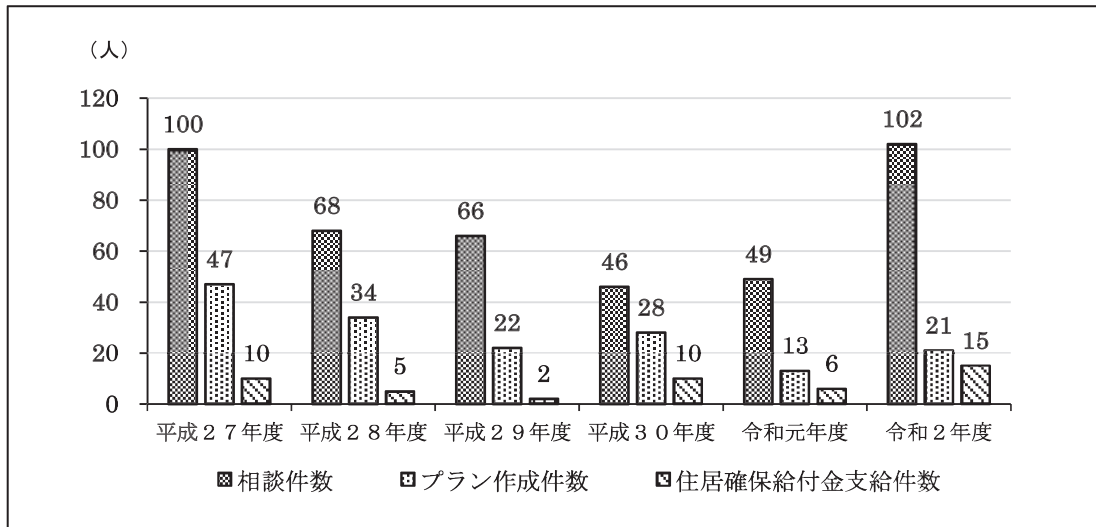
※‰（パーミル）：1,000 分の 1 を表す単位（千分率）であり、1‰（パーミル）は 0.1%（パーセント）となる。

平成 27 年 4 月から第二のセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度が実施されました。多様で複合的な課題を有する生活保護受給者以外の生活困窮者を対象としており、その人に合った包括的な支援を提供し自立助長を図ることを目的とする制度です。

本市では社会福祉課が窓口となり、必須事業である自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、自立に向けたプラン作成（家計・就労等）を行っています。

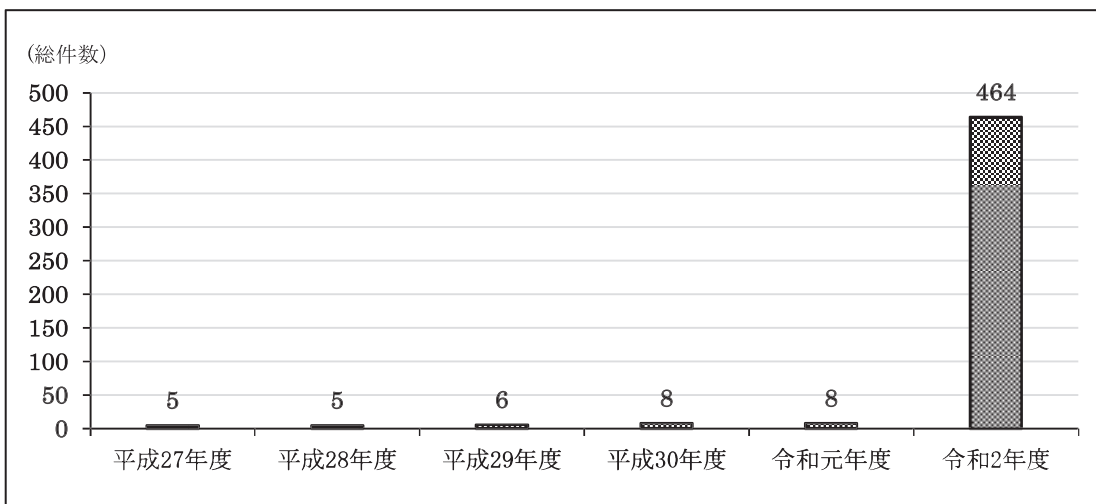
また、新型コロナウイルス感染症による生活への影響により、社協での貸付金利用者やフードバンク※1利用者も増加しており、「就労準備支援事業」や「学習支援事業」、「支援金制度」等も含めた事業を生活保護制度との一体的な事業展開を行うことでこの制度の充実強化を図っていくことが重要となります。

◇生活困窮者相談件数等の推移



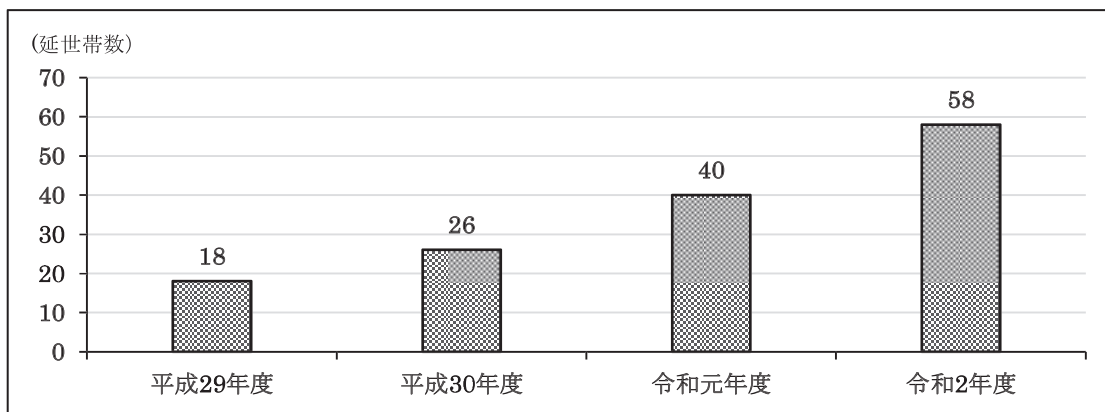
(伊達市社会福祉課：各年度末現在)

◇生活福祉資金貸付件数の推移（災害・新型コロナウイルス感染症特例含む）



(伊達市社会福祉協議会：各年度末現在)

◇フードバンク利用者の推移（平成29年度開始）



(伊達市社会福祉協議会：各年度末現在)

(6) 社協の状況

社協は、伊達市における地域福祉の中核組織であり、この「伊達市地域福祉計画」と表裏一体の「伊達市地域福祉活動計画」の活動主体でもあります。本所のほか、各地域に支所が置かれています。

◇社協本所・各支所の所在地

名 称		所 在 地	電話番号
社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会		保原町字宮下 111 番地 2	024-576-4050
各 支 所	伊達支所	箱崎字川端 7 番地	024-551-2139
	梁川支所	梁川町字菖蒲沢 84 番地	024-527-2572
	保原支所	保原町字宮下 111 番地 2	024-576-4050
	霊山支所	霊山町掛田字町田 14 番地 5	024-586-3463
	月舘支所	月舘町月舘字関ノ下 12 番地 1	024-571-1406

(7) 地域福祉活動の状況

伊達市の民生委員・児童委員は、令和元年 12 月 1 日の一斉改選により伊達方部が 1 人増員となり、合計 175 人（うち主任児童委員 12 人）の定数で厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の中核として活動しています。

また、民生委員・児童委員活動の円滑な職務遂行を図るため、伊達市内の 5 方部の「民生児童委員協議会」が組織され、さらに、5 方部の会長・副会長により構成された「伊達市民生児童委員協議会」が、伊達市全域における民生委員・児童委員活動の連絡と調整等を行っています。

地域包括支援センターは、伊達市に 4 つ事業所を設置し、地域全体における総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメントの支援業務を実施しています。

◇民生委員・児童委員定数

協議会名称	民生委員・児童委員数	うち主任児童委員数
伊達方部民生児童委員協議会	27 人	2 人
梁川方部民生児童委員協議会	53 人	3 人
保原方部民生児童委員協議会	51 人	3 人
霊山方部民生児童委員協議会	28 人	2 人
月舘方部民生児童委員協議会	16 人	2 人
計	175 人	12 人

(令和元年 12 月 1 日現在)

◇【地域包括支援センター】

担当圏域	名称
伊達地域	伊達地域包括支援センター
梁川地域	梁川地域包括支援センター
保原地域	保原地域包括支援センター
霊山地域	霊山・月舘地域包括支援センター
月舘地域	霊山・月舘地域包括支援センター月舘出張窓口

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、地域に根ざした福祉活動を展開する地域福祉団体として、伊達地域において 13 の福祉会、梁川地域において 8 つの地区社会福祉協議会、霊山地域で 1 つの福祉会、月舘地域で 4 つの福祉会が活動しています。

そのほか、伊達市内で活動するボランティア団体は 35 団体、NPO 法人は 28 法人、地域自治組織 28 団体、更生保護団体は 2 団体です。

◇地域福祉団体

地 域	団体数	地域福祉団体の名称
伊達地域	13 団体	伊達駅前住民福祉会 田町むつみ福祉会 ボランティアやくし 北やわらぎ福祉会 長岡桃の実福祉会 東町あぶくま福祉会 ながくら会 志和田福祉会 志和田第二町内福祉会 南堀福祉会 北二町内福祉会 上ヶ戸福祉会 たいら絆福祉会
梁川地域	8 団体	梁川地区社会福祉協議会 栗野地区社会福祉協議会 堰本地区社会福祉協議会 白根地区社会福祉協議会 山舟生地区社会福祉協議会 富野地区社会福祉協議会 五十沢地区社会福祉協議会 東大枝地区社会福祉協議会
霊山地域	1 団体	中川区民会
月舘地域	4 団体	下手渡福祉会 布川自治振興会 糠田地域振興会 つきだて振興会
計	26 団体	

(令和 3 年 10 月 1 日現在)

◇ボランティア団体

地域	団体名	主な活動内容
伊達 (7 団体)	ボランティアだて	施設で茶道ボランティア等
	ボランティアかすみ草	JR 伊達駅に座布団寄付・施設の花植え等
	プルメリアだて	高齢者施設等へ慰問活動（フラダンス）
	傾聴ボランティア イレブン	高齢者施設での傾聴ボランティア
	手話サークル さくら	手話の勉強・社協事業協力
	調理ボランティア カーネーション 23	社協事業協力ほか、地域活動支援
	Date Peach Performers（だてもも）	高齢者施設・児童クラブ・サロンでマジック等
梁川 (8 団体)	ボランティア コスモス会	高齢者施設・グループホームへの慰問活動等
	耳話コミュニケーションズ	高齢者施設での傾聴ボランティア
	にいにいグループ	高齢者施設での将棋相手・お祭り警備等
	調理ボランティアグループ みどり会	社協事業協力（調理・障がい事業等）
	梁川ざっと昔の会	昔話語りべ活動
	混声合唱団「ひろせ」	慰問演奏、イベント等への出演
	ハイジュニクビューティ	ハンドマッサージ等
	和み倶楽部	環境美化活動等
保原 (10 団体)	保原手話サークルもみじ	手話の勉強・イベント協力等
	だんごのかい	みんなの食堂（居場所づくり）・調理等
	福祉レクリエーションボランティア ももひめ隊	施設・サロン等でのレクリエーションボランティア
	調理ボランティアサークル クック	調理・福祉共育・社協事業協力等
	傾聴ボランティア なかよし	高齢者施設での傾聴ボランティア
	ボランティア好友会	市のイベント・お祭り警備等
	傾聴ボランティア ハートフレンズ	高齢者施設での傾聴ボランティア
	ねこのて	施設ボランティア・イベント協力等・社協事業協力
	高子語り部	読み聞かせボランティア
	手話サークル て to て	手話の勉強・イベント参加・社協事業協力
霊山 (7 団体)	スポーツ民謡 R 虹の会	高齢者施設等への慰問・地区行事協力
	スマイルハート・りょうぜん	地域美化活動・行政事業への協力等
	傾聴ボランティア ほほえみ会	高齢者施設での傾聴・イベント協力
	新舞踊桜千会&民謡茶臼会	幅広い地域の高齢者施設等での慰問活動
	藤間流 藤由貴会	高齢者施設への慰問・地域行事参加等
	ボランティアやまびこ	ささえ愛電話利用者への安否確認
	ボランティアまるちゃん	高齢者施設での傾聴ボランティア
月舘 (3 団体)	ボランティアあじさい	ささえ愛電話利用者への安否確認
	リーディングアラウドの会読み聞かせ部	施設や学校等での読み聞かせ活動
	調理ボランティア やまゆり	社協事業協力
計	35 団体	

（伊達市社会福祉協議会登録：令和 3 年 10 月 1 日現在）

◇赤十字奉仕団

赤十字奉仕団	伊達赤十字奉仕団 梁川町赤十字奉仕団 保原町赤十字奉仕団 霊山町赤十字奉仕団 月舘町赤十字奉仕団
計	5 団体

(令和3年10月1日現在)

◇NPO法人

地 域 (主たる事務所の所在地)	法人数	法人名
伊達地域	8 法人	日本大道館連盟 福島障がい者自立支援センター・スマイルもんも PROJECT-DH 伊達ウズベキスタン農業交流協会 箱崎くだもの倶楽部 伊達西地区自治協議会 MDDスタッフ 絆 だて
梁川地域	5 法人	梁川町歴史文化財保存協会 伊達市民活動支援協議会 伊達氏のふるさと梁川会 福島県防災教育振興協会 県北総合メンテナンス
保原地域	11 法人	とっこす 夢ネットワーク みんなのひろば すまいる ボネール 総合体操クラブ Jewel 子ども支援ここさ 緑 環境ワーキンググループ伊達 DASH 保原中央自治振興会
霊山地域	4 法人	在宅介護支援ネットワークおりおりの会 りょうぜん里山がっこう 伊達応援団 りょうぜん楽しもう会
月舘地域	0 法人	
計	28 法人	

(令和3年10月1日現在)

◇地域自治組織

地区名	自治組織の名称
伊達西	NPO法人 伊達西地区自治協議会
伊達東	伊達川東地区協議会
栗野	栗野地区自治会
堰本	せきもとさとづくり推進協議会
白根	白根自治協議会
山舟生	山舟生自治振興会
富野	富野自治会
五十沢	五十沢自治会
東大枝	東大枝自治会
保原中央	NPO法人 保原中央自治振興会
大田	大田地区自治振興会
上保原	上保原地域づくり振興会
柱沢	柱沢地域まちづくり振興会
富成	富成地域まちづくり振興会
掛田	掛田自治協議会
霊山	大石ふるさとづくり協議会
石田	石田ふるさと振興会
小国	小国区民会
泉原	泉原自治会
中川	中川区民会
山野川	山野川地区自治協議会
山戸田	山戸田区民会
月舘	つきだて振興会
布川	布川自治振興会
御代田	御代田自治会
下手渡	下手渡自治会
糠田	糠田地域振興会
上手渡	上手渡振興会
計	28 団体

(令和3年10月1日現在)

◇更生保護団体

保護司会	伊達地区保護司会伊達市部会
更生保護女性会	伊達市更生保護女性会
計	2 団体

(令和3年10月1日現在)

2 本市における取組み・評価・課題

(1) 第3期地域福祉計画の考察

平成 29 年度に策定された第3期計画では、2つの目指す姿と8つの基本方針を掲げましたが、本計画策定にあたり、振り返り・検証し、今後の取組みについて考察を行いました。

合併 10 年後までの第2期計画の施策においては、目標を掲げただけでは進まないものや取組みが十分でなかったものについて検討した結果、第3期計画では施策を絞り込み、集中的に展開することにより成果を上げることを目指してきました。

福祉課題の中には比較的短期間で結果が出るものは少なく、地域住民の主体性を形成するためには長い時間が必要です。これまでも、5年、10年先の地域の姿を見据えるとともに、市や社協は地域に寄り添い、住民への継続的な働きかけや財政的な支援等の基盤整備を行う役割を担ってきました。

少子高齢の急速な進展にともなう人口減少社会において、複雑化・多様化する地域での福祉課題の解決には行政の力だけでは難しく、市民や地域の力を合わせる必要があります。

また、この 15 年間で 29 地区中 28 団体の地域自治組織が誕生しており成長が期待され、地域の中には様々な特技や能力を持つ人や活動できる人、団体も多くあります。それらの大切な“人財”を活かしながら、一人ひとりの生活の拠点である地域が、その状況に合わせて主体的に動かなければ課題解決に進むことはできません。

どちらか一方だけではなく、「行政・社協」と「市民・地域」のこの両輪の関係のバランスを図りながら地域づくりに取り組むことによって問題解決に繋がっていくものと考えられます。

そこで、第4期計画では地域の多様な課題を解決するため「地域共生社会」の実現を目指し、「住民が主体となったさらなる地域福祉推進の取組みを行政と社協が支えていく」ことを目的として策定します。

【目指す姿1 すみなれた地域で（安心の地域づくり）】

(1) わかりやすい情報の共有

地域福祉の一層の進展に向けて、必要な方に適切にわかりやすく情報が伝えられるよう、市や地域活動団体、関係機関は協働・連携し、情報の発信及び共有体制の整備を推進してきました。

具体的には、①福祉課題の分析とニーズの把握

- ・民生児童委員協議会及び地域包括支援センター管理者会議で福祉課題協議や情報収集

②市の窓口、社協、地域包括支援センター等、専門機関からの適切な情報伝達

- ・避難行動要支援者制度等の広報・周知
- ・地域包括支援センターの役割や支援内容について、ホームページや市政だより、パンフレット等を通して広報

③講座等の充実と活用

- ・市内小中学校で手話出前講座の実施
- ・消費生活センターの消費者トラブルに関する講座等開催などを行いました。

(2) 必要な方への適切な支援

全ての市民が住みなれた地域で生活していくために、必要な方への適切な支援が行えるよう連携・支援体制を整備してきました。

具体的には、①暮らしにくさを感じる人を支援するための体制の強化

- ・生活困窮者自立支援事業の相談を通し、関係部署・機関が連携
- ・地域包括支援センター管理者会議にて、地域課題の収集の実施
- ・生活支援コーディネーター^{※4}を配置し、地域課題を地域で考える場づくりを推進

②生活困窮者等の自立のための支援の充実

- ・生活困窮者自立支援事業の相談を通し、関係部署・機関が連携
- ・高齢者の生活困窮に関する相談があった際、地域包括支援センターや各関係部署と連携して対応
- ・伊達市成年後見制度利用支援

③福祉サービス等提供による支援の充実

- ・障がい者に対する支援の啓発等の実施
- ・手話奉仕員養成講座等を通じて、障がい者への理解促進と手話言語の習得の推進
- ・介護保険・障がい児者制度によるサービス等の提供などを行いました。

(3) 身近な相談体制の構築

個人や家庭、地域の悩みごとや課題を解決するための第一歩は、相談から始まります。「どこに相談すればよいかわからない」、「相談相手がいない」といったことで問題を重症化させることがないように、明確な相談体制を構築してきました。

具体的には、①相談機能の分担と連携強化

- ・市役所本庁においては住民の方が手続き等行いやすいように相談・手続き窓口を一階に配置するなど関係課とも連携の取りやすい配置とした
- ・社協に障がい者の就労支援事業を委託し、就労に関する身近な相談窓口としての機能を担っている
- ・「保原保健センター改修増築」により、児童福祉と母子保健の連携がとりやすい配置とし、ワンストップ相談が可能となるよう相談窓口の在り方を検討中
- ・伊達市版ネウボラ^{※3}事業の取組みにより、子育て世代包括支援センターによるネウボラ保健師等の相談・支援、子ども家庭総合支援拠点による福祉の相談・支援を実施

②地域における身近な相談体制の充実

- ・ 民生委員・児童委員の周知
 - ・ 民生委員・児童委員の研修（市民児協主催による全体研修、方部ごとの研修）
 - ・ 地域包括支援センターが総合相談窓口となっていることを周知
 - ③ 関連機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行
 - ・ 社協、地域包括支援センター・支所・他課との情報共有、連携による支援
 - ・ 高齢者虐待防止対策協議会、要保護児童対策地域協議会、障がい者の委託相談・自立支援協議会等によるケース課題検討
 - ・ 自立支援調整会議による生活困窮者の支援内容調整
- などを行いました。

(4) 心のバリアフリー化の促進

地域福祉を推進するために、個々人の状況を理解し、お互いを思いやる心（お互いさま）を醸成する、学びの場・機会の充実を図ってきました。

具体的には、①福祉共育^{※2}の推進

- ・ 地域懇談会や市政だよりの発行による情報共有
- ・ 介護予防、認知症予防に関する出前講座を実施
- ・ 市政だよりにて認知症に関する記事を掲載
- ・ 中学1年福祉ボランティア体験活動の実施

② 学校教育、社会教育における人権意識の啓発

- ・ 市ホームページ等による啓発や人権擁護委員による啓発
- ・ 各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、各地域に応じた支援活動を推進
- ・ 小中学校における人権教育の推進
- ・ 小中学校におけるインクルーシブ教育^{※5}の推進
- ・ コロナ禍における差別、誹謗中傷絶無の指導
- ・ いじめの根絶の取組み

③ 正しい知識に基づく偏見や人権侵害の事例を解決していく継続的な取組み

- ・ 高齢者虐待防止対策協議会、伊達市要保護児童対策地域協議会での情報共有支援策協議等の開催
- ・ 広報物を作成し、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知・広報などを行いました。

<課題>

情報の共有化・情報発信、各関係部署・機関がお互いに図るとともに福祉共育^{※2}や啓発活動様々な取組みを行いながら支援を進めていますが、適切な支援を行っていくためにも、支援を受けるためにも住民・地域の方の制度や偏見問題、人権問題等についての理解を進める必要があります。

相談体制については拡充を図ってきましたが、複雑化・多様化している課題に今後に対応していけるよう継続的に体制づくりを進めていく必要があります。

【目指す姿 2 みんなで支える（協働の地域づくり）】

(1) 地域活動の充実と参加の促進

日頃より顔の見える近隣関係・絆づくりに努めることで地域交流を活発化させ、より多くの地域住民の参加を得て地域福祉活動の一層の促進を図ってきました。

具体的には、①あいさつ運動等気軽に参加できる地域活動の充実

- ・行政推進会議等を開催し、地域活動等の情報を共有

②若い世代が参加しやすい地域自治組織等の柔軟な運営

- ・市民活動支援センターによる市民活動団体（NPO、地域組織等）の運営支援や各種情報提供等

- ・スクールコミュニティ^{※6}を活用し、地域と連携した教育活動の推進などを行いました。

(2) 地域全体で支える体制強化

伊達市や社協等との連携・支援により地域活動団体の充実を図り、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的な活動の促進を図ってきました。

具体的には、①社協と連携した地域活動活性化

- ・社協を通して、地域福祉活動団体へ補助金を交付し、地域福祉を充実

②地域と行政の役割の検討

- ・社協を通して、地域福祉活動団体へ補助金を交付し、地域福祉を充実などを行いました。

(3) より安全・安心に暮らせる環境の整備

全ての市民が災害時や緊急時にも安心して地域で暮らせるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の作成等、地域における支援活動の整備を促進してきました。

具体的には、①緊急・災害時支援の充実

- ・避難行動要支援者の登録、個別避難計画の作成
- ・「福祉避難所」の確保
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施している総合防災訓練に代えて、総合支所単位の市内5か所で感染症対策対応型避難所設置・運営訓練を実施
- ・自主防災組織の結成及び活動を支援するため、資機材の整備及び訓練の実施に係る補助や防災セミナー等を実施

②地域安全活動の取組推進

- ・民生委員・児童委員等と連携し、家庭訪問時に防犯に対する周知
- ・認知症高齢者の徘徊対策として、高齢者等見守り QR コード活用事業を実施
- ・警察や消防署等の関係機関との連携強化による地域における犯罪や事故防止に向けた取組み

・伊達市防犯協会連合会及び伊達市防犯協会 17 支部と連携し、防犯の取り組み（支部ごとにパトロール等見回り、啓発活動）を実施などを行いました。

※福祉避難所：高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人のために、何らかの特別な配慮がされた避難所をいう。福祉避難所になる施設は、指定避難所や老人福祉施設、障害者支援施設、保健センター、養護学校、宿泊施設等があげられる。

(4) ボランティア活動の活性化

市民の「お互いさま」の心を育て、その実践活動の場の一つとして、ボランティアを育成し、活動の活性化を図ってきました。

具体的には、①ボランティアの育成と年代に応じた参加の促進

・ボランティアコーディネーター※7 設置（委託）

②ボランティア同士の情報交換・相互援助等による活性化の促進

・ボランティアコーディネーター※7 の設置により、ボランティア活動の推進

などを行いました。

<課題>

みんなで支え合う協働の地域づくりを目指し、地域活動の促進、支え合いの体制の強化を図り、安全・安心に暮らせる環境の整備を地域住民の方々や社協、ボランティア等との連携を図りながら推進してきたことにより、協働の地域づくりは進んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動の停滞に加え、近年多発している自然災害等にも対応していくため、状況に合わせた協働の地域づくりを促進していく必要があります。

(2) 第3期地域福祉計画の評価

第3期地域福祉計画に基づく各種取組みの進捗状況や今後の方向性について、市の各担当部署の進捗状況確認や社協の地域福祉推進委員会での「地域福祉活動計画」の評価を基に総合的に評価を行った結果、「C評価」はありませんでしたが継続的な取り組みも必要であることから評価結果を踏まえ策定するものとします。

評価	内 容	区分	方 向 性
A 80%以上	望ましい状態に達成しつつ成果も大きい	3	取組みを充実させさらなる成果を上げていく
B 60%程度	望ましい状態に近づき一定の成果をあげている	2	現状維持（部分的見直し）継続していく
C 40%未満	望ましい状態に進捗せず成果は少ない	1	取組みを大きく見直し成果を上げていく

基本理念	目指す姿	基本方針	施策の展開	評価	区分	成果・方向性
こころ寄り添う 健やかなまちづくり くせつかく どうもない	すみなれた地域で（安心の地域づくり）	（1）わかりやすい情報の共有	①福祉課題の分析とニーズの把握	B	3	〔継続〕 - 定期的に民生児童委員協議会及び合同会議での市福祉問題についての協議・情報収集を行っており、今後においても継続的な協議や情報収集を行い問題解決等に当たる - 今後も地域包括支援センター管理者会議を継続し、情報収集に努める
			②市の窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、専門機関からの適切な情報提供の充実	B	3	〔継続〕 - 避難行動要支援者制度等の案内を通し継続的に広報を行う - 引き続きパンフレットやHP等を通して周知を図る
			③講座等の充実と活用	B	3	〔継続〕 - 小中学校での手話出前講座では、ろう者への理解と簡単な手話の習得を目指した。障がいへの理解促進が図られた - 消費者トラブル等に関する講座等を開催しているが、主に高齢者等から消費生活センターに相談が寄せられているため、今後も継続的に講座等を開催していく
		（2）必要な方への適切な支援	①暮らしにくさを感じる人を支援するための体制の強化	B	2	〔継続（充実化）〕 - 生活困窮者自立支援事業の相談を通し、関係部署や機関につながった事例もあるため今後も継続的に連携を図る - 地域包括支援センター管理者会議の継続 - 生活支援コーディネーター^{※4}による地域のための場づくりの推進継続
			②生活困窮者等の自立のための支援の充実	A	3	〔継続〕 - 生活困窮者自立支援事業の相談を通し、関係部署や機関につながった事例もあるため今後も継続的に連携を図る。 - 引き続き、各関係部署と連携できる体制整備に努める

		③福祉サービス等提供による支援の充実	A	3	〔継続〕 ・福祉サービスの提供を継続している ・支援を必要としている障がい者等に、法令や条例や規則に基づいたサービスの提供を行っている。市独自の取組みとしては、重度障がい者へのタクシー補助等移動支援を行っている ・継続的なサービスの提供を行う
	(3) 身近な相談体制の構築	①相談機能の分担と連携強化	A	2	〔継続(充実化)〕 ・障がい者の就労に結び付くケースは決して多くはないが、身近な相談窓口として年間約1,000件の相談を受けている ・今後、実際の就労につながる取組みが必要とされている ・「保原保健センター改修増築」により、児童福祉と母子保健の連携がとりやすい配置としワンストップ相談が可能となるよう進める ・伊達市版ネウボラ※³事業のさらなる推進を図る
		②地域における身近な相談体制の充実	A	2	〔継続(充実化)〕 ・民生委員・児童委員への定期的な研修を行っており、継続的な資質向上に努めている ・HPや市政だより、パンフレットを活用した包括支援センターの周知継続
		③関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行	B	3	〔継続〕 問題ケースにおいては、連携による問題解決が図られることが多く、地域包括支援センター、支所、他課とのスムーズな連携ができる体制整備に努める
	(4) 心のバリアフリー化の促進	①福祉共育※ ² の推進	B	3	〔継続〕 貴重な意見をもとに市民のニーズや高齢者における市全体の課題等を勘案し、メニューを更新していく
		②学校教育、社会教育における人権意識の啓発	B	3	〔継続〕 ・認知症地域支援推進員による普及活動 - 認知症サポーター養成講座の開催推進 - HPや市政だより等による知識普及 ・今後も計画的に人権教育を推進する
		③正しい知識に基づく偏見や人権侵害の事例を解消していく継続的な取組み	B	3	〔継続〕 ・引き続き、高齢者虐待防止対策協議会を活用し、市内の虐待対応の確認や再発防止に取り組んでいく ・児童虐待は、子どもの命に直結するため、発見したらずに通告してもらう必要がある ・休日・夜間関係なく対応してもらえる「189」の存在を、より多くの市民に知ってもらい、気軽に連絡してもらえるよう継続した周知が必要である ・要保護児童等の現状をより多くの関係者に知ってもらうことで、地域の目が増え、不測の事態が生じたときに、すぐに連絡してもらえる関係性ができているため、特に動きの多いケースでは、個別ケース検討会をこまめに開催し、実情に合った支援計画になるよう随時変更していく必要がある
みんなで支える(協働の地域づくり)	(1) 地域活動の充実と参加の促進	①あいさつ運動など気軽に参加できる地域活動の充実	B	2	〔継続(充実化)〕 ・行政推進員会議等において地域活動等の情報共有を図った ・地域自治組織においては、地域づくり計画の策定を推進し、より有効な地域活動の実施を支援する

					〔継続(充実化)〕 ・市民活動支援センターにおいて、市民活動団体（NPO、地域自治組織等）の運営支援や各種情報提供等を行った。引き続き、市民活動団体の運営支援等を行うことにより、市民が地域で活動しやすい環境づくりを推進する ・すでに、スクールコミュニティ※6 設置済みの地域については、教育活動の中で連携を強化している ・まだ、設置されていない地域については、設置を計画的に進めるとともに、設置までは学校独自で地域との連携を進める
	(2) 地域全体で支える体制の強化	②若い世代が参加しやすい地域自治組織等の柔軟な運営	B	2	〔継続(充実化)〕 ・市民活動支援センターにおいて、市民活動団体（NPO、地域自治組織等）の運営支援や各種情報提供等を行った。引き続き、市民活動団体の運営支援等を行うことにより、市民が地域で活動しやすい環境づくりを推進する ・すでに、スクールコミュニティ※6 設置済みの地域については、教育活動の中で連携を強化している ・まだ、設置されていない地域については、設置を計画的に進めるとともに、設置までは学校独自で地域との連携を進める
		①社会福祉協議会と連携した地域活動活性化	B	2	〔継続(充実化)〕 ・社協を中心に地域への広報活動を行い、福祉についての理解を図り、組織体制基盤の強化を図るため、支援を継続して行っているが浸透には時間を要するため支援継続するとともに、さらなる連携強化を図る必要がある ・新型コロナウイルス感染症により活動が停滞しているため、対応した取組みが必要
		②地域と行政の役割の検討	B	2	〔継続(充実化)〕 ・社協を通じた地域福祉活動を行い地域課題の確認や団体活動推進のため、助成を行っている。継続的支援をしながら、今後に向けて役割の検討をしていく必要がある
	(3) より安全・安心に暮らせる環境の整備	①緊急・災害時支援の充実	B	2	〔見直し〕 ・避難行動要支援者の登録、個別避難計画の作成を順次進めている。対象者が5,810名のところ登録者は3,333名、個別避難計画作成者は574名。未登録者、未作成者共に多いため継続する ・災害時における福祉避難所のスムーズな受入体制の整備を進めていく必要がある ・訓練の実施により、感染症に対応した避難所設置及び運営について確認することができた。今後も継続して実施していきたい ・自主防災組織の支援に係る取組みにより、新たに4組織が結成され、組織率は60.0%となった。今後も組織率の向上と活動の活性化のため、支援を継続していきたい ・災害時の対応について継続的な見直しが必要
		②地域安全活動の取組推進	B	2	〔見直し〕 ・高齢者等見守りQRコード活用事業の周知 ・啓発活動等により、犯罪件数は減少傾向であったが、令和2年は増加が見られた。そのため、防犯への啓発活動を継続し、犯罪件数の減少を目指す ・見守り強化に向けた見直しが必要 ・地域共生社会を目指し再犯防止に向けた取組みが必要
	(4) ボランティア活動の活性化	①ボランティアの育成と年代に応じた参加の促進	B	3	〔継続〕 ・社協に委託し毎年普及・促進活動を行っており、事業を継続
		②ボランティア同士の情報交換・相互援助等による活性化の促進	B	3	〔継続〕 ・社協のボランティアコーディネーター※7による継続的な普及・活動推進を継続

(3) データに見る伊達市の考察

各種市民アンケートやデータの結果をもとに、第4期計画の策定にあたっての課題を以下に整理します。

(1) 市に関する情報源 (令和2年度まちづくりアンケート調査報告書より)

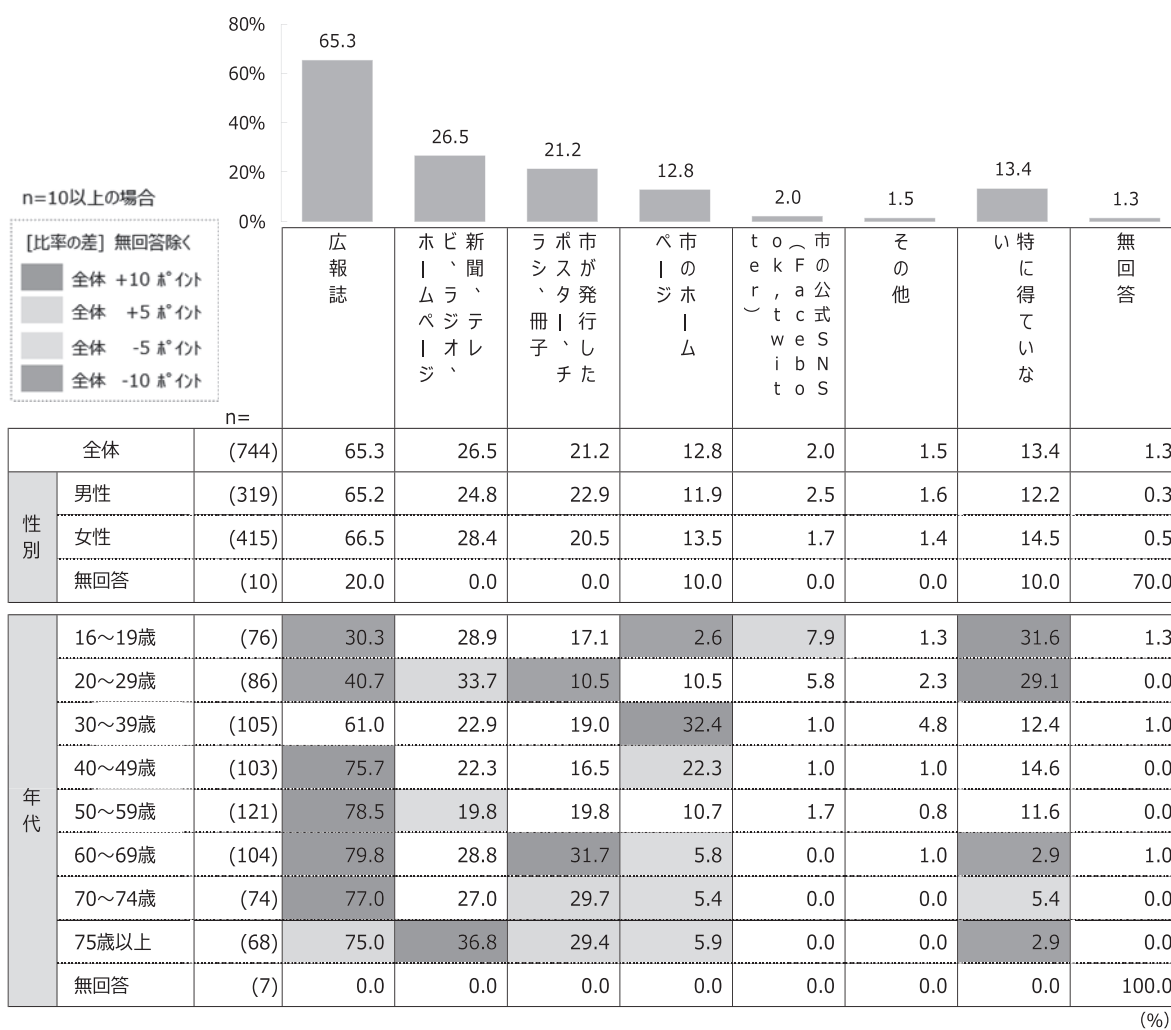
・性別

伊達市に関する情報を何から得ているかについて性別でみると、男女ともに「広報誌」が圧倒的に多く、性別による大きな違いはみられませんでした。

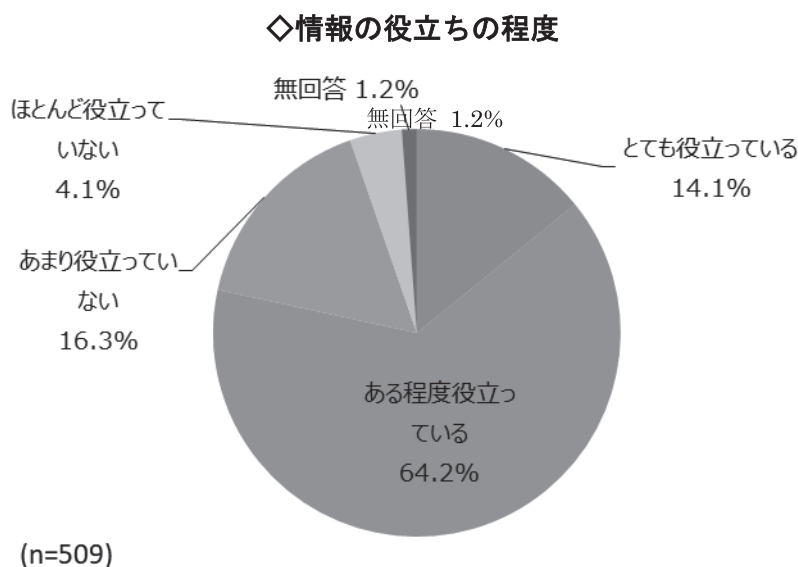
・年代別

年代別にみると、最も多い「広報誌」では40代以上で7割を超え、20代以下と30ポイント以上の差がみられ、年代による違いが顕著となっています。「特に得ていない」は低い年代で高くなる傾向にあります。

◇市に関する情報源 (性別・年代別)



- ・広報誌やホームページに掲載している情報については、「とても役立っている」が14.1%、「ある程度役立っている」が64.2%で、役立っているとの回答が約8割に上っています。
- ・「あまり役立っていない」は16.3%、「ほとんど役立っていない」は4.1%となりました。



(2) 住み心地 （令和2年度まちづくりアンケート調査報告書より）

(ア)伊達市の住みよさ

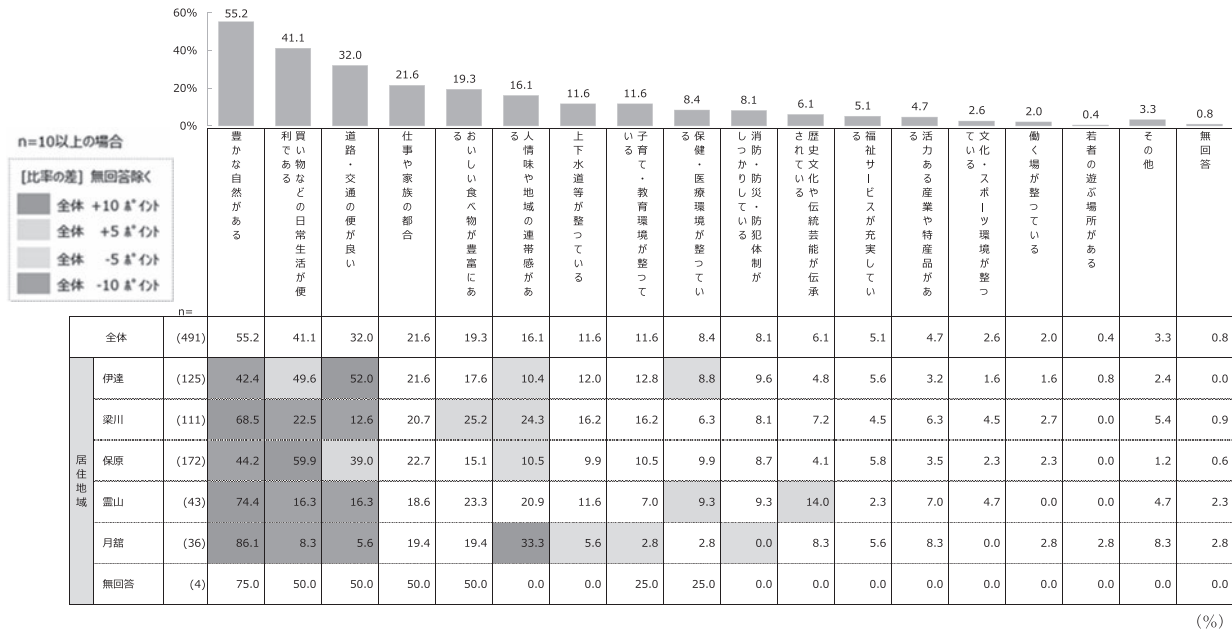
- ・居住地域別でみると、伊達・保原地域では肯定的な見方が7割を超えているのに対し、霊山地域では5割を下回り、地域による違いが見受けられます。
- ・居住地域別でみると、「豊かな自然がある」は月舘・霊山・梁川地域で高くなっています。
- ・「買い物などの日常生活が便利である」「道路・交通の便が良い」は伊達・保原地域での回答が多く、他の地域との差が大きく表れています。

◇伊達市の住みよさの程度（居住地域別）

		n=	住みよい	まあまあ住みよい	どちらともいえない	あまり住みよいとはいえない	住みにくい	その他	無回答
全体		(744)	22.2	43.4	12.1	16.5	2.8	2.3	
居住地域	伊達	(174)	30.5	40.8	10.3	12.6	3.4	1.1	
	梁川	(181)	18.2	42.5	19.3	14.9	1.1	1.2	
	保原	(226)	25.2	50.4	8.8	12.4	1.3	1.8	
	霊山	(87)	11.5	37.9	10.3	28.7	6.9	4.6	
	月舘	(67)	13.4	40.3	10.4	28.4	4.5	3.0	
	無回答	(9)	33.3	11.1	11.1	22.2	11.1	11.1	

1%未満のデータは非表示（%）

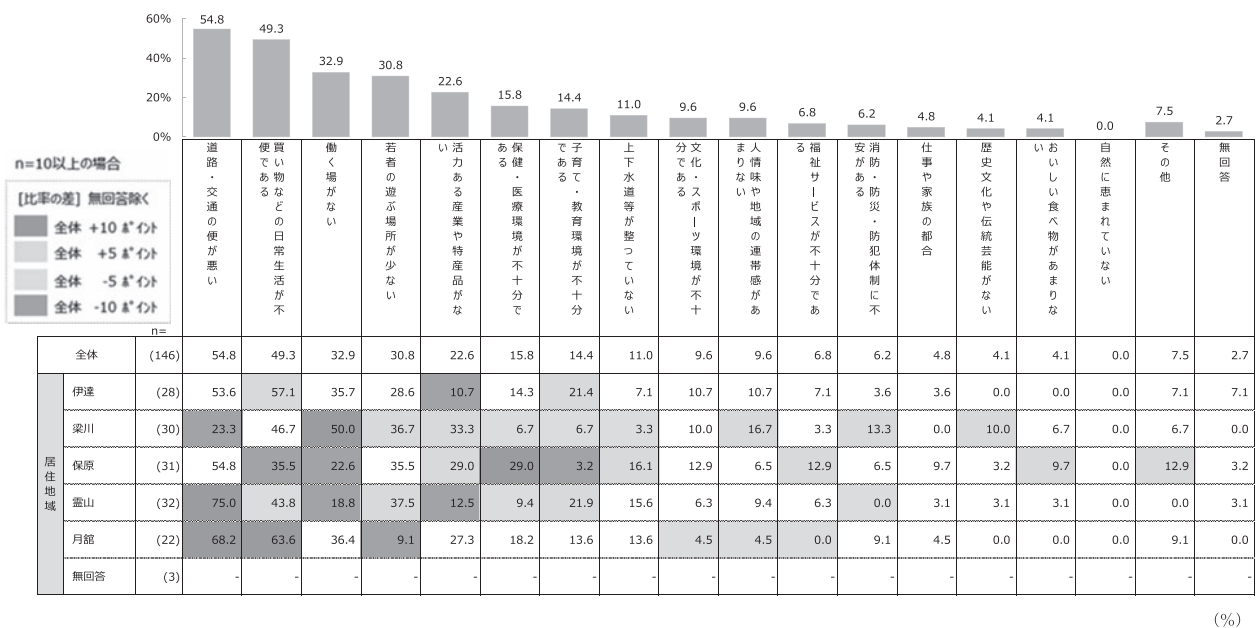
◇伊達市の住みよさの理由（居住地域別）



(イ) 伊達市の住みにくい理由

- ・居住地域別にみると、「道路・交通の便が悪い」については、霊山・月館地域での回答が目立ち、月館地域は「買い物などの日常生活が不便である」も高くなっています。
- ・保原地域では、「保健・医療環境が不十分である」が他の地域に比べて高くなっています。
- ・梁川地域では、「働く場がない」が他の地域に比べて高くなっています。

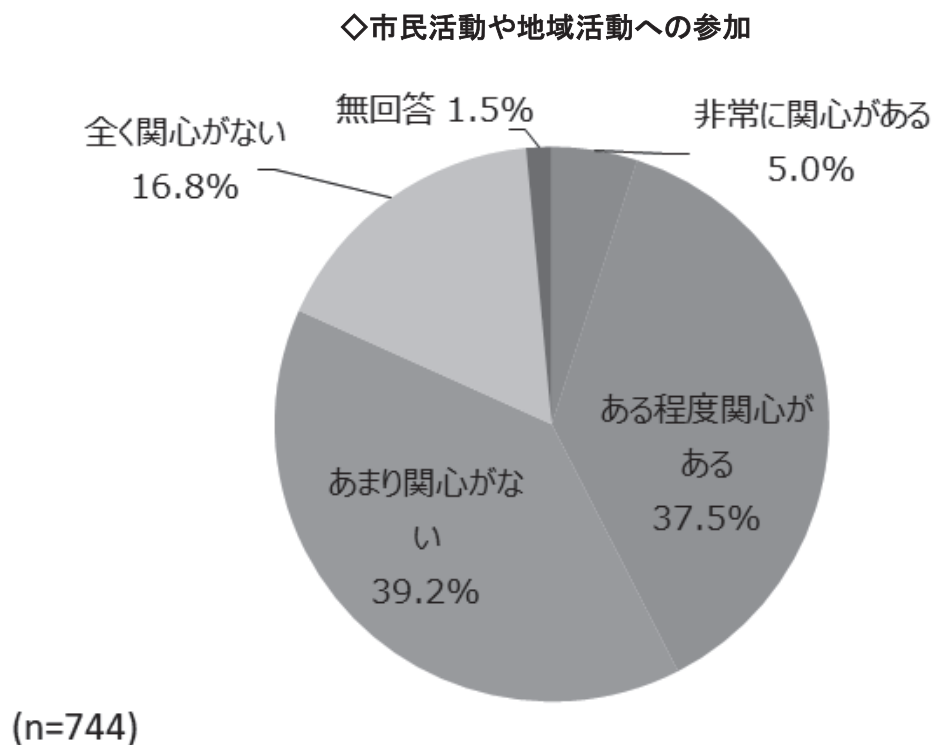
◇伊達市の住みにくい理由（居住地域別）



(3) 市民活動や地域活動への参加（令和2年度まちづくりアンケート調査報告書より）

(ア) 町内会や自治会等への関心

- ・自分の住む地域の町内会や自治会等への関心については、「非常に関心がある」が5.0%、「ある程度関心がある」が37.5%で、関心があるとの回答は42.5%に上っています。
- ・一方、「全く関心がない」は16.8%、「あまり関心がない」は39.2%で、関心がないとの回答は5割を超えています。



(イ) 市民活動や地域活動等への参加

・性別

市民活動や地域活動への参加有無を性別でみると、男性は「町内会・自治会等」「お祭りや地域のイベント等」「消防団」などで女性を上回り、女性は「こども会」「PTA」「婦人会」などで男性を上回っています。

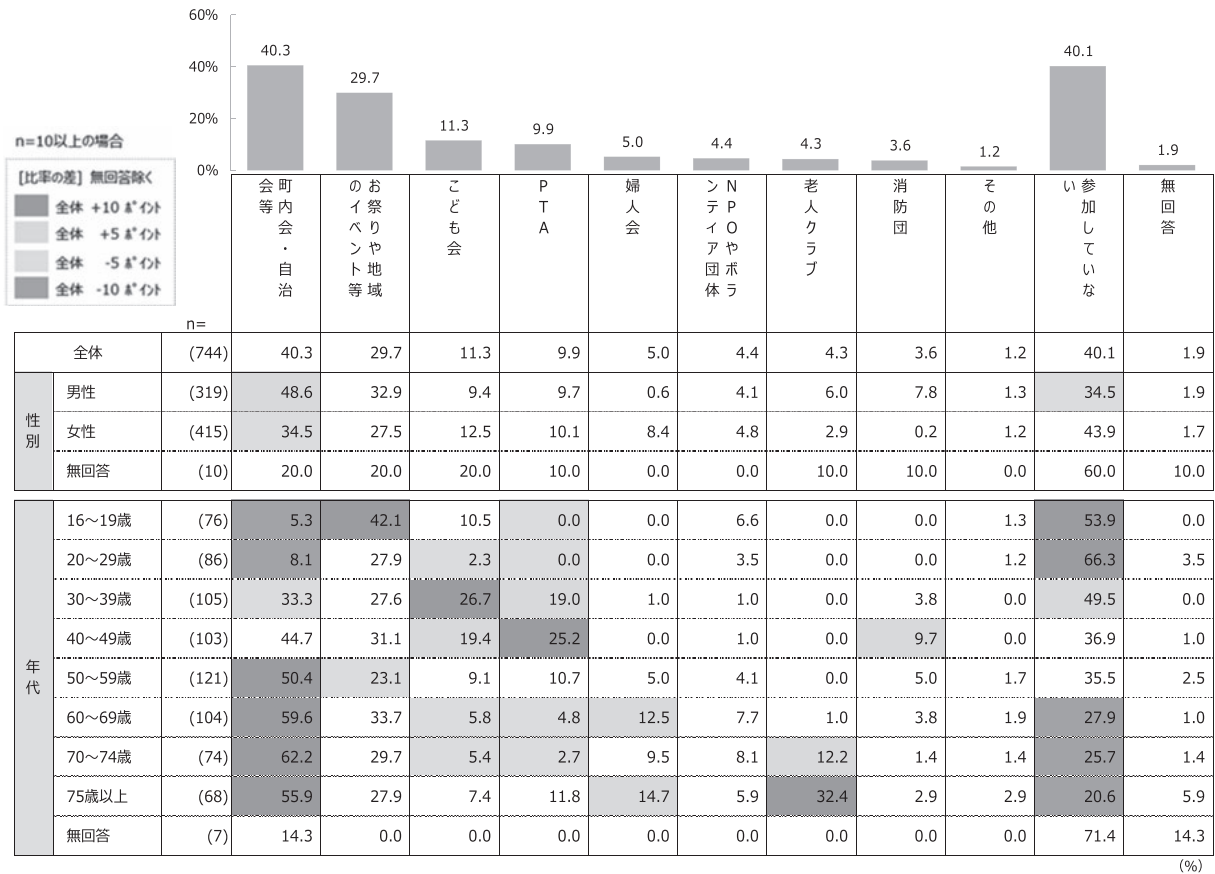
・年代別

年代別にみると、「町内会・自治会等」は年代が上がるほど多くなり、反対に若い年代では「参加していない」が多くなっています。

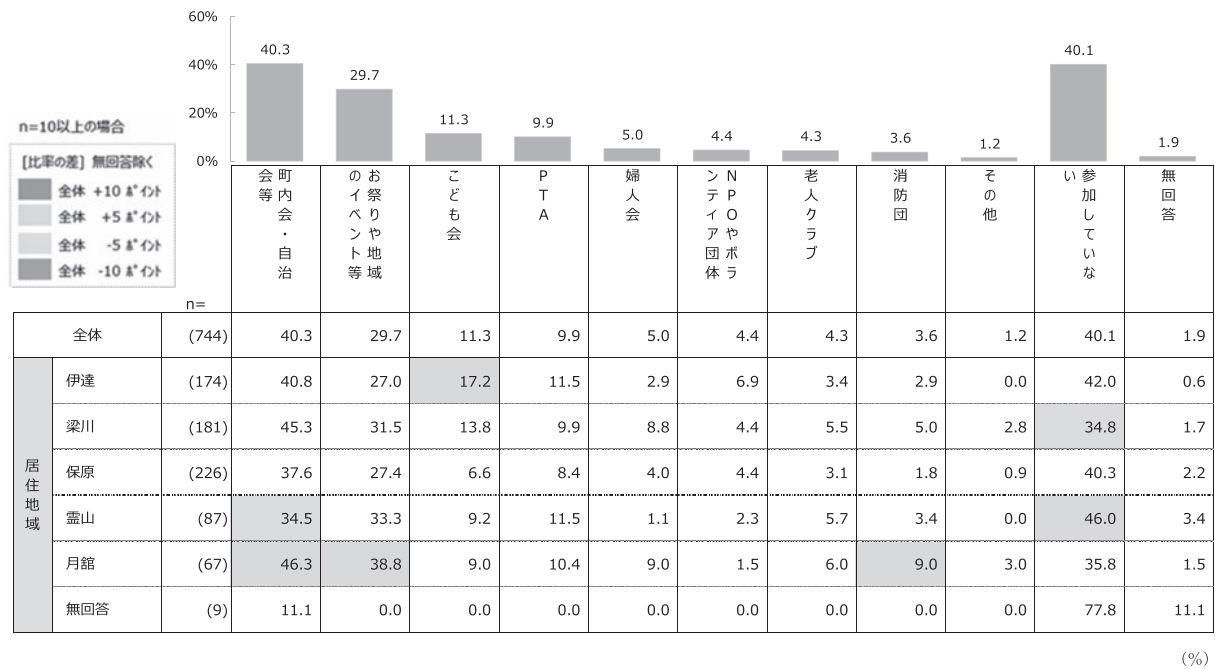
・居住地域別

居住地域別でみると、月舘・梁川地域では様々な活動への参加が多くなっています。霊山地域では「参加していない」が46.0%で最も高くなっています。

◇市民活動や地域活動への参加（性別・年代別）



◇市民活動や地域活動への参加（居住地域別）



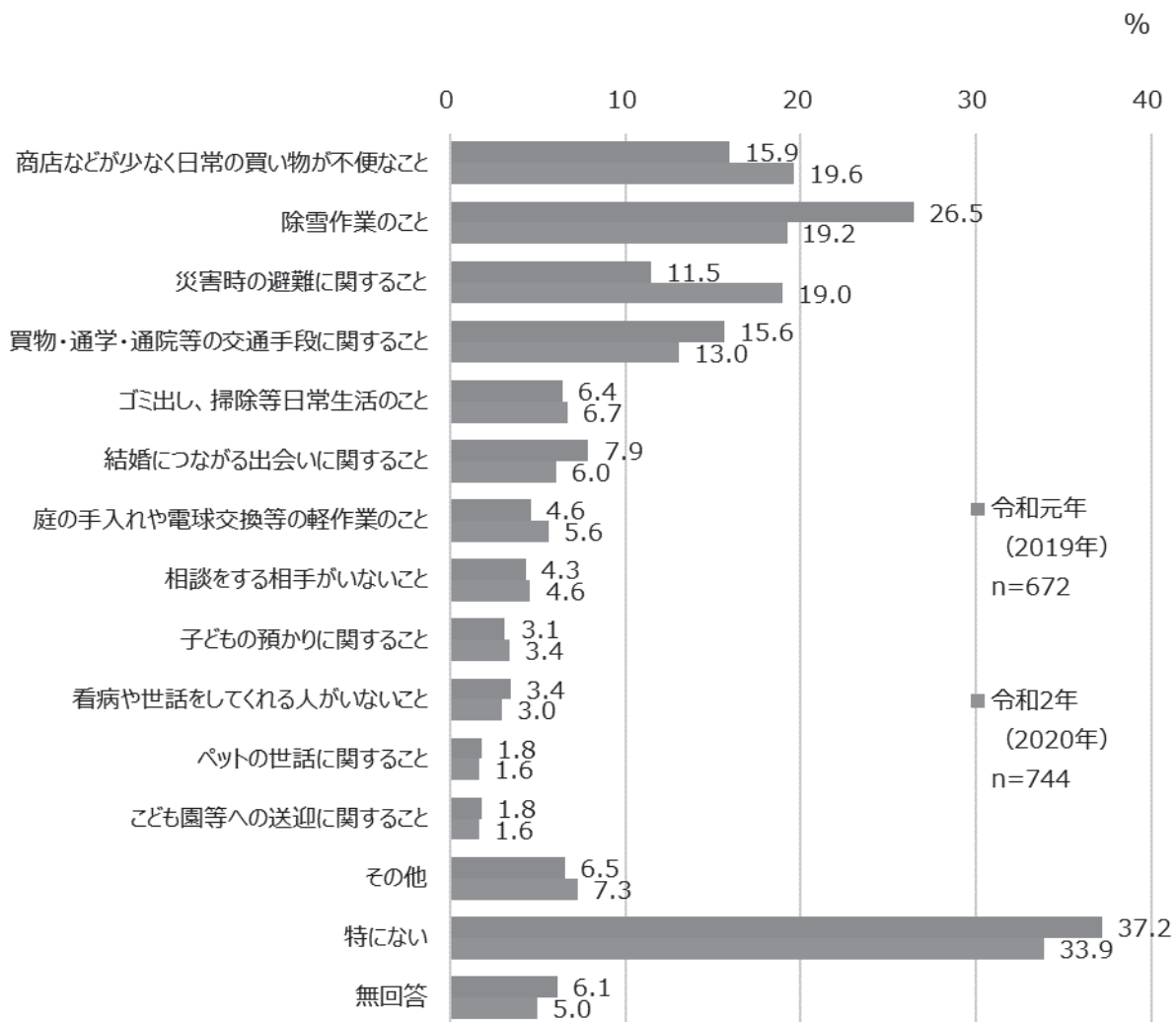
(4) 日常で困っていること、手助けや協力できること

(令和2年度まちづくりアンケート調査報告書より)

(ア) 日常生活で困っていること

- ・日常生活において困っていることについては、「商店などが少なく日常の買い物が不便なこと」が19.6%、で最も多く、次いで「除雪作業のこと」が19.2%と続いています。
- ・「災害時の避難に関すること」が19.0%で前年より大幅に増加しており、令和元年東日本台風の影響によるものとみられます。
- ・「除雪作業のこと」が前年より減少しており、暖冬の影響がうかがえます。

◇日常で困っていること



・性別

日常生活において困っていることを性別でみると、女性が高い項目が多くなっていますが、大きな違いはみられませんでした。

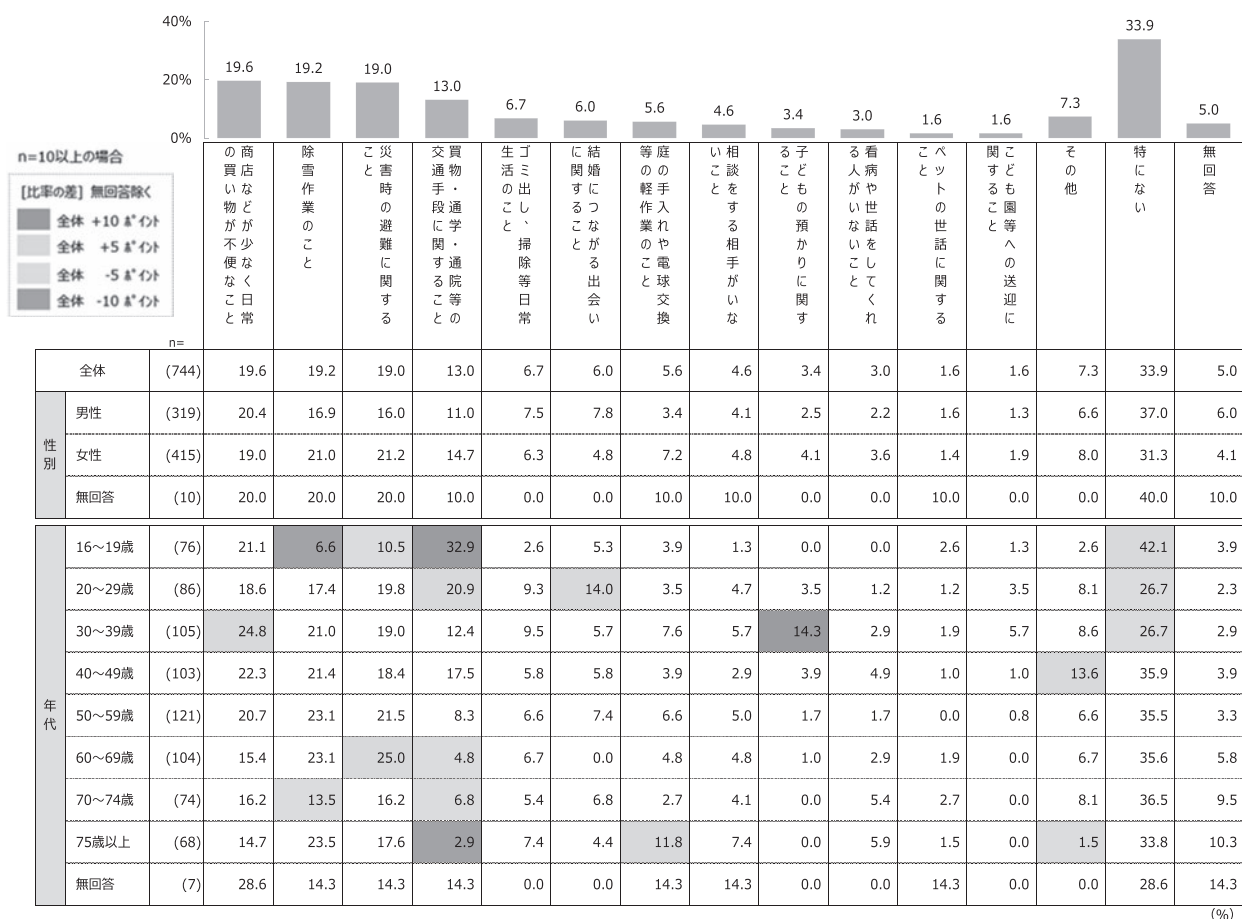
・年代別

年代別でみると、「買物・通学・通院等の交通手段に関すること」については年代が下がるほど多くなる傾向がみられ、30代では「子どもの預かりに関すること」についての回答が目立っています。

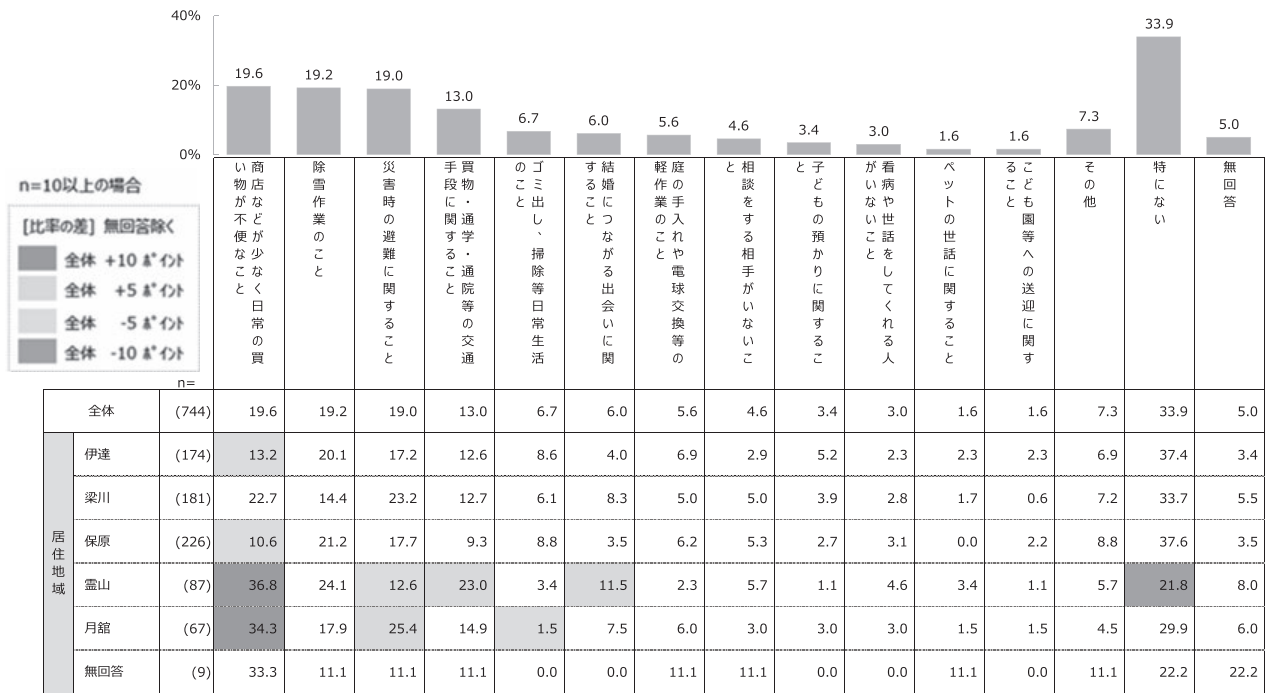
・居住地域別

居住地域別でみると、霊山・月舘地域では「商店などが少なく日常の買い物が不便」への回答が顕著に多くなっています。

◇日常で困っていること（性別・年代別）



◇日常で困っていること（居住地域別）



(%)

(イ)手助けや協力できること

- ・近所の方が困っている場合に手助けしたり協力できることについては、「ゴミ出し、掃除等日常生活のこと」が23.3%で最も多く、次いで「除雪作業のこと」が23.0%となっています。
- ・「災害時の避難に関すること」が21.0%と2割を超えており、令和元年東日本台風の意識が強く残っているものとみられます。

・性別

手助けや協力できることについて性別でみると、「除雪作業」「災害時の避難に関すること」は男性からの回答が多くなっています。

・年代別

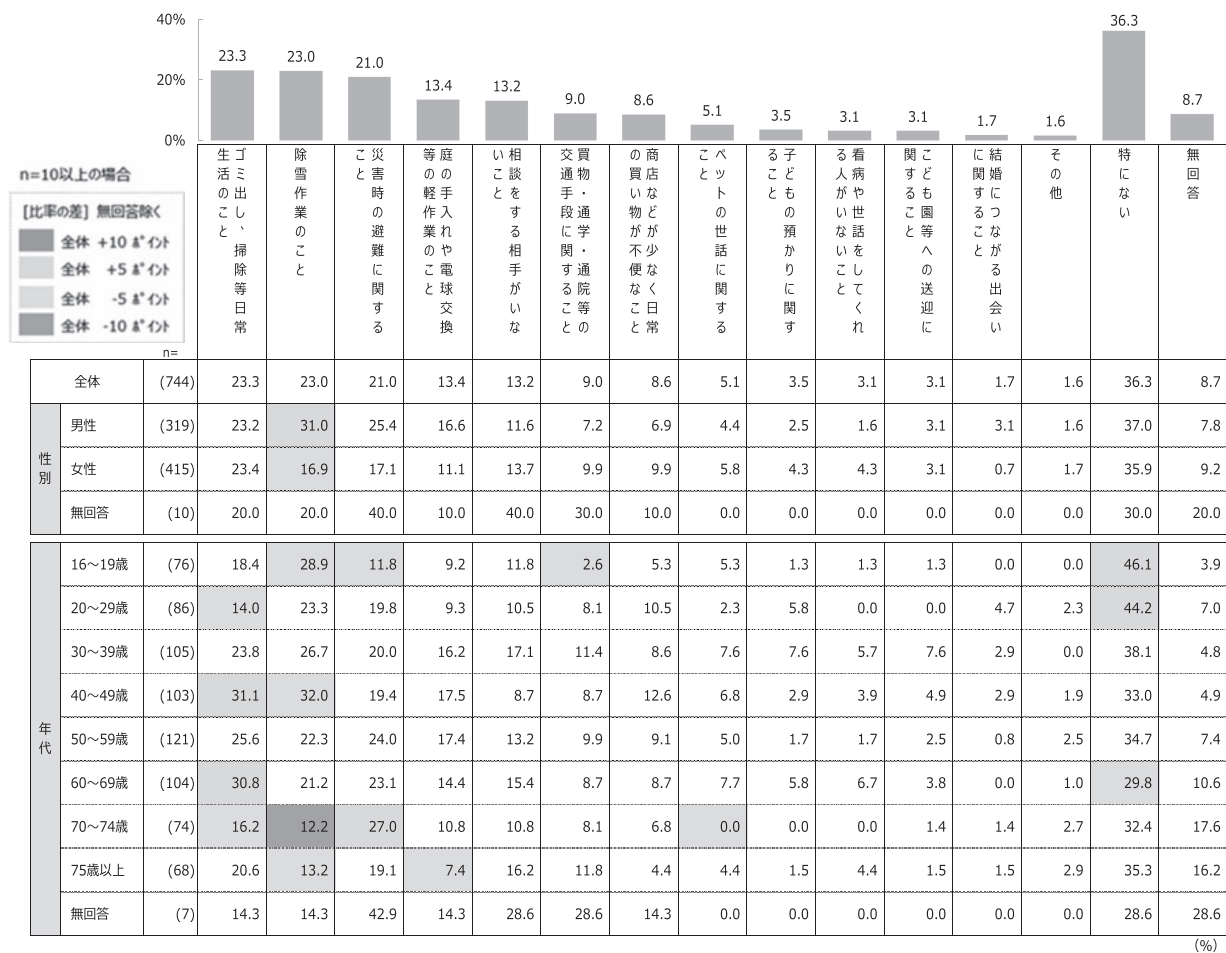
年代別でみると、「災害時の避難に関すること」は年代が上がっても多くの回答があり、災害対応の意識が浸透しているものとみられます。

・居住地域別

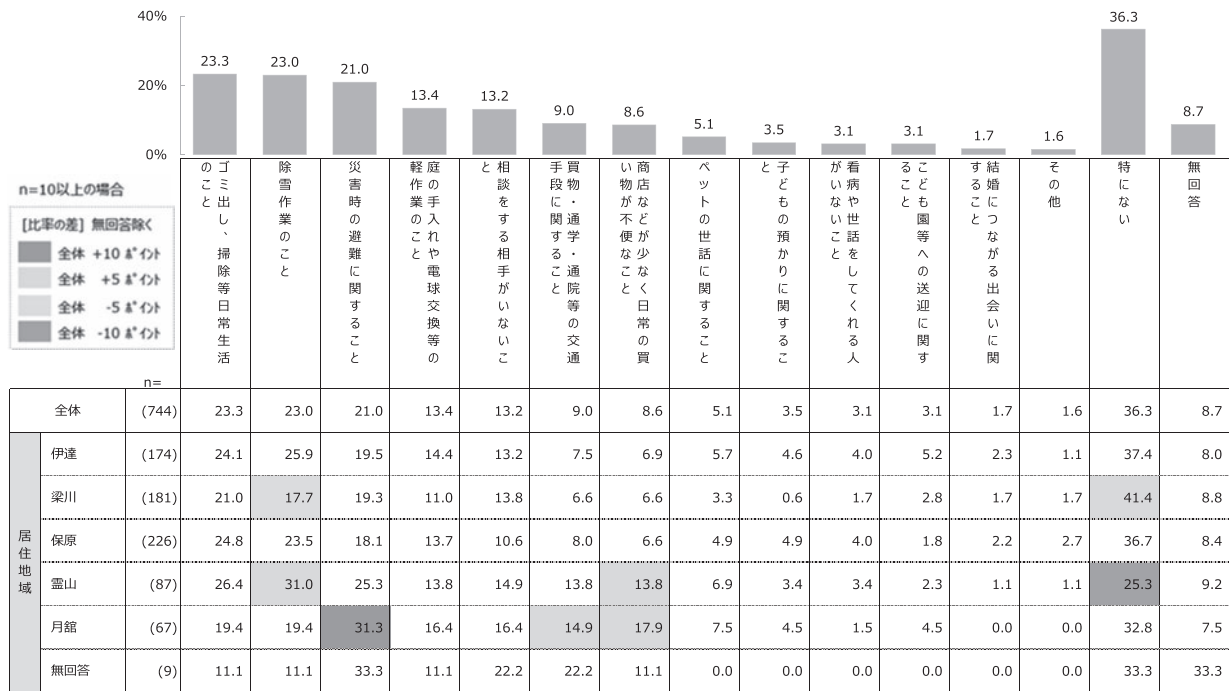
居住地域別でみると、霊山・月舘地域で多くの項目への回答が目立っています。

特に、月舘地域では「災害時の避難に関すること」への回答割合が高くなっています。

◇手助けや協力できること（性別・年代別）



◇手助けや協力できること（居住地域別）



(%)

(5) 防災について （令和２年度まちづくりアンケート調査報告書より）

(ア)最寄りの指定避難所の認知度

- ・ 災害発生時の最寄りの指定避難所については、「知っている」が76.6%で、「知らない」は20.8%となりました。令和元年東日本台風を経験し、防災意識の高まりがうかがえます。
- ・ 年代別
年代別でみると、「知っている」は最も少ない「20～29歳」でも60.5%と6割を超え、60代以上では8割を超えています。
- ・ 居住地別
居住地域別でみると、「知っている」は月舘・伊達地域で8割を超えているほか、いずれの地域でも高い割合となっています。

◇最寄りの指定避難所の認知度（年代別）

n=			知っている	知らない	無回答
全体			(744)	76.6	20.8 2.6
年代	16～19歳	(76)	72.4	25.0	2.6
	20～29歳	(86)	60.5	38.4	1.2
	30～39歳	(105)	74.3	25.7	
	40～49歳	(103)	79.6	17.5	2.9
	50～59歳	(121)	77.7	19.0	3.3
	60～69歳	(104)	83.7	14.4	1.9
	70～74歳	(74)	83.8	12.2	4.1
	75歳以上	(68)	80.9	16.2	2.9
	無回答	(7)	71.4	28.6	

1%未満のデータレベルは非表示 (%)

◇最寄りの指定避難所の認知度（居住地域別）

		n=	知っている	知らない	無回答
全体		(744)	76.6	20.8	2.6
居住地域	伊達	(174)	81.0	17.8	1.1
	梁川	(181)	71.3	25.4	3.3
	保原	(226)	74.8	23.0	2.2
	霊山	(87)	79.3	18.4	2.3
	月舘	(67)	82.1	14.9	3.0
	無回答	(9)	77.8	22.2	

1%未満のデータラベルは非表示 (%)

(イ)令和元年東日本台風の際の避難行動

- ・令和元年東日本台風の際の避難行動については、「避難の必要がなかった」が 63.6%で最も多く、次いで「避難が必要だと思ったが、特に避難行動をとらなかった」が 15.2%、「自宅の2階以上に避難した」が 8.6%、などと続いています。
- ・一方、「目的地（避難先）にたどり着けなかった」も少数ながら 0.7%ありました。
- ・年代別

年代別でも大きな違いはみられませんでした。が、「指定避難場所に避難した」は 60 代以上で割合が高めとなっています。

- ・居住地別

居住地域別でみると、保原地域では「避難の必要がなかった」が 73.5%と唯一 7 割を超えています。霊山・月舘地域では「指定避難場所に避難した」が比較的高く 10%前後となりました。

◇令和元年東日本台風の際の避難行動（年代別）

		n=	指定避難所に 避難した	親戚・友人宅に 避難した	自宅の2階以上 に避難した	目的地（避難 先）にたどり着けな かった	避難が必要だと思っ たが、特に避難行動をと らなかった	避難の必要が なかった	無回答
全体		(744)	5.1	4.7	8.6	15.2	63.6		2.2
年代	16～19歳	(76)	3.9	7.9	10.5	17.1	57.9		2.6
	20～29歳	(86)	3.5	4.7	11.6	15.1	64.0		1.2
	30～39歳	(105)	3.8	6.7	11.4	14.3	63.8		
	40～49歳	(103)	4.9	3.9	8.7	1.9	14.6	65.0	1.0
	50～59歳	(121)	4.1	14.1	6.6	1.7	14.0	66.9	2.5
	60～69歳	(104)	8.7	3.8	8.7	1.0	15.4	60.6	1.9
	70～74歳	(74)	5.4	4.1	5.4		14.9	67.6	2.7
	75歳以上	(68)	7.4	5.9			16.2	66.2	4.4
	無回答	(7)			28.6		28.6	14.3	28.6

1%未満のデータレベルは非表示（%）

◇令和元年東日本台風の際の避難行動（居住地域別）

		n=	指定避難所に 避難した	親戚・友人宅に 避難した	自宅の2階以上 に避難した	目的地（避難 先）にたどり着けな かった	避難が必要だと思っ たが、特に避難行動をと らなかった	避難の必要が なかった	無回答
全体		(744)	5.1	4.7	8.6	15.2	63.6		2.2
居住 地域	伊達	(174)	6.3	2.9	9.2	17.8	62.1		1.7
	梁川	(181)	3.3	7.2	11.0	16.0	59.7		2.2
	保原	(226)	2.7	3.1	5.3	13.3	73.5		1.8
	霊山	(87)	9.2	4.6	10.3	1.1	16.1	55.2	3.4
	月舘	(67)	10.4	4.5	10.4	3.0	9.0	62.7	
	無回答	(9)			33.3		33.3	11.1	22.2

1%未満のデータレベルは非表示（%）

（ウ）令和元年東日本台風の際の避難行動をとらなかった理由

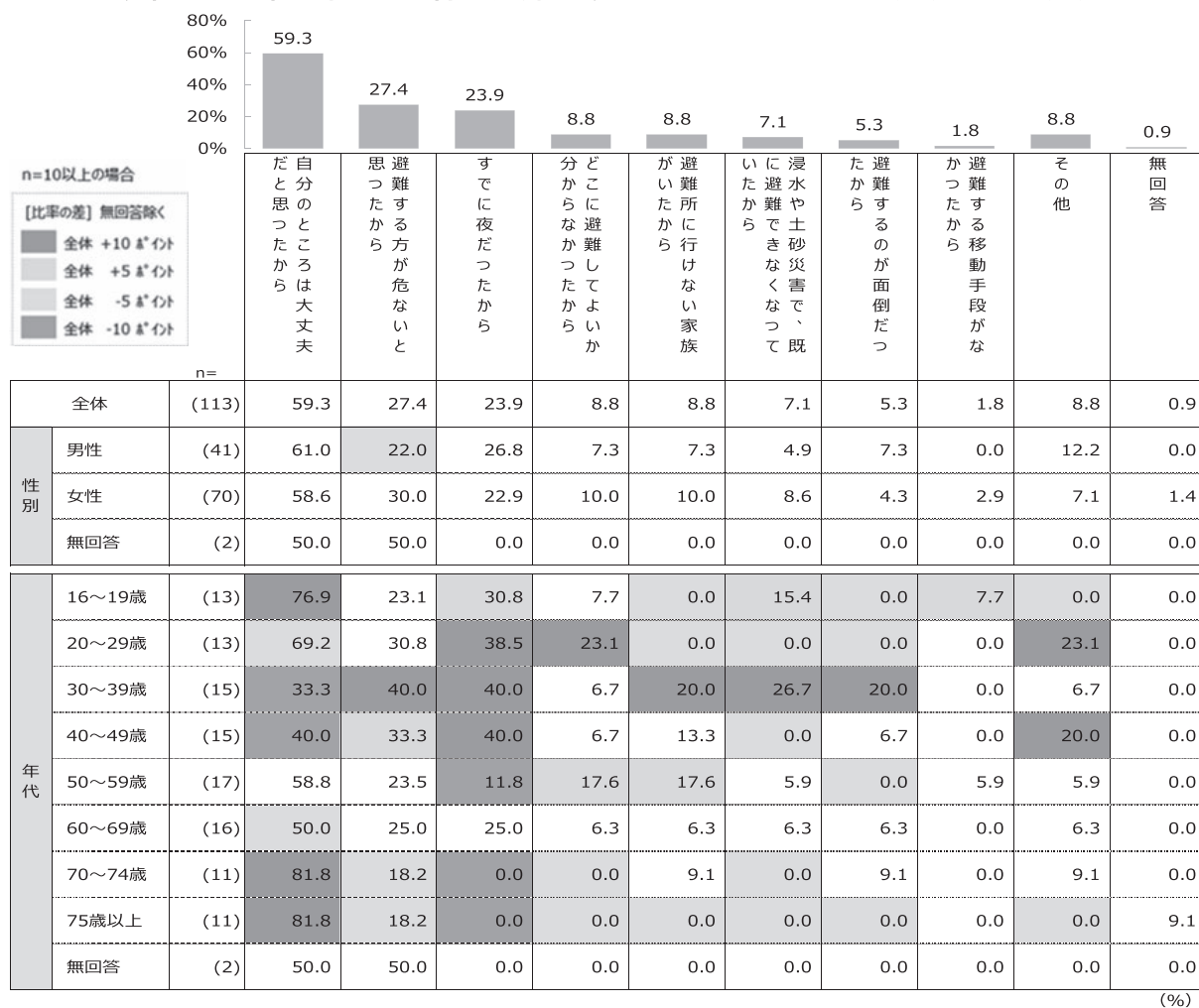
- ・避難が必要だと思ったにもかかわらず、避難行動をとらなかった理由については、「自分のところは大丈夫だと思ったから」が 59.3%で最も多く、次いで「避難する方が危ないと思ったから」が 27.4%、「すでに夜だったから」が 23.9%などと続いています。
- ・「どこに避難してよいかわからなかったから」、「避難所に行けない家族がいたから」がともに 8.8%と、避難に対する課題もみられる結果となりました。
- ・年代別

年代別でみると、「自分のところは大丈夫だと思ったから」は若年層と高齢層で高い傾向がみられます。各年代により回答の集中度合いが異なり、それぞれ抱えている事情により避難を難しくさせるケースがあるものとみられます。

・居住地別

居住地域別でみると、梁川地域では「自分のところは大丈夫だと思ったから」が72.4%で高めとなっています。

◇令和元年東日本台風の際の避難行動をとらなかった理由（性別・年代別）



◇令和元年東日本台風の際の避難行動をとらなかった理由（居住地域別）



(%)

(6) 新型コロナウイルス感染症について（困ったこと）

（令和2年度まちづくりアンケート調査報告書より）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で困ったことについては、「マスクや消毒液などが手に入らなかった」が55.5%で最も多く、次いで「ストレスがたまった」が47.7%、「施設の休館や外出自粛などによってやりたいことができなかった」が42.3%などと続いています。
- ・実際に「健康状態が悪化した」は3.5%でした。

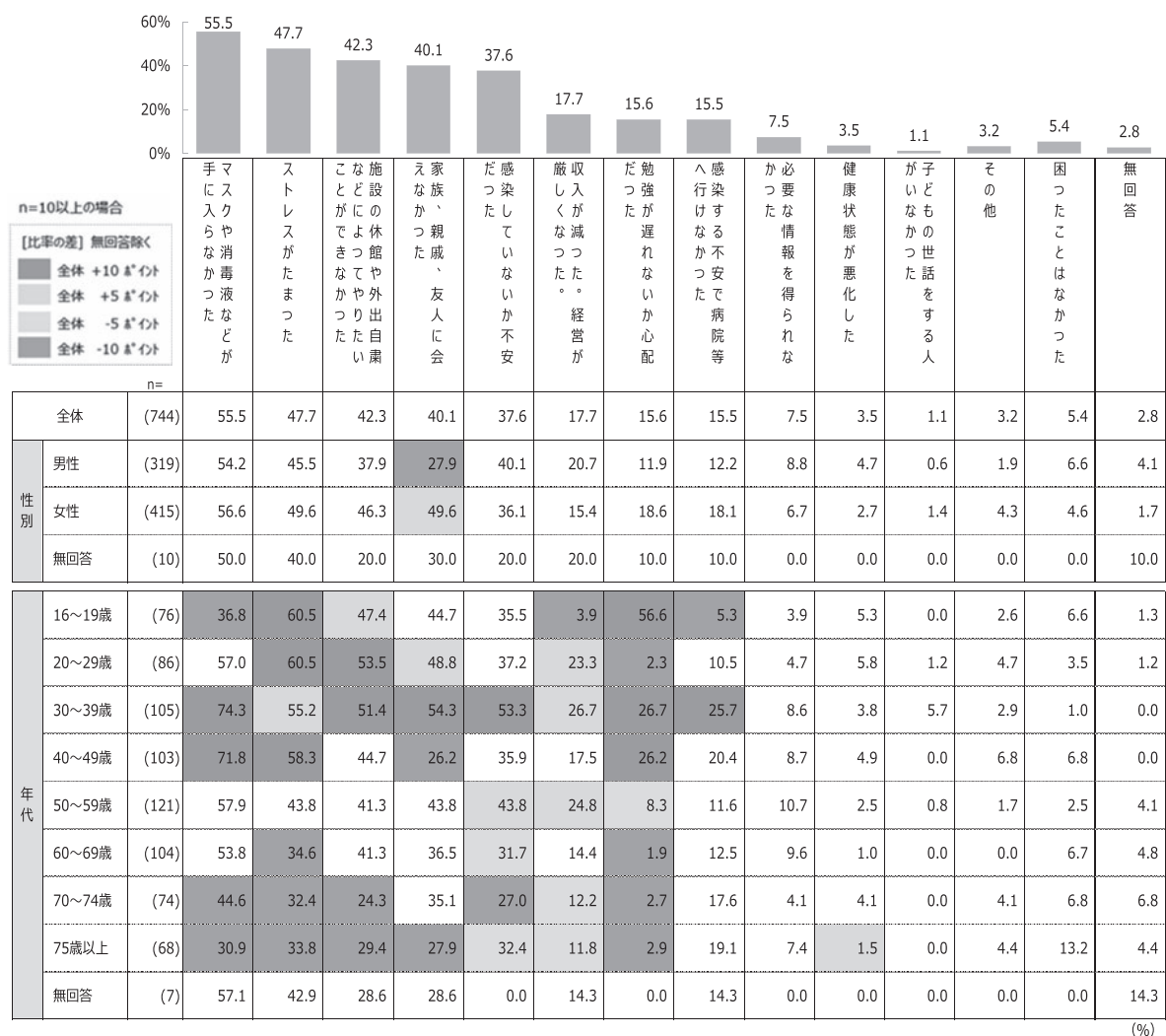
・年代別

年代別でみると、50歳未満の回答割合が高い項目が多く、高齢層との違いがみられます。

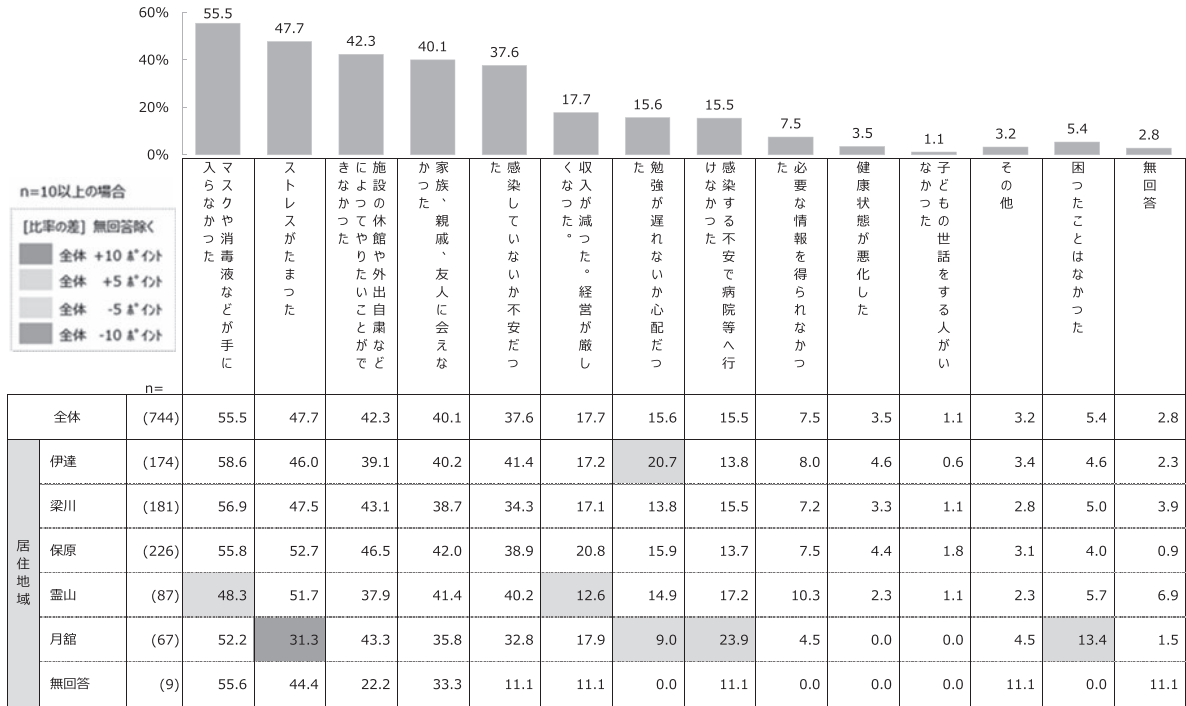
・居住地別

居住地域別でみると、月舘地域では「ストレスがたまった」が少ない結果となりましたが、ほかに大きな違いはみられませんでした。

◇新型コロナウイルス感染症について困ったこと（性別・年代別）



◇新型コロナウイルス感染症について困ったこと（居住地域別）



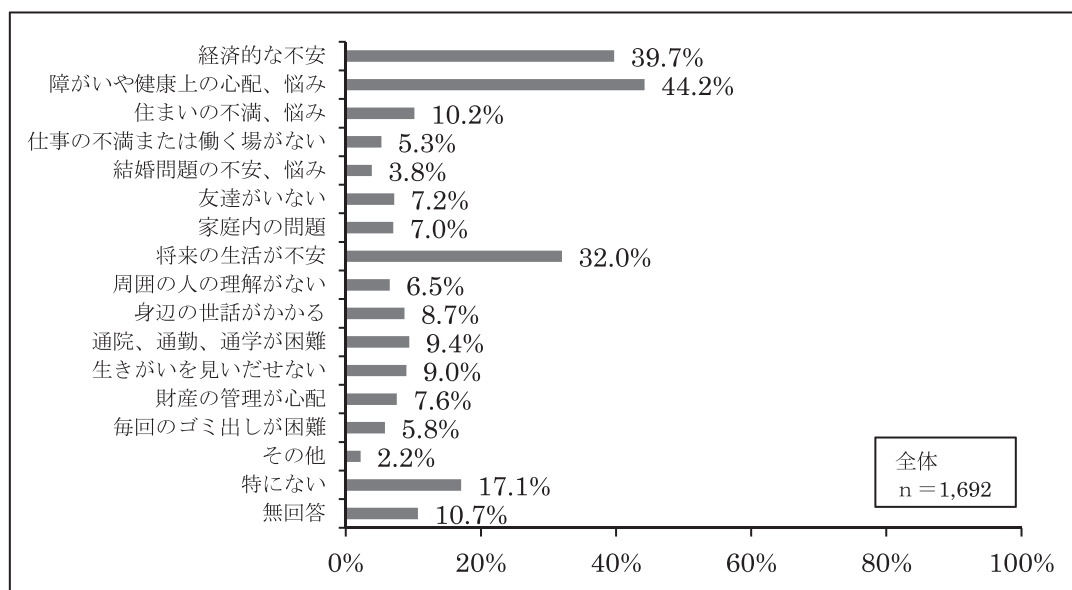
(%)

(7) 障がい者が生活の中で困っていること、不安・悩みの相談先について

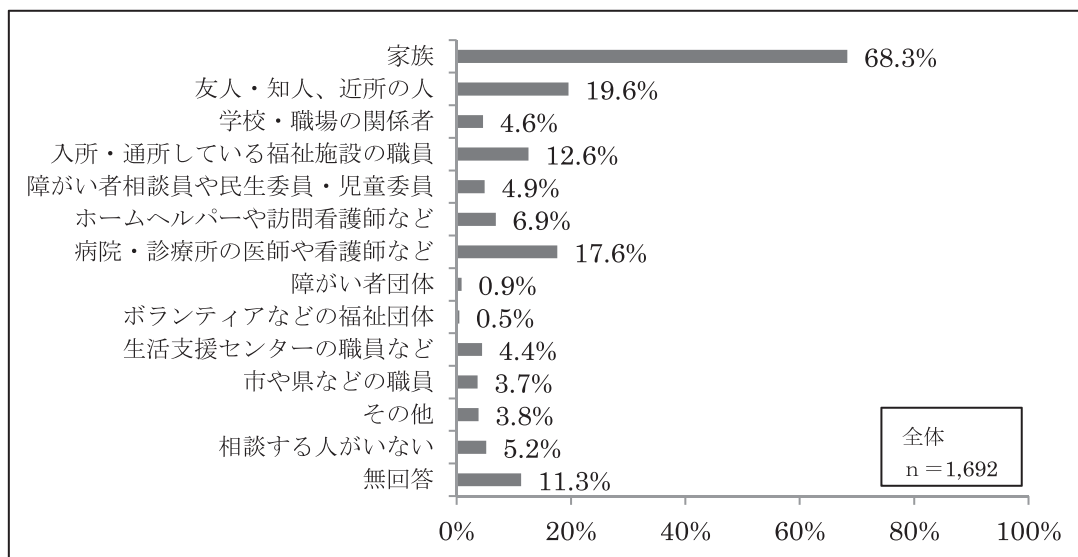
(伊達市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画アンケート結果より)

- ・現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みをみると、「障がいや健康上の心配、悩み」(44.2%) が最も多く、次いで「経済的な不安」(39.7%)、「将来の生活が不安」(32.0%) となっています。
- ・困っていることや将来に対する不安・悩みの相談先をみると、「家族」(68.3%) が最も多く、次いで「友人・知人、近所の人」(19.6%)「病院・診療所の医師や看護師など」(17.6%)、となっています。

◇障がい者が生活の中で困っていること



◇不安・悩みの相談先



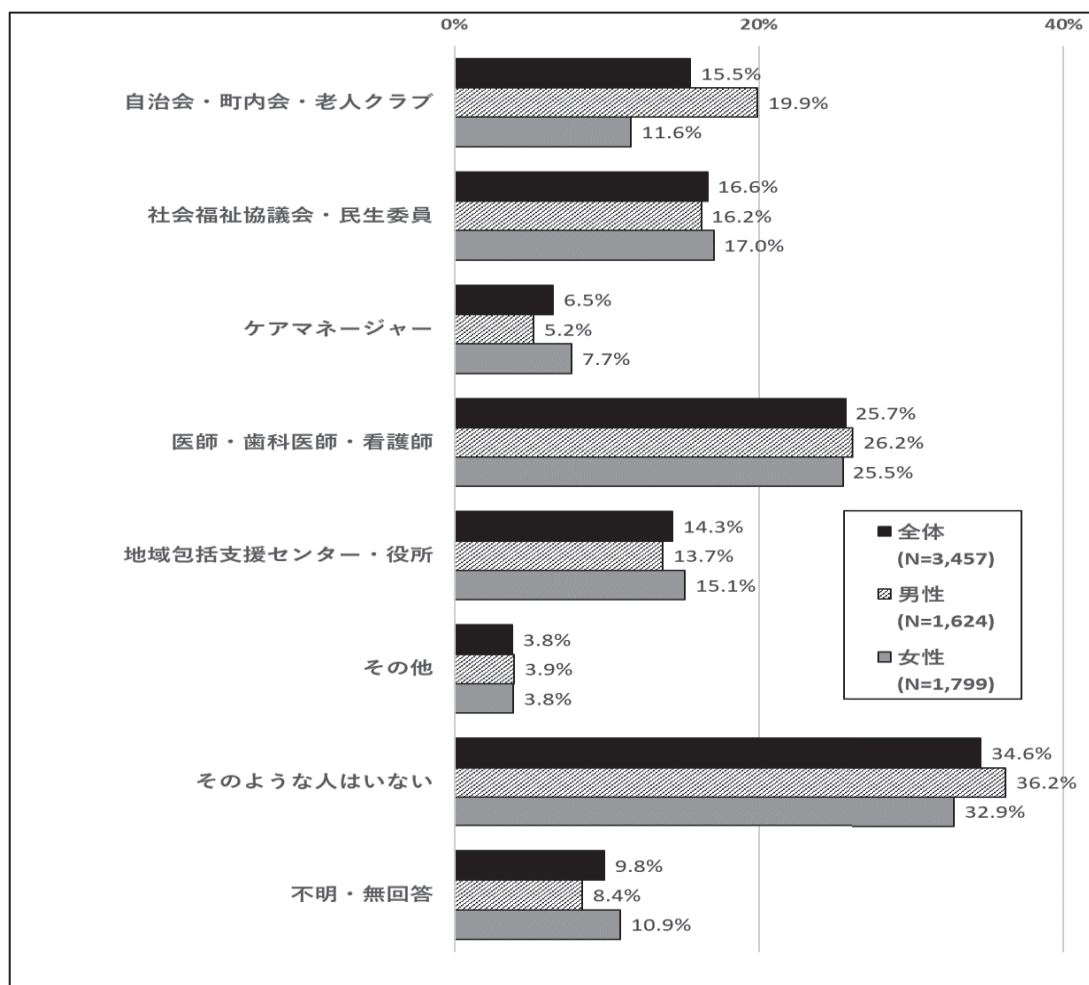
(8) 高齢者の家族や友人・知人以外で相談する相手について

(伊達市地域包括ケア推進計画アンケート結果より)

- ・家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

全体で「そのような人はいない」と回答した方が 34.6%と高くなっており、次いで「医師・歯科医師・看護師」が 25.7%となっています。男女別でも「そのような人はいない」と回答した方が 3 割以上と最も高く、「医師・歯科医師・看護師」が 2 割強となっています。

◇高齢者の家族や友人・知人以外で相談する相手



(9) 保護者が抱える悩みなどについて (第2期子ども子育て支援事業計画アンケート結果より)

- ・保護者が抱える悩みなど

保護者が抱える悩みや問題については、「病気・発育・発達に関すること」(83.3%)が最も多く、次いで「しつけの仕方がわからないこと」(55.6%)、「子育てに関しての配偶者の協力が少ないこと」「子どもの気持ちがくみ取れない、わからない」(同率50.0%)などとなっています。

- ・保護者が子育てをするにあたって地域に求めること

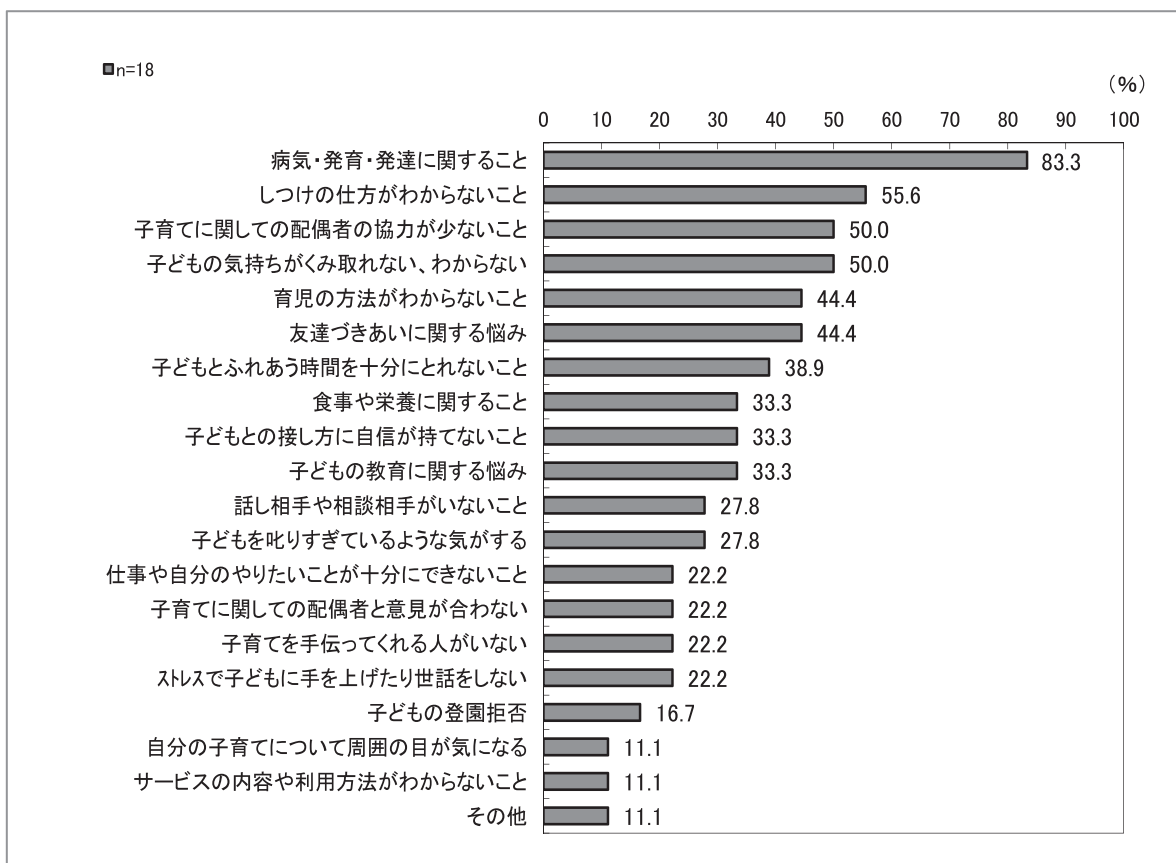
保護者が子育てをするにあたって地域に求めることについては「子育ての相談や情報交換をしたい」(83.3%)が最も多く、次いで「緊急時に子どもを預かってほしい」「地域で子どもを見守り育てる空気をつくる」(同率 50.0%)などとなっています。子育ての不安を解消してい

くための相談体制の拡充のみならず、子育てに関する周囲の理解や保護者のストレスの軽減等も図っていく必要があります。

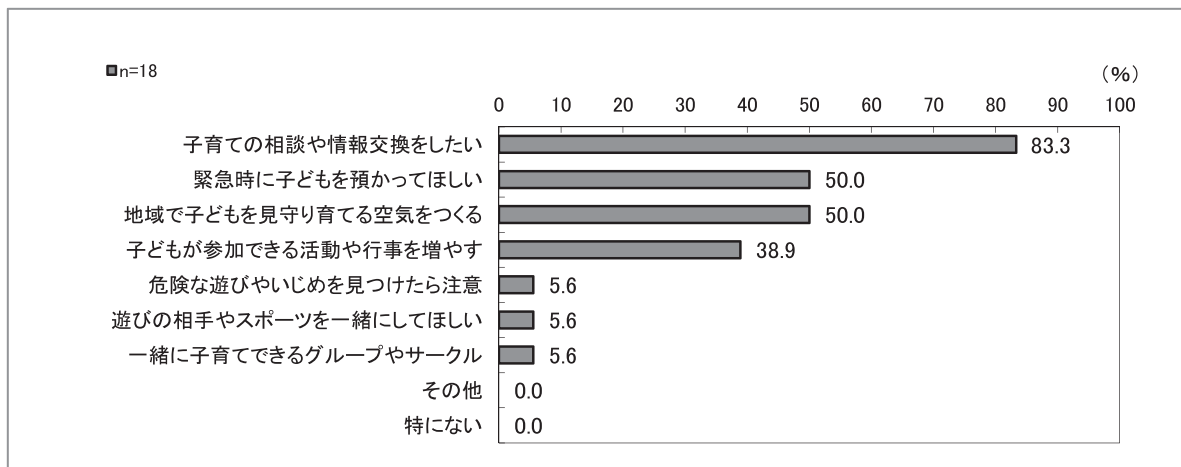
・児童虐待の要因について

児童虐待の要因については、「育児に対する不安やストレス」(88.9%)が最も多く、次いで「夫婦間の関係がよくないこと」(77.8%)、「子どもの育てにくさ」(72.2%)、「相談できる人が周囲にいない」(66.7%)などが上位となっています。

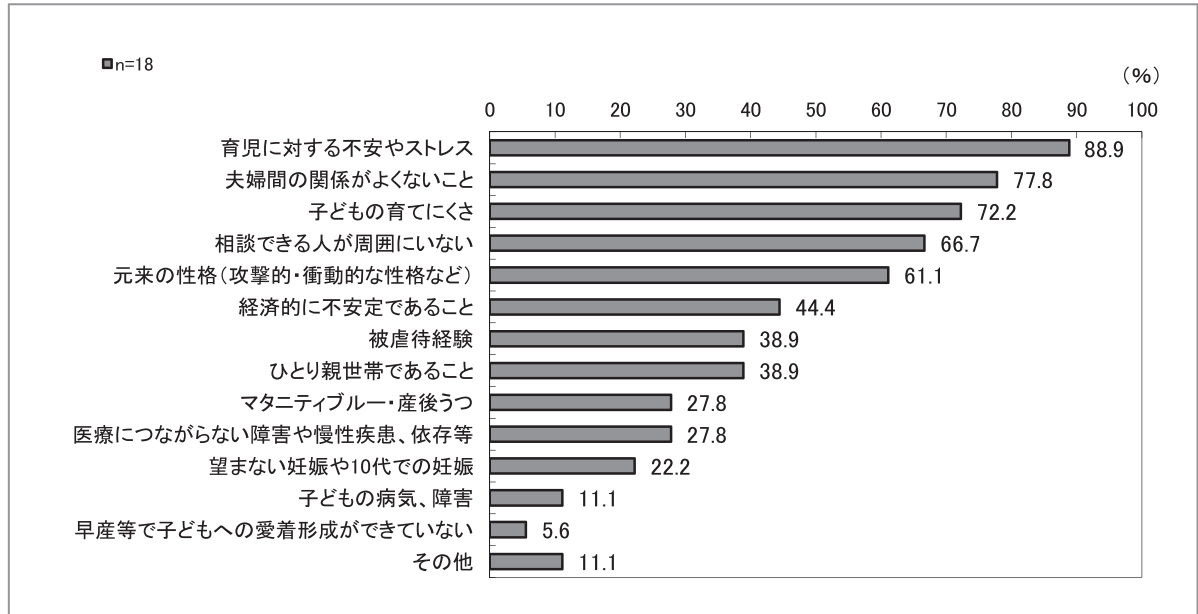
◇保護者が抱える悩みや問題



◇保護者が子育てをするにあたって地域に求めること



◇児童虐待の要因



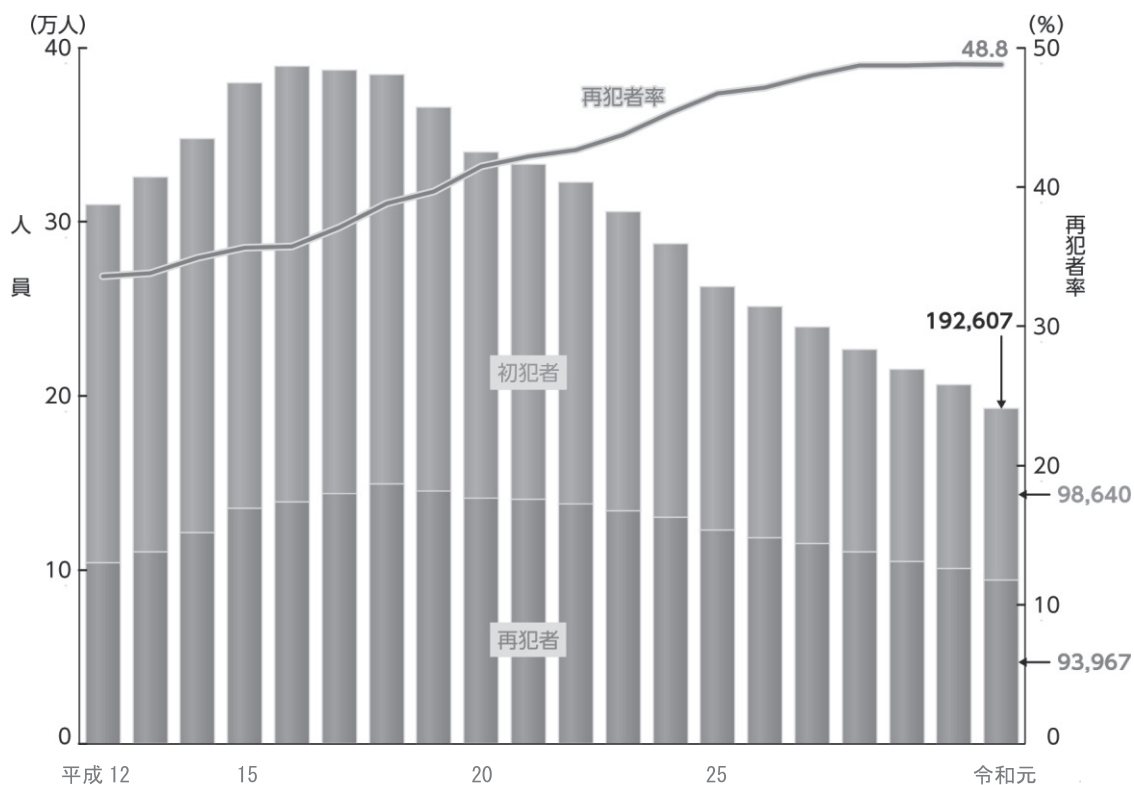
(10) 再犯者数・再犯率について （法務省 令和2年版 犯罪白書より）

全国での再犯者の人員は、平成8年（81,776人）を境に増加し続けていましたが、平成18年（149,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和元年は平成18年と比べて37.0%減となりました。他方、初犯者の人員は、平成12年（205,645人）を境に増加し続けていました。平成16年（250,030人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和元年は平成16年と比べて60.5%減となりました。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたため、再犯者率は9年以降一貫して上昇し続けていましたが、令和元年はわずかに低下し、48.8%となりました。

しかし、依然として再犯率は高く、その原因の一つとして罪を犯した人は、仕事を得られないなど社会復帰が困難となり再度罪を犯してしまう場合があることから、社会復帰に向けて関係機関が協力・連携して支援していく必要があります。

◇刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

資料：法務省「令和2年版 犯罪白書」

(4) 地域別特性

【伊達地域】

- ・市内5地域の中で、唯一人口が増加している地域であり、生産年齢人口比率も一番高く、年少人口においても一番比率が高くなっていることから比較的年齢の若い世帯が多いと考えられます。
- ・住みよさでは「住みよい」「まあまあ住みよい」の比率が合わせて71.3%と高比率となっており、理由としては、「交通の便が良い」「買い物などの日常生活が便利」との理由の比率が高くなっています。
- ・市民活動や地域活動への参加については「町内会・自治会等」や「こども会」、「NPOやボランティア団体」への参加は高くなっています。
- ・災害時の避難意識については「自分のところは大丈夫だと思った」が60%を超えており災害に対する避難意識の醸成が必要と考えられます。

【梁川地域】

- ・生産年齢人口も比較的高く高齢者人口比率も高いが、人口減少率が高いため稼働年齢人口が高齢者へと推移した場合、将来においては高齢者率が加速すると考えられます。
- ・住みよさでは「住みよい」「まあまあ住みよい」の比率が合わせて60.7%と高比率となっており、理由としては、「交通の便が良い」「買い物などの日常生活が便利」「人情味や地域の連帯感がある」との理由が多く住民同士の互助関係が良い地域であると考えられます。
- ・市民活動や地域活動への参加については「町内会・自治会等」や「地域のイベント」「こども会」への参加は高く、参加していない比率も他の地域に比べ一番低い比率となっており、伊達市の中では、比較的地域活動等への参加が多い地域であることがうかがえます。
- ・災害時の避難意識については過去にも災害が起きている地域であることもあり、令和元年東日本台風時の避難比率が一番高かった半面、「自分のところは大丈夫だと思った。」の比率が72.4%と他の地区より高比率となっていることから災害に対する避難意識のさらなる醸成が必要と考えられます。

【保原地域】

- ・人口減少が続いている地域ではあるが、伊達市で最も人口の多い地域であり、年少人口比率と生産年齢人口比率も比較的高く人口減少も緩やかに進んでいる地域です。
- ・住みよさでは「住みよい」「まあまあ住みよい」の比率が合わせて75.6%と他の地域と比べ一番比率が高く、理由としては、「買い物などの日常生活が便利」「豊かな資源がある」「交通の便が良い」との理由が多く、他地域に比べ伊達市の中で商店や働き先も多いことが高比率の要因と考えられます。
- ・市民活動や地域活動への参加については「町内会・自治会等」や「地域のイベント」、「こども会」「PTA」等学校活動への参加比率が他の地域に比べ低めとなっています。
- ・災害時の避難意識については「どこに避難してよいかわからなかった」の比率が他の地域と比べ高いことから避難に対しての準備行動や啓発に課題があると考えられます。

【霊山地域】

- ・人口減少が続いており、年少人口率 6.6%と低く、高齢者人口率が 43.5%と高い地域で、生産年齢人口が占める割合が 49.9%と半数を下回っています。
- ・住みよさでは「住みよい」「まあまあ住みよい」の比率が合わせて 49.4%と他の地域と比べ最も低くなっている、住みにくい理由としては、「交通の便が悪い」が他の地域と比べ最もたかくなっており、「買い物などの日常生活が不便」「子育て・教育環境が不十分」との理由も多くなっています。
- ・市民活動や地域活動への参加については、「参加していない」の比率が他の地域と比べ最も高く 46.0%となっており、地域活動への参加が最も低い地域となっているため、地域とのかかわりが薄いことが課題と考えられます。
- ・災害時の避難意識については「避難所に行けない家族がいたから」と「避難するのが面倒だったから」の比率が他の地域と比べ高かったことから避難時の事前準備行動や啓発に課題があると考えられます。

【月舘地域】

- ・市内で最も人口が少なく人口減少率が他の地域に比べ最も高い地域で、年少人口率が 6.0%と最も低く、高齢者人口率が 46.5%と最も高いため、高齢化が進んでいる地域となっています。
- ・住みよさでは「住みよい」「まあまあ住みよい」の比率が合わせて 53.7%となっており、他の地域と比べ低くなっている、住みにくい理由としては、「交通の便が悪い」と「買い物などの日常生活が不便」が他の地域と比べ最も高くなっています。
- ・市民活動や地域活動への参加については、「町内会・自治会等」「お祭りや地域のイベント等」の比率が他の地域と比べ最も高くなっていることから地域活動への参加が良好な地域であることがうかがえます。
- ・困っているときに「災害時の避難に関すること」が手伝えるとの比率が他の地域と比べ最も高くなっており、最寄りの指定避難所についても「知っている」比率が最も高く、令和元年東日本台風時の避難者率も高いことから災害に対しての意識が最も高い地域であることがうかがえます。

【まとめ】

- ・伊達市に関する情報源としては、広報誌が 65.3%情報源の中で最も比率が高く、掲載情報が「とても役に立っている」と「ある程度役に立っている」を合わせると役立っているが約 8 割に上ることから広報誌を活用した情報発信が有効と考えられます。
- ・市民活動や地域活動へ参加していない市民の比率が 40.1%となっていることから、協働のまちづくりに向けた啓発や支援が必要と考えられます。
- ・日常困っていることについては、「買いものが不便」「除雪作業」「災害時の避難」が比率的には高くなっているが手助けや協力ができるとの回答もあることから、利用者と提供者を結びつけることができれば、課題解決につながり、協働のまちづくりが進むものと考えられます。
- ・障がい者、高齢者、子育て中の保護者に共通して相談先に困っている傾向がみられることから、相談支援体制の強化も今後必要になるものと考えられます。

- ・災害時の避難行動意識が十分とは言えない状況のため継続した啓発活用などが必要と考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症関連においては、ストレスを感じている住民の比率が 47.7%高いことから、新しい生活様式に向け、継続的な支援が必要になるものと考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、生活困窮者の増加傾向が見られることから困窮者への支援も必要と考えられます。
- ・第4期地域福祉計画の策定にあたっては、アンケートなどのデータや地域懇談会の結果などにより、伊達市の特性・課題を踏まえた結果、前回計画の取組みの継続と強化が必要となることや新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威への対応も踏まえて策定するものとします。

(5) 社協における地域福祉活動計画

① 地域福祉活動計画の位置づけ

平成29年度に策定された計画（第2次：地域福祉活動計画）では、社協としての基本理念である『共に暮らす—いきいき福祉コミュニティ』に3つの簡潔な基本方針を掲げ、関連する基本項目として2項目ずつ6項目、さらに、重点項目12項目を設定していました。

○基本方針1 お互い様の「ころ」 / 基本目標 (1) ひとりからみんなの暮らしやすさ
(2) ひとりからみんなの幸せにつなぐ

○基本方針2 支えあいの「ちから」 / 基本目標 (1) だれもが安全・安心な生活の実現
(2) 生きがいある暮らしと地域の活性化

○基本方針3 寄り添いの「しくみ」 / 基本目標 (1) 適切な情報と必要な支援環境づくり
(2) 身近に相談できる機能と体制の整備

今後は、伊達市と合同で5ヵ年を1期とした合併20年後のあるべき姿へ向けて「第4期計画」を一体的に策定することから、伊達市の基本方針とこれまでの社協の基本方針・基本目標の関連性を鑑み、重点事業・実施項目を位置付けることとします。

さらに、国全体で向かう『地域共生型社会』が実現するよう、社協らしい重点項目である「ボランティアの育成」「住民型福祉サービスの展開」「包括的な相談機能と連携」は継続し、現計画の評価及び懇談会において、意見・気づきの多くあった「災害」「困窮」に関連した地域課題の解決を目指し、具体的な実行計画の再構築を図ります。

② 前計画(第2次：地域福祉活動計画)の評価

社協では、毎年度、地域福祉推進委員会において、地域支援事業のモニタリングを行っています。今期計画を策定するにあたり、前計画5ヵ年全般の重点項目12項目・実施項目22項目を評価し見直すことにより、次期計画のさらなる展開へとつなげていきます。

また、地域懇談会において結果を共有しながら、次期方向性を見いだすこととしました。

○成果が大きかった項目〈A-2.3:80%以上の成果に到達し、更に内容の充実化を図る〉

- ・身近に相談できる機能と体制の整備（複合的問題に係る連携・アウトリーチ^{※8}型支援）
- ・包括的な相談体制の整備構築（高齢者・障がい者・児童、低所得世帯等の相談支援）
- ・権利擁護及び自立支援の充実（福祉サービス利用援助・専門機関へのつなぎ）

○重点的に進める項目〈B-2:60%以上の成果があり、一部を見直し継続・充実化する〉

- ・ボランティア活動の普及・促進（若年層ボランティア育成・ニーズ・場の情報提供）
- ・福祉共有^{※2}と福祉人材の育成（学校への出向き型・地域への出前講座・リーダー育成）
- ・住民型福祉サービスの展開（地域自治組織活動との連携・地域包括ケアシステム^{※10}の推進）
- ・わかりやすい情報提供と共有化（若年層・学生・勤労者へSNS^{※9}等による情報発信）

○成果がでなかった項目〈C-1:40%未満の成果であり、大きく見直し再検討していく〉

- ・高齢者支援事業（参集型・旅行型事業は参加率が低く、身近な範囲の開催が望ましい）

○現計画において、柔軟的に取り組んだ新規事業〈防災・防貧につなげ定着化を目指す〉

- ・地域の見守り活動等（民生委員・児童委員による声かけ訪問の充足・安心情報キット配付）
- ・生活困窮者等緊急災害時食料提供事業（フードバンク^{※1}・フードドライブ^{※11}の運用）

③ 今期計画（第4期：地域福祉活動計画）へ向けて

計画策定にあたり、社協では、地域住民や関係機関と懇談会を開催し、福祉課題を共有するとともに解決に向けて意見交換を行いました。コロナ禍が続く折、今回は安全対策の上、時間を短縮し、事前にご記入いただいた福祉課題シートの個別発表を中心に共通認識を図ることとしました。

前段、伊達市の福祉情報による現状把握と、社協実行計画の評価（モニタリング結果）を提示し、「分野別シート：高齢者・子ども（子育て・子育て）・障がい児者・地域環境（防犯・防災）小地域福祉活動（地区社協・福祉会・サロン）・その他（貧困等）」を用いて、福祉課題を出しあい共有するとともに、解決へ向けた提案なども挙げてもらいました。

『地域共生社会』は、国連で示す多様性を包み込むインクルーシブ教育^{※5}やSDGs^{※12}（持続可能な開発目標）という大きな視点と、近年「個の時代」の影響を受けた格差社会（困窮・孤立化）は地方においても顕著となってきました。そういったひとり一人の生き方・価値観がコロナ収束後の新しい視点・生活様式を示唆していく中で、様々な声が届けられました。

また、今期計画から新たにこの地域福祉計画の中に位置づけられることとなった「再犯防止推進計画」の趣旨に即して、課題の認識等共有化を図ります。

【地域懇談会における現状】

① 共通課題（どの地域でも挙げられた継続課題として、総体的な取り組みが必要）

- ・高齢者 80-50/90-60問題^{※13}、免許返納後の移動手段、買い物ニーズ
- ・児童・子育て 少子化、子どもの貧困、居場所づくり、世代間交流の減少
- ・障がい児・者 障がいの理解、障がい者の自立支援、障がい世帯の避難支援
- ・地域環境等 コロナ禍の閉塞化、空き家問題、交通（デマンド交通^{※14}）
- ・防犯・防災 避難行動要援護者の把握、サポート、日頃の見守り活動

② 新しい方向性（災害における避難行動取り組み、生活困窮、孤立化予防への対応）

- ・高齢者 身近な生活支援、高齢世帯、日中一人暮らしの見守り支援
- ・児童・子育て 子育て環境の充実、ふるさと感やボランティア感の醸成
- ・障がい児・者 ライフステージに寄り添える相談環境、権利擁護の充実
- ・地域環境 地域福祉推進組織との協働、地域自治組織や民生委員・児童委員との連携
- ・防犯・防災 災害時避難行動要支援者の把握と支援システムの構築

第3章 計画の基本理念と目標

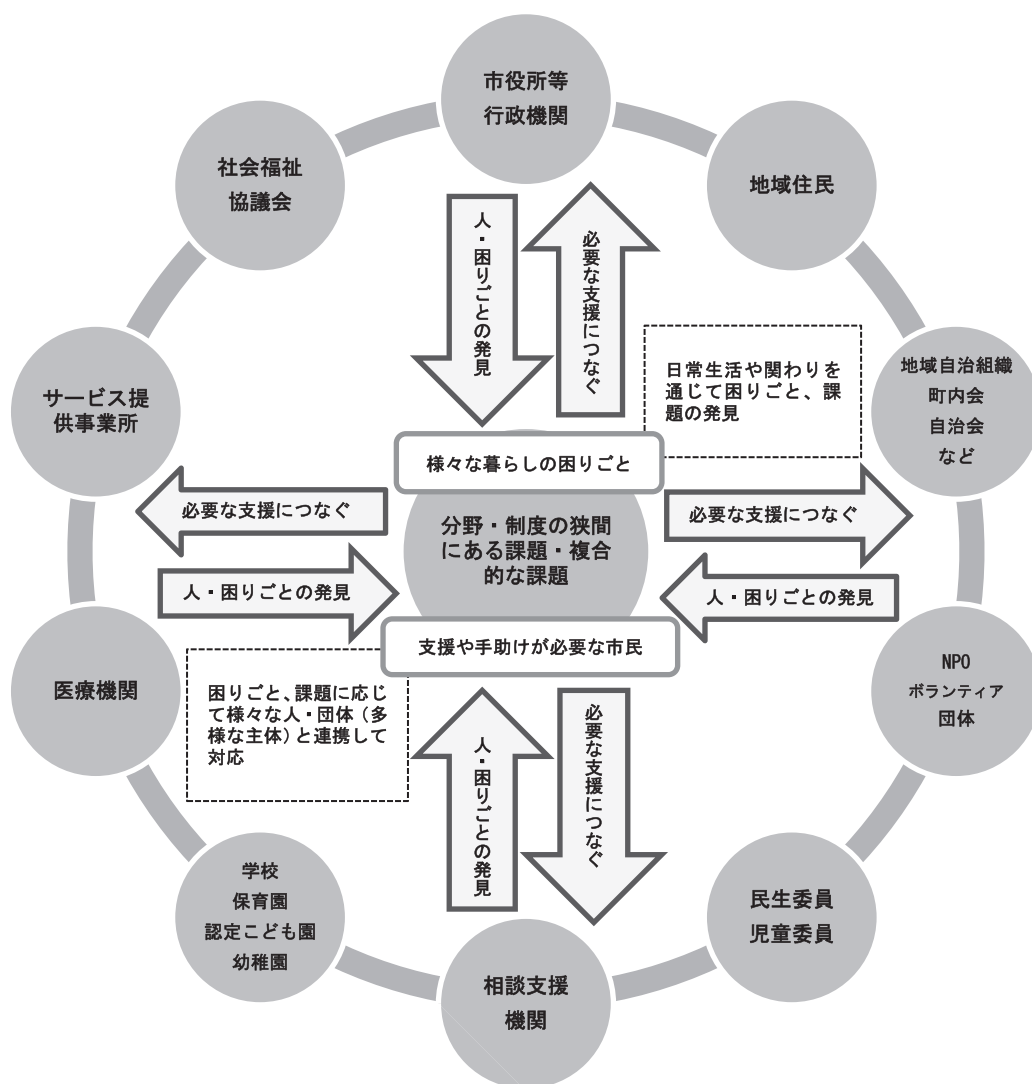
第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

伊達市では、まちづくりの基本に掲げた『健幸と個性が創る活力と希望あふれる故郷伊達市』の実現に向けて、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らせる環境を整備し、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを目指します。

こころ寄り添う健やかなまちづくり ～地域共生社会をめざして～

◇地域全体で支え合う福祉



2 計画の基本目標

【目指す姿1（目標）】

すみなれた地域で ～安心の地域づくり

支援が必要な人たちを地域全体で支え合うことで、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らすことができるまちづくりをめざします。

◇1 わかりやすい情報の共有

- 1 多様な広報・講座等による情報提供
- 2 地域における福祉ニーズ・生活課題の把握と共有

◇2 包括的支援体制の整備

- 1 分野横断的な総合相談体制の構築
- 2 生活困窮世帯等に対する自立支援の充実
- 3 制度間にあるニーズに対応する支援

◇3 身近な相談機能の充実

- 1 地域における身近な相談機能の強化
- 2 相談支援関係機関・団体等との連携によるスムーズな移行支援

◇4 心のバリアフリー化の促進

- 1 地域や学校における福祉共育^{※2}の推進
- 2 権利擁護に基づく差別解消・虐待防止等啓発の継続的な取組み

【目指す姿2（目標）】

みんなで支える ～協働の地域づくり

地域に住む人々が、日頃から顔の見える関係性を築き、お互いに支え合い（協働）ながら安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。

◇1 地域活動の充実と参加の促進

- 1 地域のつながりに基づく身近な支え合い活動の推進
- 2 住民主体による交流拠点と機会づくり

◇2 地域全体で支える体制の強化

- 1 多様性を包括した共生型の地域づくり
- 2 住民と福祉関係機関の協働による地域活動の活性化

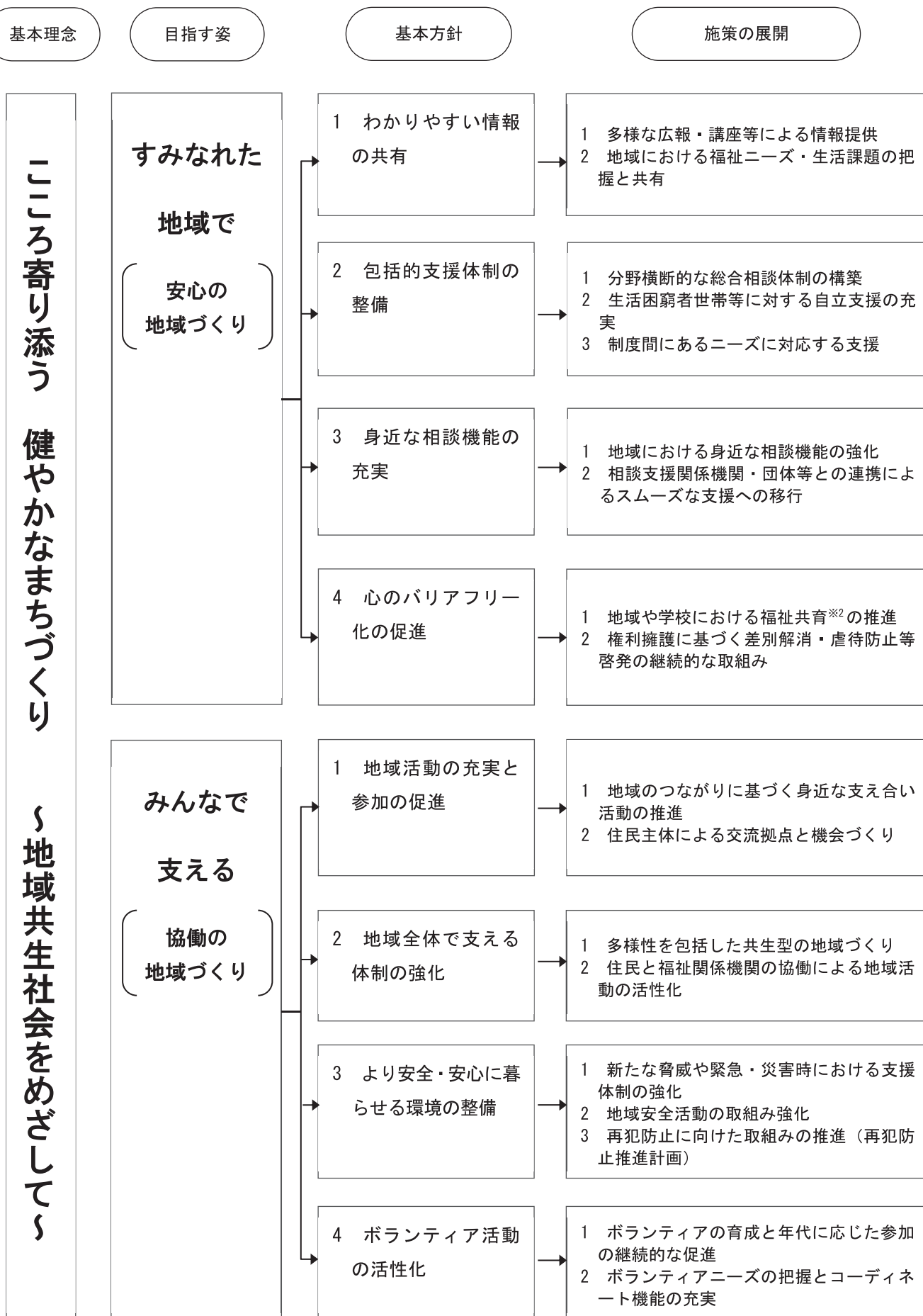
◇3 より安全・安心に暮らせる環境の整備

- 1 新たな脅威や緊急・災害時における支援体制の強化
- 2 地域安全活動の取組み強化
- 3 再犯防止に向けた取組みの推進（再犯防止推進計画）

◇4 ボランティア活動の活性化

- 1 ボランティアの育成と年代に応じた参加の継続的な促進
- 2 ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実

3 施策の体系図



第4章 地域福祉計画の展開

第4章 地域福祉計画の展開

【目指す姿1 すみなれた地域で ～安心の地域づくり】

◇基本方針1 わかりやすい情報の共有

地域福祉の一層の進展に向けて、必要な方に適切にわかりやすく情報が伝わるよう、市や地域活動団体、関係機関は協働・連携し、情報の発信及び共有体制を推進します。

【施策の展開】1 多様な広報・講座等による情報提供

市民・地域においては地域の福祉課題を把握し、解決に向けた活動を実践していくためには、日頃より関係する情報の収集に努めることが必要となります。行政においては関係機関との連携のもと、より多様な情報の発信に努めます。

市民・地域の役割	○市の広報紙やホームページ・SNS ^{※9} 、回覧板などに日頃から目を通すなど、市や関係機関の情報を確認・把握し、積極的に活用します。 ○民生委員・児童委員、地域包括支援センター、NPO法人などは、支援や福祉サービスを必要とする人に対して、わかりやすく情報を伝達できるように努めます。
社会福祉協議会の役割	○わかりやすい方法でタイムリーな情報提供を行います。 ○新しい情報媒体（SNS等 ^{※9} ）を導入し、福祉情報の周知活動に努めます。 ○職員によるアウトリーチ ^{※8} 型の情報提供も充実化を図ります。
市の役割	○ICT ^{※15} の利用など、わかりやすい方法で福祉情報の提供を図ります。 ○地域福祉の理解促進に向けて、地域との懇談会や勉強会、講座や講演会を開催し、情報提供を行います。 ○広報紙やホームページ活用、町内会・自治会や地域自治組織関係会議等を通じ、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、社協、ボランティアセンター、NPO法人、専門相談機関などの活動に関する福祉情報の提供に努めます。 ○必要な時、必要な方が得られやすいように、行政サービス等パンフレット・チラシ等を公共施設へ閲覧しやすく設置し、間接配付できるよう努めます。

【施策の展開】 2 地域における福祉ニーズ・生活課題の把握と共有

より適切な地域福祉活動を推進していくためには、地域における福祉ニーズや生活課題を的確に把握する必要があります。地域団体・組織は、様々な活動を通して地域の福祉ニーズや課題の把握を行い、行政や社協はその活動を支援し、情報の共有化と解決に努めます。

市民・地域の役割	○地域生活課題について意識し、課題解決に向けて、互助の取組みを進めていきます。 ○町内会・自治会や地域自治組織は、地域の行事や活動を通じて住民の福祉ニーズを把握し、関係機関・団体と情報の共有化に努めます。 ○民生委員・児童委員は地域の福祉課題を把握し、行政や相談支援機関などにつなぎ、連携を図ります。 ○地域ケア会議等に参加し、地域包括支援センターや各種団体・関係機関との連携に努めます。
社会福祉協議会の役割	○懇談会や研修会を通じ、地域におけるニーズや福祉課題の把握に努めます。 ○民生委員・児童委員と地域課題を把握し、共有化を図ります。 ○出前講座やアンケート調査等を通じ、身近なニーズや福祉課題の把握に努めます。
市の役割	○各種福祉関係会議や地域住民、社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉サービス提供事業者などとの連携強化により、地域のニーズや福祉課題の把握と共有化を図り課題解決に努めます。 ○主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方、または、高齢者を対象としたニーズ調査で、地域包括ケア推進計画策定の基礎資料となる「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、支援が必要な高齢者のニーズ把握に努めます。

◇基本方針２ 包括的支援体制の整備

全ての市民が住みなれた地域で生活し続けていくため、必要な方への適切な支援が行えるよう連携・支援体制を整備します。

【施策の展開】 １ 分野横断的な総合相談体制の構築

市民の福祉に関する様々な悩み・相談に対して適切に対応するため、総合相談体制を構築し、相談しやすい体制を確保するとともに、行政関係部署や関係機関との横断的連携のもと相談員の専門性の向上を図り、専門的な相談にも対応できるよう相談体制の構築を進めます。

市民・地域の役割	○自ら解決が難しい地域生活課題は、相談機関に相談します。 ○地域で解決が難しい地域生活課題は相談機関へつなぎ、支援を必要としている人には相談窓口の情報提供や相談機関を紹介します。 ○民生委員・児童委員は、支援を必要としている人に福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎます。
社会福祉協議会の役割	○相談窓口機能の充実化に向けて取り組みます。 ○市・関係相談支援機関と連携し、適切な相談支援を行います。
市の役割	○福祉に関する様々な相談に対応できる総合相談体制の構築を図り、ワンストップ相談が可能となるよう重層的支援体制整備事業^{※16}の体系化について検討を進めます。 ○伊達市版ネウボラ^{※3}の取組みにより子どもにかかる相談をワンストップで対応する体制を推進します。 ○地域包括ケアシステム^{※10}の構築・推進のための取組みやコーディネーターの配置などにより、必要な方に適切な支援が行われるよう基盤整備をします。 ○市の担当部署と各関係機関で多様な地域課題を検討する「地域包括ケア推進会議」を通して、それぞれの分野に留まらない広範な連携強化を図り、より柔軟な相談体制の構築を目指します。 ○生活支援コーディネーター^{※4}を配置し、行政や住民主体の組織、各種専門機関を結びつけ、支援のネットワーク構築を推進します。 ○専門的な相談にも対応できるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

【施策の展開】 2 生活困窮者世帯等に対する自立支援の充実

傷病、景気の悪化、家族の介護が必要になり収入が減少する、といったように、誰もが生活困窮状態に陥る可能性があります。この方々を最低生活補償の生活保護のみで救うのではなく、地域の一員として自立した生活を送るために、相談及び就労支援など必要な支援を行います。

市民・地域の役割	○社会情勢や不慮の出来事から「困窮」は、自分も陥る可能性があるという「我が事」意識を持ち、自らも適切な相談機関に相談します。 ○地域内において、生活に困っている世帯を把握したときは、民生委員・児童委員や市福祉事務所・相談員に相談することを勧め、困窮状態に向かうことがないように見守っていきます。 ○民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者などは、地域と連携し生活困窮者の把握に努め、助言や見守りを行います。
社会福祉協議会の役割	○生活困窮者世帯等に対する相談機関として、市・関係機関等と連携を図り迅速な対応に努めます。 ○市民へ生活困窮者支援事業に係る情報周知を行うとともに、市民からの食料提供協力も継続していきます。
市の役割	○民生委員・児童委員や地域包括支援センター、福祉関係事業者などとの連携を図り、生活困窮者の情報把握に努めます。 ○生活困窮相談窓口において、生活困窮者に対して必要な相談・支援を行うとともに、関係機関と対応策を検討し、状況に応じて経済的・社会的・日常生活的自立に向けた支援を行います。

【施策の展開】 3 制度間にあるニーズに対応する支援

子どもや高齢者、障がいのある方も、家族とともに支え合い、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、制度と制度の間にあるニーズに対応した支援を行います。

市民・地域の役割	○子どもや高齢者、障がいのある方を理解し、地域で見守っていきます。 ○子育て家庭や高齢者、障がいのある方が、地域で暮らし続けるために、医療・福祉等に関心を持ち、状況に応じ適正なサービスを利用します。 ○困っている人を見かけたら、声をかけ、手を差しのべます。
社会福祉協議会の役割	○サービス利用援助として、相談支援機関、福祉関係事業者等と連携を図ります。 ○地域で身近な支援が必要な人と社会資源とのコーディネートを行うとともに新たな支援に向けた仕組づくりを共に創出していきます。
市の役割	○児童、障がいのある方、高齢者等のライフステージの変化や課題に応じ、継続的な支援・コーディネートに取り組めます。 ○介護保険法・障害者総合支援法に基づく福祉サービス等が縦割りではなく、必要な支援が受けられるような提供体制の充実化を図ります。

◇基本方針３ 身近な相談機能の充実

個人や家庭、地域の悩みごとや課題を解決していくための第一歩は、相談から始まります。「どこに相談すればよいかわからない」、「相談相手がいない」、「利用できる制度がわからない」といったことで問題を悪化させることがないように、身近なところで相談ができ、必要な支援につながる相談機能の強化を図ります。

【施策の展開】 １ 地域における身近な相談機能の強化

市民の誰もが容易に相談できるよう、地域における身近な相談機能の強化を図り、市と各相談支援機関は連携し「相談窓口の見える化」に努めます。

市民・地域の役割	○日頃から各種相談窓口の情報把握に努め、利用者や相談者に対する周知に協力します。 ○民生委員・児童委員や地域包括支援センターが、地域の最も身近な相談相手であることを理解します。 ○民生委員・児童委員や地域包括支援センターは、地域自治組織や活動団体等と常に連携を図り、地域住民の相談に的確に対応します。
社会福祉協議会の役割	○身近な福祉相談窓口の一環として、多様な手段により相談しやすい窓口の開設を検討します。 ○本所・支所へケースワーカー・コミュニティワーカーを適切に配置し、関係機関等と連携した相談機能の充実化を図ります。 ○支援の必要な人が適切な支援につながるよう、アウトリーチ^{※8}による相談に取組みます。
市の役割	○民生委員・児童委員が地域の最も身近な相談相手として活動していることを、市民に対して周知します。 ○広範囲にわたる福祉相談に対応する民生委員・児童委員の資質向上を図るため、活動の連絡・調整や、方部ごとの研修会及び全体研修会を開催します。 ○伊達市消費生活センターは、消費生活に関する相談に適切かつ迅速に対処することにより、地域住民の利益の擁護および増進を図ります。 ○親身で安心できる相談窓口を目指し、資質の向上や各関係機関とのネットワークの充実を図り、相談機能の強化を図ります。

【施策の展開】2 相談支援関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行

相談受付を行った案件については、的確かつ迅速に支援に移行できるよう、関係機関との連携のもと支援体制強化を図ります。

市民・地域の役割	○地域自治組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等が相談を受けた場合には、市に連絡し、適切な支援につなげ、在宅生活においても、地域でサポートできることについて協力・支援します。 ○相談支援機関は、相談内容に応じて専門機関と連携し、相談が留まらないよう継続支援に努めます。
社会福祉協議会の役割	○複合的な地域生活課題のある方(世帯)については市や関係機関と共有し、連携して課題解決に取り組めます。 ○社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職を配置し、的確かつ迅速な支援に移行できるよう関係機関との連携を強化します。 ○法律に係る専門相談として、弁護士による巡回型法律相談を実施します。
市の役割	○民生委員・児童委員や地域包括支援センターが相談受付を行った地域の福祉課題は、総合支所を含む市の福祉担当及び関係機関との連携により、支援策や解決策を検討します。 ○児童虐待を発見した場合は要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。 ○高齢者虐待防止のため高齢者虐待防止対策協議会では、地域における虐待防止対策を検討します。また、地域、各関係機関等と連携するとともに啓発、研修及び情報交換を行います。 ○多種多様な課題が重なる「多問題ケース」や「コアケース」については、市福祉担当職員を要とした「ケース検討会」や「地域ケア会議」を開催し、課題解決に向けた糸口を見出し、支援への移行を進めます。 ○専門的な相談にも対応し継続支援できるよう、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

◇基本方針４ 心のバリアフリー化の促進

地域共生社会を推進していくために、個々人の状況を理解し、お互いを思いやる心（お互いさま）の醸成促進に努めます。

【施策の展開】 １ 地域や学校における福祉共育※²の推進

地域の福祉活動の推進に向けて、思いやりの心、支え合いの重要性などについて、地域や学校、広報や講演会など様々な方法によって福祉共育の推進に努めます。

市民・地域の役割	○講演会や出前講座、広報紙などを通して、地域福祉についての理解に努めます。 ○地域の集いの場において、出前講座を活用した福祉について考える機会を多く設定します。 ○学校教育における児童・生徒の福祉共育の実施に努めます。
社会福祉協議会の役割	○地区講座や出前講座を通じて、地域におけるボランティアの普及を図ります。 ○福祉共育を実施し、児童期から社会へつながる福祉観の醸成に努めます。 （小・中学校・高等学校への出向型、大学・専門学校生の実習生受入れ） ○生活支援コーディネーター※⁴を中心に、地域へ支え合いの必要性を周知する活動を行います。
市の役割	○地域との懇談会や講演会、出前講座、広報活動等を通して、地域福祉の理解促進に向けた取組みを行います。 ○教育機関や社協と連携し、地域・学校における福祉共育の推進や生涯学習の機会づくりに努めます。

【施策の展開】2 権利擁護に基づく差別解消・虐待防止等啓発の継続的な取り組み

高齢者・障がい者・子どもへの虐待や女性へのDV（ドメスティックバイオレンス）が大きな問題となっています。全ての市民の人権が侵されることがないように、人権意識の啓発に取り組めます。

市民・地域の役割	○「認知症」や「障がい」等に対する正しい知識と理解を持ち、差別や虐待等のない地域を目指します。 ○地域の民間企業等は、障がいに応じた配慮に努めます。 ○地域において権利擁護制度の研修等を開催し、理解と運用を普及します。 ○虐待への気づき・見守りを行い、発見した際には行政との連携を図ります。
社会福祉協議会の役割	○福祉共育^{※2}において命の大切さ、人権意識の啓発に努めます。 ○事業・行事等において、障がいに応じた合理的配慮に努めます。 ○高齢者や障がいのある方が、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や金銭管理の援助に取り組めます。 ○人権侵害の疑いがある事案については、行政関係機関に迅速につなぎ連携を図ります。
市の役割	○教育機関や社協等との連携により、人権意識を啓発します。 ○障がいを理由とする差別解消が図られるよう、市民への周知に努めます。 ○育児・介護放棄や虐待防止に関する各種情報提供や啓発活動に努め、早期発見及び発生予防に取り組めます。 ○人権侵害を受けた、または受ける恐れのある児童・高齢者・障がい者などに対しては、相談窓口から個別の事業や関係機関へ確実・迅速につなぐことにより、市民の権利擁護や人権侵害からの救済・保護を行います。 ○関係機関・専門家などにより構成される高齢者虐待防止対策協議会や伊達市要保護児童対策地域協議会において、虐待の発生予防や早期発見・早期解決、再発防止に取り組めます。 ○行政機関では障がいのある人に配慮し、障がいの特性に応じた多様な手段による情報提供に努めます。 ○成年後見制度の利用促進及び啓発を行っていきます。

【目指す姿２ みんなで支える ～協働の地域づくり】

◇基本方針１ 地域活動の充実と参加の促進

日頃より顔の見える近隣関係・絆づくりに努めることで地域交流を活発化させ、より多くの地域住民の参加を得て地域共生社会へ向けた市民活動の促進を図ります。

【施策の展開】 １ 地域のつながりに基づく身近な支え合い活動の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風災害を経験し、避難行動等の緊急時だけでなく日頃の声かけや助け合いが大いに関係していることを学びました。しかしながら、近所付き合いは年々希薄化する傾向にあります。

今後は、地域内で顔の見える関係づくりや「お互いさま」活動の取組み等、地域自治組織等や小地域福祉活動の充実化を図ります。

市民・地域の役割	○一人暮らし（日中一人暮らしを含む）高齢者や障がい者、子育てに悩んでいる人等、孤立する恐れのある人を地域で見守り、助け合います。 ○町内会・地域自治組織等の地域活動団体は、地域活動についての情報を充実させ、周知に努めます。 ○地域住民は、町内会等の活動を理解し、活動団体への協力や地域の行事等に積極的に参加します。
社会福祉協議会の役割	○小地域における見守り活動を民生委員・児童委員等と協働・推進します。 ○地域における様々な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。
市の役割	○市民に対し、町内会・自治会や地域自治組織等の地域活動について啓発を行うとともに、地域活動への支援を行います。 ○地域自治組織等が行う地域活動に対し、より有効な支援方策を検討します。 ○高齢者に対し、健康運動の習慣化と介護予防、そして身近な通いの場となり得る「元気づくり会」の普及に努めます。

【施策の展開】 2 住民主体による交流拠点と機会づくり

地域行事・活動を通して地域自治組織等の活動団体と交流を深めるための機会づくりを支援します。

また、生活に対する不安を感じる方が無くなるよう、見守りや相談など地域活動の充実に向けた体制の推進に努めます。

市民・地域の役割	○学校等が取り組む地域との交流活動に協力します。 ○子ども会活動や祭りなどをきっかけとして、若い世代が参加しやすい地域活動団体の運営に努めます。 ○地域の行事や地域活動に参加しやすいよう、また、地域社会に融和し、活動の担い手となれるよう、地域行事や地域の組織体制の充実に努めます。
社会福祉協議会の役割	○どの世代も参加しやすい地域福祉活動を側面支援します。 ○地区社協・福祉会・地域自治組織等で主体的に取り組む集いの場の開催や世代間交流事業を支援します。
市の役割	○小中学校や幼稚園・保育園・こども園に対して、地域イベントへの参加や、地域住民の協力を得た活動・行事等の機会を作り、地域との交流が深まるよう推進します。 ○地域の課題解決に向けて地域と行政とが協働で取り組む「地域づくり活動組織」の活動やその組織化に向け支援を行います。

◇基本方針２ 地域全体で支える体制の強化

市や社協等との連携・支援により地域活動団体の充実を図り、地域課題の解決に向けた地域住民主体の活動体制の強化を図ります。

【施策の展開】 １ 多様性を包括した共生型の地域づくり

福祉関係団体や地域と協力し、多様性を認め合うソーシャルインクルージョン^{※17}に向けた共生型の地域づくりの支援を行います。

市民・地域の役割	○新住者・転入された方等が、地域のつながりを得られるように、地域社会への参加を促します。 ○町内会等を単位として、「サロン活動」に取り組めます。 ○様々な地域課題の解決や社会的孤立の予防に向け、市や社協等の協力を得ながら共生型のまちづくりを目指します。
社会福祉協議会の役割	○地区社協・福祉会等の未設置地区における組織化及び既存団体の財政基盤や活動の充実化へ向けて継続支援を図ります。 ○身近に集まれ、だれもが集える場である「ふれあいいきいきサロン」の発足を推進し、活動を側面支援します。 ○生活支援コーディネーター^{※4}を中心に、地域における助け合い活動の活性化を図り、地域全体で在宅生活を支える体制づくりを推進します。
市の役割	○地区社協や福祉会等の活動を、市民が理解するよう広報活動を行います。 ○地区社協や福祉会等の活動が充実するように、組織体制や財政基盤、活動拠点、事業活動に対して支援します。 ○地区社協や福祉会等がない地域については、設立に向けて支援を行います。

【施策の展開】 2 住民と福祉関係機関の協働による地域活動の活性化

地域の福祉課題の解決に向けて、地域の自主的な取組みがさらに充実するよう、住民と行政や社協等福祉関係機関と協働で活動を促進します。

市民・地域の役割	○市民や地域自治組織等、市内の各種団体、各事業所などは、地域の福祉向上に向けて、福祉関係機関の役割と活動内容について学習します。 ○地区社協、福祉会等の地域福祉団体は、社協と協力し横断的な連携を図ります。 ○民生委員・児童委員は、その活動を通じて、福祉関係機関の活動内容について地域の住民に対する周知を図るとともに、その役割について認識が深まるように努めます。
社会福祉協議会の役割	○地区社協・福祉会・地域自治組織と連携し、協働事業の取組みを推進します。 ○研修会・懇談会を実施し、新たな住民参画やリーダーを支援し、地域活動の活性化につなげます。 ○市や関係機関、地域の各種団体等との連携を図り、地域のニーズを踏まえた「地域における公益的な取組み」を検討します。
市の役割	○社協と協働で地域課題を早期に発見し、地域の活性化に向けた支援を行います。 ○条例及び要綱に基づき、社協や地域福祉団体の活動を推進するため、事業費の一部を助成します。 ○地域自治組織等・各種団体・事業所との協働による住民参加を促進します。

◇基本方針３ より安全・安心に暮らせる環境の整備

全ての市民が災害時や緊急時・新たな脅威にも安心して地域で暮らせるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の作成や新型コロナウイルス感染症への対応（新たな生活様式）、犯罪防止など、地域における支え合い活動とともに環境整備の充実化を図ります。

【施策の展開】 １ 新たな脅威や緊急・災害時支援体制の強化

近年多発する自然災害や新たな脅威に備えるとともに、災害等の緊急時において地域住民が安全に避難し、円滑に助け合い活動ができるよう、日頃より緊急・災害時を想定した地域活動の取組みを促進します。

市民・地域の役割	○「自主防災組織」を組織し、防災に対する知識の習得に努めるとともに、災害時に対応できるよう定期的な防災訓練を実施します。 ○災害時に支援が必要な人を平時から把握し、要支援者の個別支援計画作成を促すとともに、安全な避難に向けて地域で役割分担を行い支援します。 ○災害ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動に参加します。 ○市や関係機関からの情報のもと新しい生活様式を実践し、基本的な感染対策に取り組めます。 ○新しい生活様式に対応した見守りや地域活動を行います。
社会福祉協議会の役割	○高齢世帯等要支援者が、緊急・災害時に必要な情報を迅速に把握できる取組みを拡充します。 ○自然災害が発生した場合、市と連携し災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ運営します。 ○新しい生活様式に対応した安全な事業実施を図るとともに、地域における取組み活動を支援します。
市の役割	○市は防災訓練を行うとともに、関係機関の協力のもと、地域や自主防災組織が行う防災訓練などの活動を支援します。 ○災害時に迅速な救出活動などを行うため、避難行動要支援者の情報を関係機関で共有するとともに、個別避難計画の作成を促進します。 ○避難行動要支援者が、安心して避難できるよう「福祉避難所」の確保と運用体制の整備に努めます。 ○新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威に対しての準備と対策を行います。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、基本的な感染対策の周知徹底を図ります。 ○新たな感染症等発生時において、感染防止対策に取り組むとともに、事業所や地域に対して支援を行います。 ○新しい生活様式に対応した見守りや地域活動を推進します。

【施策の展開】 2 地域安全活動の取組み強化

地域における犯罪や事故、火災等を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯や火災等に対する意識を高めるとともに、地域住民による自主的な防犯・安全活動の取組みを支援します。

市民・地域の役割	○警察や消防署などの協力を得て、防犯等活動や事故、火災、犯罪防止に向けた情報を収集し、安全・安心な地域づくり活動に取り組めます。 ○児童生徒の安全・安心な登下校や、認知症高齢者の徘徊等を見守るため、見守りネットワークの充実や巡回パトロール活動の普及を図ります。 ○子ども達へあいさつ運動・高齢世帯の見守り訪問などを通して地域に結びつきを強め、犯罪のない地域づくりを推進します。
社会福祉協議会の役割	○地区社協・福社会・地域自治組織で取り組む、安全・安心事業の取組みを推進します。 ○身近な地域における防犯意識の共有化を推進します。
市の役割	○警察や消防署などの関係機関と連携し、地域における犯罪や事故防止に向けた取組みを強化します。 ○民生委員・児童委員等と連携し、家庭訪問時に防犯に対して周知します。

【施策の展開】 3 再犯防止に向けた取組み（再犯防止推進計画）

平成 28 年 12 月の再犯の防止等の推進に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、法第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者等」が社会復帰するための仕組みづくりの推進と犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの市民の理解を促進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止の推進に取り組めます。

本計画は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、伊達市が定める「地方再犯防止推進計画」として位置付けるものです。

市民・地域の役割	（地域全体） ○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動^{※18}」への理解を深め、積極的に参加します。 ○保護司、保護司会、更生保護女性会などの更生保護ボランティアと、協力雇用主の活動への理解を深め、その活動に参加・協力・支援します。 ○地域全体で犯罪や非行の防止と、立ち直りを支える意識を持ち、関係団体への協力に努めます。 （保護司、保護司会、更生保護女性会など） ○各種研修会を開催し、資質の向上に努めます。 ○罪を犯した人の立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行います。 ○非行のある少年等に対して、学習支援活動を実施します。 ○「社会を明るくする運動^{※18}」などを通して、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 （事業者など） ○再犯防止活動への理解を深め、更生保護における就労支援のため、協力雇用主となることを検討します。
社会福祉協議会の役割	○再犯の防止等活動に関連した啓発・理解の情報提供に努めます。 ○地域において自立した生活を送るため必要に応じ相談支援を行います。
市の役割	○再犯防止推進計画を策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 ○市に設置している自立相談支援機関において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労を支援します。 ○離職により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。 ○高齢または障がいにより自立した生活を送ることが困難な矯正施設（刑務所、拘置所、少年院）の出所者について福島県地域生活定着支援センターと連携を図りながら社会復帰を支援していきます。

	○保護司等の更生保護ボランティアとともに「社会を明るくする運動^{※18}」を推進します。 ○地域の社会福祉に貢献した保護司等を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。 ○更生保護サポートセンターとして使用する建物について、必要に応じて無償貸与します。
--	--

◇基本方針４ ボランティア活動の活性化

市民の「おもいやり」や「お互いさま」の心を育て、その自発性に基づく多様なボランティアを育成し、活動の活性化と継続性を図ります。

【施策の展開】 １ ボランティアの育成と年代に応じた参加の継続的な促進

個人の都合に合わせて参加できるボランティア活動は、就労中の世代にとっても参加しやすい地域活動の一つと考えられます。また、将来においてボランティア人口を増やしていくことを目指し、児童期からのボランティア体験をはじめ、年代に応じた育成と参加の促進を図ります。

市民・地域の役割	○困っている人の手助けなど、地域での支え合いの取組みを進め、日頃からちょっとしたボランティアを心掛けます。 ○ボランティアセンターが開催するボランティア講座に参加し、ボランティアとしての基礎知識を身につけます。 ○ボランティアセンターに登録し、積極的にボランティア活動に参加します。
社会福祉協議会の役割	○多世代にわたるボランティア人材の育成を継続的に行います。 ○学齢期におけるボランティア体験の機会を通じ、ボランティア観の醸成に努めます。 ○小・中学校、高等学校の福祉共育^{※2}において、福祉観の醸成に努めます。 ○様々なボランティア講座・研修等を実施し、養成・継続支援を図ります。
市の役割	○幼稚園や小中学校等で実施している「伊達市ボランティアの日」を契機として、積極的にボランティア活動を推奨します。 ○若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるような職場環境づくりに向けて、企業や事業所等に働きかけを行います。 ○広報活動を通じ、企業や地域活動団体、NPO法人の活動へ、ボランティアへの参加促進等へ働きかけを行います。

【施策の展開】 2 ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実

令和2年度まちづくりアンケート調査報告書によると、日常で困っていること（支援を受けたい人）と手助けや協力できること（支援できる人）がうまくマッチングしていない面もみられることから、ニーズの把握を行い、効果的に結び付けていくためにコーディネート機能の充実を図ります。

市民・地域の役割	○ボランティアへ興味を持った時や、自分ができるボランティアのきっかけづくりとして身近なボランティアセンターへ相談します。 ○地域や組織・団体等でボランティアが必要な時のニーズや自分でできる活動、支援可能な情報の提供を行います。
社会福祉協議会の役割	○ボランティアセンターを拠点として、ボランティア同士の交流を深め、ボランティア活動の充実を図ります。 ○ボランティアコーディネーター^{※7}を配置し、ボランティアニーズを把握し、ボランティアを求める人と活動をしたい人を結びつけます。 ○ボランティア情報を新しい情報媒体(SNS^{※9}等)で配信し、若年層・勤労者へのボランティア広報及びマッチング機能の強化に努めます。
市の役割	○ボランティア活動の活性化を図るためボランティアコーディネーター^{※7}を設置し継続的支援を行います。

第5章 第4期地域福祉活動計画の重点的な取組み

第5章 第4期地域福祉活動計画の重点的な取組み

1 伊達市における地域共生社会の実現にむけて

伊達市社会福祉協議会は、伊達市と同様、平成18年に5町社協が合併し、その後15年をともに歩み、地域福祉を推進する民間社会福祉活動の中核的役割を担ってまいりました。

福祉活動充実化を目指す前計画においても、共生を意識した「共に暮らす—いきいき福祉コミュニティ」を基本理念とし、すべての人々がお互いに力を出し合い、ひとり・みんなの支え合いから暮らしやすさにつなげる福祉のまちづくりを推進してきました。

今般、市『地域福祉計画』と社協『地域福祉活動計画』は一体的に策定することから、「地域共生社会」を目指し、関係機関・団体等とともに計画の実効性ある協働・連携を図ります。

特に、社会情勢の変化やコロナ禍の影響により、地域で閉塞観・孤立感を抱える人や見えにくい家庭内貧困が増加していること、また近年多発している自然災害時における避難行動に関心が高まっていることなど、「懇談会」であげられた共通課題の解決に向けて取り組みます。

2 具体的な実行計画（実施項目・事業内容）

近年は、様々な生活課題がコミュニティワークや地域づくりへ繋がる時代でもあります。

今回の基本理念や目指す姿へ新しく設定した基本方針と施策の展開から、社協の具体的な実行計画において、重点事業の再構築や充足化を図り、新規事業の導入に取り組みます。

○すみなれた地域で～安心の地域づくり

- | | |
|----------------|---|
| 1 わかりやすい情報の共有 | 新規:多世代へのタイムリーな情報発信
(SNS ^{*9} ・広報) |
| 2 包括的支援体制の整備 | 重点:相談センターの充実化 |
| 3 身近な相談機能の充実 | 重点:必要な方への見える化(電話・訪問支援) |
| 4 心のバリアフリー化の促進 | 重点:福祉共有 ^{*2} (学校への出向き型・地域への出前座) |

○みんなで支える～協働の地域づくり

- | | |
|---------------------|--|
| 1 地域活動の充実と参加の促進 | 重点:多様な見守り支援(声かけ訪問・集いの場) |
| 2 地域全体で支える体制の強化 | 重点:地域自治組織等との協働推進・住民参加の
促進(小地域への訪問支援・生活支援体制
整備事業) |
| 3 より安全・安心に暮らせる環境の整備 | 重点:高齢者等への災害時支援(安心情報キット
配付) |
| 4 ボランティア活動の活性化 | 重点:若年層ボランティアの育成・新しい活動の場 |

[目指す姿 1 すみなれた地域で]

◇基本方針 1 わかりやすい情報の共有

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 多様な広報・講座等による情報提供	①適切な情報提供					
	・定期的な広報誌「社協だより」の発行	継続				
	・ホームページ等によるタイムリーな情報公開	継続				
	②新たな福祉情報の発信					
	・啓発パンフレット・チラシ等の作成及び配布	検討	実施			
	☎・フェイスブックでの発信・周知	拡大				
(2) 地域における福祉ニーズ・生活課題の把握と共有	☎・インスタグラム・ツイッターによる発信	導入				
	☎・ユーチューブチャンネルの開設	検討	実施			
	③出前講座による情報提供・啓発活動	継続				
	(ボランティアコーディネーター※7・生活支援コーディネーター※4)					
	①地域における懇談会・研修会の実施	継続				
	(地区社協・福祉会・地域自治組織等)					
(2) 地域における福祉ニーズ・生活課題の把握と共有	②民生委員・児童委員との地域課題等共有					
	・方部民生児童委員協議会定例会への出席	継続				
	・方部民生児童委員協議会長会議の開催	継続				
	③身近な福祉課題やニーズの把握					
	・出前講座の実施	継続				
	(ふれあいいきいきサロン)					
(2) 地域における福祉ニーズ・生活課題の把握と共有	・アンケート調査の実施	検証	実施			
	(ボランティア活動者・受入側)					

◇基本方針２ 包括的支援体制の整備

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 分野横断的な総合相談体制の構築	①相談機能の充実化 ・総合相談・ワンストップ型窓口の充実化	検討	拡充			
	②関係相談支援機関との連携 ・地域包括支援センターとの連携	継続				
	・障がい児者相談支援機関との連携	継続				
(2) 生活困窮者世帯等に対する自立支援の充実	①生活困窮世帯等に対する相談機能の充実 ・低所得世帯向け資金貸付事業 (生活福祉資金・生活援助資金)	継続				
	・緊急時食糧等提供事業（フードバンク※ ¹ 事業）	拡充	推進			
	②生活困窮事業の分かりやすい情報周知 ・広報・ホームページ等による周知の強化	検討	実施			
	・市民からの食糧提供協力依頼 (フードドライブ※ ¹¹)	推進				
	③障がい者就労支援事業の実施 ・障がい者就労サポート専門員の配置	継続				
	④家計改善支援事業の実施 ・家計改善支援員の配置	継続				
(3) 制度間にあるニーズに対応する支援	⑤関係機関との連携 ・市の生活困窮相談窓口等との連携 (民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者)	継続				
	①サービス利用援助に係る関係機関との連携 ・高齢者・障がい者相談支援機関等との連携 (民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者)	継続				
	②障がい児・者等への助成 ・障がい者手帳取得時診断書料の助成	拡充	実施			
	・障がい者就労支援事業所（Ｂ型）への助成	継続				
	③在宅介護者への支援 ・介護者リフレッシュ事業（在宅介護者の集い）	継続				

◇基本方針３ 身近な相談機能の充実

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 地域における身近な相談機能の強化	①多様な相談窓口の体制化					
	☑電話による相談窓口の開設	検討	実施			
	☑インターネットの利用による相談の体制化	構築	実施			
	②適正な職員の配置（本所・支所）					
(2) 相談支援関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行	・ケースワーカー・コミュニティワーカーの配置	拡充				
	③迅速な相談支援の実施					
	・アウトリーチ※ ⁸ （出向き型）による相談支援	強化				
	①専門相談の実施					
(2) 相談支援関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行	・弁護士による巡回型法律相談	継続				
	②専門職員の適正な配置					
	・社会福祉主事・社会福祉士・精神保健福祉士	拡充				
	③関係機関との連携					
(2) 相談支援関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行	・福祉事務所、相談支援機関、民生委員・児童委員	継続				

◇基本方針４ 心のバリアフリー化の促進

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 地域や学校における福祉共育の推進	①各種講座の実施					
	・地域自治組織等における地区講座の実施	継続				
	・出前講座による地域ボランティアの普及	継続				
	・出前講座による生活支援体制整備事業の推進	継続				
	②福祉共育 ^{※2} の実施・児童期における福祉観の醸成					
	・小・中・高等学校における福祉共育の実施	継続				
(2) 権利擁護に基づく差別解消・虐待防止等啓発の継続的な取組み	☐・サービスラーニング ^{※19} の導入 (社会奉仕活動へつながる学び)	推進				
	③実習生の受入れ					
	・大学・専門学校生の実習受入れ	継続				
	①福祉共育 ^{※2} における人権意識啓発					
	・小・中・高校生の福祉共育	継続				
	②事業・行事における合理的配慮					
(2) 権利擁護に基づく差別解消・虐待防止等啓発の継続的な取組み	・障がい児者福祉ふれあい型事業の開催 (障がい児者スポーツレクリエーション事業)	継続				
	③福祉サービス利用・金銭管理援助					
	・日常生活支援事業（あんしんサポート事業）の実施	継続				
	④関係機関との連携					
	・福祉事務所、基幹相談支援事業所、地域包括支援センター	継続				

[目指す姿2 みんなで支える]

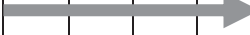
◇基本方針1 地域活動の充実と参加の促進

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 地域のつながりに基づく身近な支援合い活動の推進	①小地域における見守り活動の推進 ・高齢者見守り訪問事業（夏季・歳末）の実施 ・ささえ愛電話事業の実施	継続 拡充	推進			
	②地域の多様な事業主体との連携支援 ・地域自治組織への支援及び協働事業の推進	検討	推進			
(2) 住民主体による交流拠点と機会づくり	①地域福祉活動の側面支援 ・町内会、地域自治組織、交流館活動等との連携	検討	推進			
	②世代間交流事業の支援 ・福祉会・地区社協・地域自治組織等への支援	推進				

◇基本方針2 地域全体で支える体制の強化

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 多様性を包括した共生型の地域づくり	①地区社協・福祉会等の組織化及び助成 ・未設置地区の組織化の立上げ支援 ・地区社協・福祉会等継続支援（訪問型支援・助成金交付）	推進 継続				
	②ふれあいいきいきサロン事業の推進 ・新規サロン発足及び継続支援（訪問型支援、サロン活動支援金の交付）	推進				
	③生活支援体制整備事業の実施 ・地域ニーズと社会資源のマッチング ・新たな支援に向けた仕組みづくりの協働創出 ・地域における自主的活動の情報発信	促進 拡充 継続				
(2) 住民と福祉関係機関の協働による地域活動の活性化	①小地域福祉事業の推進 ・地区社協・福祉会・地域自治組織への訪問支援 ・地区社協・福祉会・地域自治組織との協働事業	推進 検討	推進			
	②地域活動の活性化 ・リーダー研修会・懇談会等の開催	継続				
	③地域における公益的な取組 圏・市内社会福祉法人による公益的取組みによる協働・支援	検討	推進			

基本方針３ より安全・安心に暮らせる環境の整備

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) 新たな脅威や緊急・災害時における支援体制の強化	①緊急時における迅速な情報共有支援 ・安心情報キットの配付 (高齢世帯等要支援世帯等)	拡充				
	②自然災害への迅速な対応 ・災害ボランティアセンターの迅速な立上げ・運営 ・災害見舞金の交付	実施				
	③新しい生活様式への対応	継続				
	・地域サロン等における安全な事業実施への支援	推進				
(2) 地域安全活動の取組み強化	①地域における安全・安心事業の取組み推進 ・地域における防災活動への支援	継続				
	②防犯意識の共有化 ・出前講座による消費者被害対策講座等 (市消費生活センターとの協働)	推進				
(3) 再犯防止に向けた取組みの推進（再犯防止推進計画）	①地域との理解に向けた情報提供 ・ホームページ等による情報提供	推進				
	②自立生活に向けた相談支援 ・相談窓口として必要に応じた相談支援	実施				

◇基本方針４ ボランティア活動の活性化

重点項目	実施項目・取組内容	方向性・展開				
		R4	R5	R6	R7	R8
(1) ボランティアの育成と年代に応じた参加の継続的な促進	①多世代にわたる人材の育成 ・ボランティア基礎講座の実施	継続				
	②学齢期におけるボランティア体験の推進 ・サマーショートボランティア、ジュニアボランティアの実施	拡充				
	③福祉共育※2の実施 ・小・中・高等学校における福祉共育の実施	促進				
	④多様なボランティア講座・研修会の実施 ・ニーズに合わせたボランティア講座の実施	検討	実施			
(2) ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実	①ボランティアセンターの設置・運営 ・ボランティアセンターを設置（本所・支所） ■ ボランティア交流スペースの設置	継続				
	②ボランティアコーディネーター※7の配置 ・本所コーディネーター・支所サブコーディネーターによるニーズ把握	拡充	運用			
	③若年層・勤労者への広報及びマッチング ・新しい情報媒体（SNS※9等）により定期的な情報発信	実施				
		検討	実施			

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進体制の整備

地域福祉施策の推進にあたっては、高齢者・障がい者等といった福祉の分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安心・安全を含めた幅広い分野から福祉を捉えた取組みで進められるよう連絡・調整を図り、継続的な施策の推進に努めます。

特に災害弱者である避難行動要支援者や生活困窮者等への支援については、地域自治組織や自主防災組織との協力が不可欠となります。

また、新型コロナウイルス感染症等に対応していくための「新しい生活様式」も個人のみならず地域と一体となって推進に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による施策の推進

社協は、地域福祉の中心的役割を担っており、その事業等を通して地域福祉の推進に大きく貢献しています。

社協が進める地域福祉の具体的地域福祉活動は、特に互助の部分を担当のものであり、行政、社協が相互に連携し補完しながら地域福祉を推進していきます。

3 市民への計画の浸透

市ホームページや広報紙等の活用により、本計画について市民への周知を図ります。

また、市民と行政が各施策の推進や事業との連携等を進めることや、社協による地域活動を通して、市民への浸透を図ります。

4 計画の評価

本市の最上位計画となる「伊達市総合計画」に基づき具体的進行管理をしている行政評価システムによる事業を評価することにより、計画の的確な進行管理を図ります。

計画の改定時には策定委員会を組織し、現計画の評価を行った上で計画を見直し、策定いたします。

併せて、社協が策定する「地域福祉活動計画」との連動により地域福祉の推進に関する総合的な評価を行います。

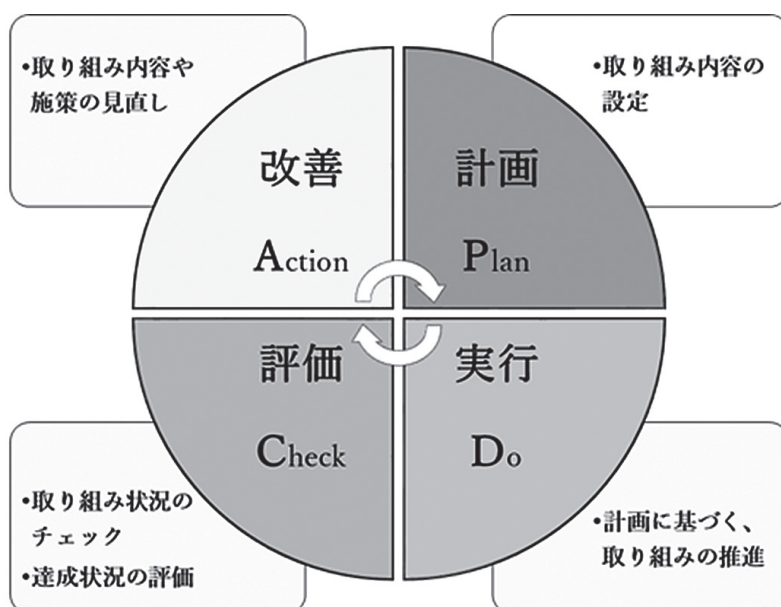
また、計画の見直しが必要となった場合には、計画期間途中であっても計画の見直しを行うものとしします。

【G-PDCAサイクル】

【目指すべき目標】

こころ寄り添う健やかなまちづくり
～地域共生社会をめざして～

Goal



G-PDCA サイクルとは目標（Goal）を設定し、目標を達成するために計画（Plan）を立て、実行（Do）し、実行した結果を評価（Check）し、改善（Action）をくり返していく取り組み。

資 料

資 料

1 計画の策定経過

■第1回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和3年8月24日（火）13:30～
会場 伊達市役所保原本庁舎 大会議室
議事 （1）概要説明
（2）年間スケジュール
（3）現行計画状況分析

■地域福祉懇談会

・伊達地域	令和3年9月1日（水）	午後	伊達ふれあいセンター	出席者：11名
・梁川地域	令和3年9月2日（木）	午後	梁川寿センター	出席者：11名
・保原地域	令和3年9月3日（金）	午後	保原町産業会館	出席者：12名
・月舘地域	令和3年9月6日（月）	午後	ふるさとふれあいホール	出席者：9名
・霊山地域	令和3年9月7日（火）	午後	霊山中央交流館	出席者：9名
・高齢者・障がい者相談支援	令和3年9月21日（火）	午後	保原町産業会館	出席者：7名

■第2回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和3年10月28日（木）13:30～
会場 保原中央交流館
議事 （1）計画の素案について

■第3回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和3年11月25日（木）13:30～
会場 伊達市役所保原本庁舎 大会議室
議事 （1）計画の素案について
（2）今後の予定

■パブリックコメントの実施

期間 令和4年1月12日（水）～1月26日（水）
意見 なし

■第4回伊達市地域福祉計画等策定委員会

日時 令和4年2月10日（木）～2月21日（月）
開催方法 書面による開催決議
（新型コロナウイルス感染症による「まん延防止等重点措置区域」となったため）
議事 （1）地域福祉計画・地域福祉活動計画について

2 令和3年度伊達市地域福祉計画等策定委員名簿

役職	氏名	組織・団体等
委員長	日 下 輝 美	福島学院大学福祉学部福祉心理学科教授 学科長
副委員長	渡 邊 好 宏	伊達市社会福祉協議会地域福祉推進委員会 委員長 月舘地域自治組織連絡協議会 会長
委員	酒 井 睦 夫	伊達市民生児童委員協議会 会長
委員	引 地 正 広	福島人権擁護委員協議会伊達市部会 部会長
委員	森 美 樹	伊達市保原地域包括支援センター 所長
委員	岡 崎 律 子	伊達市社会福祉協議会地域福祉推進委員会 副委員長
委員	小 野 孝 雄	NPO法人 伊達西地区自治協議会 理事長
委員	名 谷 勝 男	梁川自治組織連絡会 会長
委員	佐 瀬 之 人	NPO法人 保原中央自治振興会 理事兼事務局長
委員	渡 邊 三 男	霊山地域自治組織連絡協議会 副会長
10名		

事務局	佐 藤 吉 典	社会福祉課長
事務局	大 波 浩 之	社会福祉課 地域福祉係長
事務局	佐 藤 克 典	社会福祉課 生活福祉係長
事務局	渡 邊 康 弘	社会福祉課 障がい福祉係長
事務局	佐 藤 陽 一	社会福祉課 地域福祉係主査
事務局	佐 藤 由 美	伊達市社会福祉協議会 福祉課長
事務局	本 田 真 也	伊達市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係長

3 伊達市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 28 年 7 月 11 日告示第 88 号

伊達市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画及び社会福祉法人伊達市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に関し、必要な事項について調査及び審議するため、伊達市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認められる事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、10 人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 関係市民団体等の代表者
- (4) 公募による一般市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定を完了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

- 2 地域福祉活動計画については、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会と共同で事務を担い、円滑な運営を図るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 15 日告示第 104 号）

この告示は、公布の日から施行する。

4 地域懇談会まとめ

【懇談会まとめ】だれもが安心して暮らせる地域共生社会をめざして(R3・9/1・2・3・6・7:計5回)

区分	高齢者 (介護含む)	子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
伊達	○高齢者への定期見守り (80-50/90-60問題) ○安全な通院・買物支援 (免許証返納問題)	○少子化 ・子どもの姿が見えない ○子どもの見守り・世代間交流 (行事)減少	○ソーシャルインクルージョンに向けた取り組み ・就労機会(通所事業所)・社会参加 (地元行事)	○災害から命を守る取組み (自治会での防災訓練) ○移動手段 (免許証返納後) ・デマンドの使い勝手	○顔の見える範囲での活動 ・サロン・認知症カフェ ○地域格差 (西地区・東地区)	○コロナ禍の影響 (こもりがち) ○見えない貧困
視点	<特性> ○子どもの割合が多い (東小学校は減少傾向) ○防災意識が高い (定期的な避難訓練)		<課題> ○日中一人暮らしの割合が最も高い ○近所つきあいが薄くなっている (緊急時の不安)		<市・社協への要望> ○福祉共育(地域・学校・こども園)の推進 ○地域づくりに係る研修等 (地区単位での開催)	
梁川	高年齢者 (介護含む) ○コロナ禍の外出制限 (免許証返納・こもりがち) ○高齢者のデジタル化	子ども (子育て含む) ○地域行事の減少 ・子どもの声が聞かれない ・バス通学で見守隊停滞	障がい児・者 ○障がいの理解を深める ・家族共に社会参加・当事者の共助意識	地域環境 (防犯・防災) ○民生委員への個人情報 ○自治会による防災訓練 (住民の意識差・防災無線) ○水害後の空地・空き家	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン) ○町内会・自治会との連携 ○集いの場への送迎課題・サロンのリーダーの育成	その他 (貧困等) ○実態把握困難 (ひきこもり・貧困・90-60)
視点	<特性> ○地区社協・自治会・町内活動が充実している ○小地域福祉活動も充実 (サロン数も最も多い)		<課題> ○日中一人暮らしの割合が高い (伊達・梁川の順) ○地域活動への若い世代の参加が少ない		<市・社協への要望> ○気軽に相談できる窓口の充実 ○災害時対応 (災害ボランティア・その後のフォロー)	
保原	高年齢者 (介護含む) ○幸(高)齢社会へ向けた取組 ・高齢者の避難支援・貧困 (この地域で生活したい)	子ども (子育て含む) ○少子化・子育て環境 ・一人親・問題世帯の増 ・不登校児童 77名存在	障がい児・者 ○障がい福祉・避難支援 ・住む所・働く所の対応 ・特別支援学校への支援	地域環境 (防犯・防災) ○防災・避難所情報の共有化 ・避難行動要支援制度の運用 (避難環境の地域格差)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン) ○福祉団体減少 (婦人会・老古) ○町内会・自治会との連携	その他 (貧困等) ○空き家・害獣 ○貧困問題
視点	<特性> ○ボランティア意識を高めたい (アクティブシニアを増やす) ○住宅団地による新住者も多く、上保原のみ児童数増		<課題> ○町内会・自治会の活動に参加しにくいと感じる方もいる ○「近所」で顔の見える関係が変化 (様々な家族のかたち)		<市・社協への要望> ○災害時どの地区でも安全に避難できる仕組み ○日中一人暮らし高齢者への支援	
霊山	高年齢者 (介護含む) ○高齢世帯の見守り支援・認知症・独居・老老介護等	子ども (子育て含む) ○子どもの居場所 ・気軽に自然に相談可能 ・子ども食堂 (孤食解消)	障がい児・者 ○地域の人達との交流 (自治会と協働した支援)	地域環境 (防犯・防災) ○安全・安心な地域づくり ・日頃の声掛け・異変察知 (災害時の備え・コロナ禍)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン) ○地域行事が停滞 ○自治組織との情報共有	その他 (貧困等) ○食生活の変化 (どの世代も)
視点	<特性> ○高齢化率が40%を超え、山間部に住む方が多い ○地域の交流館ごとの活動・サロン 取り込みが多い		<課題> ○高齢者を含む家族問題が複雑化・複合化してきている ○高齢者がこもりがちで介護保険申請者が増えている		<市・社協への要望> ○災害時の避難対応・各組織との連携 (情報の共有化・システム)	
月舘	高年齢者 (介護含む) ○山間部への在住者が多い ○日中一人暮らし高齢者 ○元気なシニア層を増やす	子ども (子育て含む) ○自治会との健全育成 ・夏祭り伝承活動も停滞 ○小中一貫校をサポート	障がい児・者 ○障がい児・者への理解 ・当事者もこもりがち ・自然な交流機会をもつ	地域環境 (防犯・防災) ○災害時の広域的な対応 (日頃の情報共有・連携) ○地域行事への参加者減	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン) ○自治会・民生委員との連携 ○様々なサロンの参加形態 (リーダー・サロン間交流)	その他 (貧困等) ○デマンド交通 (利便性拡充) ○ひきこもり支援
視点	<特性> ○高齢化率が40%を超えているが同居世帯の割合も高い ○自治組織が大字単位で6地域に全てあり、連携もある		<課題> ○単身世帯多く、日中地元を離れて就労する者も多い ○災害時の避難行動要支援者の割合が高く、支援側が薄い		<市・社協への要望> ○自治組織と情報を共有化し、相互の連携を深める ○実効性のある計画を望み、行政サービスの細やかな説明も必要	

【懇談会まとめ】相談支援機関（高齢者：包括・障がい児者：基幹・委託相談）（R3・9/21開催）

区分	高齢者 (介護含む)	子ども (子育て含む)	障がい児・者	地域環境 (防犯・防災)	小地域福祉活動 (地区社協・福祉会・サロン)	その他 (貧困等)
包括 (伊達)	○問題を抱える 高齢世帯の増 (家族関係・ 虐待・経済) ○生活課題の 複雑化 (家族が個別に 抱える問題)	○新しいコミュ ニティが増加 ○子ども(世帯) との交流が 少ない	○複合問題世帯 の増加 (精神・障がい児 者世帯)	○地域での 緊急時支援 (それぞれの 組織でできる 範囲) ○関係機関・民協 との連絡体制 (防犯・警察署 防災・事業所等)	○自分達の 取り組み (能動的)⇔ 受動的 (行きたい所が ない・サロンは 女性の集まり) ○高齢者への 見守り差	○家族の多様化 (血縁以外・ 住民票ない人)
包括 (梁川)	○コロナ禍の こもりがち →介護保険サ ービス申請へ (デイ・リハの サービス利用)	○保育環境は 良好 →新しい支援 ・保育料無償化 ・制服等無償化	○障がいつなぐ 資源が少ない ・アウトリーチ型 ・グレーゾーン の方への支援		○コロナ禍の地域 活動制限	○生活困窮に 係る相談の増 (ひきこもり)
包括 (保原)	○地域で生きがい ある暮らし (介護サービス 以外の楽しみや 学び・活動の 機会がある)	○地域での交流 等が激減 ・家族以外の 大人との交流 機会が少ない	○ライフステージ に寄り添う ・本人の力が 発揮できる (エンパワメント)	○支え・受け側を 分けない地域 ・公的・民間サー ビス事業所との 協働	○新型コロナウィ ルス感染防止の 正しい知識を普 及した活動再開 ○地域格差を循環 できる仕組みを 再生	○二次的貧困 (社会的貧困)
包括 (霊山月館)	○要介護認定の 重度化傾向 (認知症・転倒 の相談が増加) ○安心情報キット の保管運用		○障がい者世帯で の90-60・80-50 ・70-40問題 ○農福連携を取り 入れた就労支援	○災害等は事前 の注意喚起 (包括独自に要 援護世帯把握) ・民生児童委員 との協働化	○サロン「できない (休止)所」 →「どうすれば できるか」を発信	○コロナ禍の 閉塞感 (どの世代も)
障がい 相談	○一人二人世帯 の見守り ○認知症予防へ の取組み (家族への支援)	○地域での見守り ○虐待を増やさな いための地域 情報共有	○在宅障害家庭 の心理支援 (民生児童委員 との勉強会) ○障がい者世帯へ の地域理解	○災害時避難 行動要支援者 の事前把握・ 体制化 (医ケア児への 対応)	○地域における 障がい児者との 交流機会・行事 等を増やす ○多様性を認め 合う地域へ	○コロナ禍の困窮 (子ども食堂の 継続や定着)
視点	<課題> ○精神障がいに係る相談窓口が曖昧 ○相談支援がその場しのぎになって いないか(継続相談による関わり) ○発達障がい児の家庭での受容差・ 療育サービス利用の遅れ		<提案> ○高齢者・障がい者が一体となった 包括的支援体制 (アウトリーチ型の実態把握・窓口の 明確化と周知) ○障がい者の社会参加と称賛する 機会(イベント・行事)の継続化		<市・社協への要望> ○市内で一元的な相談窓口を設置を 検討する時期ではないか (障害基幹相談支援の市内実施・ 精神包括ケアシステムの構築等) ○相談システム・共生型サービス (障がい・高齢へのスムーズな移行)	

まとめ (共通提案)	【今後のコミュニティワークの展開】 ○ “多様性・共生社会” SDGs(持続可能な開発目標) (1) 「地域共生社会」・・ 我が事・丸ごと意識の醸成 包括的支援体制の構築 重層的支援体制整備事業 (相談支援・参加支援・地域づくり) (2) 地域の現状・課題・・ 核家族化(単身者の増)・格差・ 孤立化・ 困窮・災害時避難行動 (3) 「個(孤)の時代」・・ コロナ禍・その後の新しい視点 (生活様式・食の変化) (4) 多様性の受容・・ 誰もがいつまでも自分らしく生きる (新住者・他国籍者・障がいある方等) <具体例> ・将来、自然にボランティアできる「子ども」 ・「障がい」の理解(違い≠個性)と社会参加 ・「シニア(高齢者)」の生きがいある暮らし (サクセスフルエイジング・生涯現役・達人) <要望等> ①全体目標(広域)・地域特性に応じた目標 ②理想⇔実現/(市)方向性・(社協)実効性 ③行政への要望(外出移動手段・空き家問題) (地域づくりの縦割⇒横断的推進で実現)	○ 何でもコミュニティワーク(地域支援)へ繋がる時代 ⇒つながりをあきらめない人を増やすための支援 行政・関係機関等の横断的連携を実現 ⇒小地域ならつながれる福祉活動・重層的支援 (1) 災害に強いまちづくり ・・ 仕組みづくり (自治組織・地域避難所・福祉避難所) (2) 様々な見守りのかたち ・・ 声かけ訪問・通いの場・集いの場 (民生児童委員・安心情報キット・サロン) (3) 包括的な相談支援 ・・ 見える窓口・ことわらない相談支援 (情報の見える化・行政部署の横断的連携・ 総合相談窓口・行政他機関との機能連携) <課題・要望等> ①相談支援機関の認知度が低い (困った時はどこへ相談・多様化している) ②情報のフィードバックが少ない (継続的な近所の見守りにつながらない) ③地域見守りの限界もある (専門的分野や公的支援が必要な方の対応)
---------------	---	---

5 ふれあいいきいきサロン

●〔ふれあいいきいきサロン一覧〕

区分	サロンの推移					R3	地区別内訳				
	H18	H29	H30	R1	R2		伊達	梁川	保原	霊山	月舘
地域サロン	11	143	153	158	146	139	9	54	31	32	13
子育てサロン	0	9	6	6	6	5	0	0	3	2	0
計	11	152	159	164	152	144	9	54	34	34	13

支所名	サロン数	サロン名	支所名	サロン数	サロン名	支所名	サロン数	サロン名
伊達	9カ所	たんぽぽの会	梁川	(14カ所)	柳田元気サロン	霊山	34カ所	折りづる会
		志和田健康クラブ			柳田いきいきサロン			院主サロン 陽だまり
		伊達西地区レクリエーションクラブ			大町にこにこサロン			中川サロン
		楽しく踊る会			向川原げんきクラブ			新町いきいき会
		南福寿会茶話会			五十沢笑楽校 沼ノ平クラブ			もみじ会
		ヨモちゃんヨーガ教室			笑わん会			きたほうぶポピー
		いきいきサロン諏訪野			後塚原元気サロン			櫟の会
		志和田さくら会			はやまサロン			きらきらサロン
		宮本茶話の会			スマイル会			野いちご
梁川	(40カ所)	柴崎お茶飲み会			花立遊遊会			クラフト倶楽部
		なかよし会			OKAZAKI会			みつばち
		ふきのとう会			サロンあじさい			ローズサロン
		あんしん広場 日面			中通北サロン			下大石ふれあいサロン
		大館茶話会			いいな会			下小国がんばろう会
		しらねひまわり会			大前いきいきサロン			小国やまぶきおしゃべりサロン
		大関ひまわり会			サロンピーチ			サロンめだか
		新開茶の間の会			マンデーサークル			あじさいサロン
		塩野川にこにこ会			リリーの会			アマリスの会
		神明だんご会			大和サロン			しんでん青空サロン
		打越ほほえみさくら会	愛ふれあいサロン	はこべ会サロン				
		新地すこやかクラブ	フォーエバー	さくらサロン				
		仲久保サロン	久保脳いきいき班	大木すみれサロン				
		さゆり会	いきいき班	陽だまり				
		あさがおの会	市柳第三町内会優遊サロン	コスモス朝草口				
		ほのぼのサロン	ユーユーサロン	さくら荒井				
		希望ヶ丘シニアクラブ	さくら会	なかよしサロン				
		こやながわサロン	大立目なでしこ会	美彩工房mignon				
		12区婦人部 ひまわり会	正監元気サロン	しんちゃんクラブ				
		東大枝東部桜会	市柳第三町内サロンさつき	サロン カフェ・テラス				
		山舟生第3区町内会ニコニコさろん	南原元気クラブ	サロンあじさい会				
		除石おひさまサロン	おおつか	田代サロン				
		よつてがんしょサロン	いまたのしい会	フラワー愛好会「呑気倶楽部」				
		椿会	かんたの会	おきらくサークル グランマ				
		あさひ会	小蓋いきいきサロン	ちびっこ&なかよしサロン				
		原部落 秋桜会	城ノ内サロン	坂蔭サロン				
		なかよし会	宮城シニアサロン	交流サロン かがやき				
		水曜会	にこにこ会	たちばなふれあいサロン				
		南北本町サロン	白樺の会	さくらサロン				
		滝沢喜楽会	ひまわり会	まざらんしょ会サロン				
		月見草会	カメさんクラブ	サロンあじさい小径				
		内町ふれあいコミュニティー	よつ葉会	布川ひまわり				
		桜岳サロン	いきいきサロン	サロンげんきの会				
		あわの新道サロン	上方部寿会女性部ひまわり会	月舘ひろせサロン				
		大関四つ葉会	あおはるサロン	糠田ほゝえみ会				
		富野第4町内なかよしサロン会	ドリームセブン	布一サロン				
		富野さくら会	アレグレット	久保田リリーズ				
		第一健康サロン	M.A.C 幼児部	みよた桃サロン				
		しあわせサロン	子どもたち元気にする会「にじいろ」					
		いずみ会						
			計	54カ所	計		144カ所	
						(令和3年10月31日現在)		

(令和3年10月31日現在)

6 用語解説

番号	用 語	内 容
※1	フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業等から寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
※2	福祉共育	「教え育てる」のではなく、「共に育つ」という意味で用いている造語。
※3	伊達市版ネウボラ	Neuvola（ネウボラ）とはフィンランド語で「アドバイスの場」の意味で、伊達市では親子が笑顔で暮らせる架け橋となるよう、ネウボラ保健師が妊娠期から就学前まで、家庭と1対1の切れ目ないサポートを行っています。
※4	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。
※5	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
※6	スクールコミュニティ	学校と地域住民が学校の持つ「学び」と「施設」の機能を共有し、協働での活動に取り組むこと。
※7	ボランティアコーディネーター	困っている人からの相談を受け付ける、問題を解決するための方法を考えてボランティアを募集する、情報を収集する、人と人や団体同士をつなぐ、問題を掘り下げて調査し、情報発信等を行う人。
※8	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のこと。
※9	S N S	「Social Networking Service」（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

番号	用 語	内 容
※10	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域内で助け合う体制のこと。
※11	フードドライブ	各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動。
※12	S D G s	SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals」（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ）の略で日本では「持続可能な開発目標」とされ、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。
※13	80-50/90-60 問題 （はちまるごーまる） （きゅうまるろくまる）	子どもが何らかの原因により「ひきこもり」となり「80（90）」代の親が「50（60）」代の子どもの生活を支える状態のことで、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる社会問題。
※14	デマンド交通	電話予約により、自宅や指定場所から目的地まで、乗り合いによる運行をする移動手段サービス。
※15	I C T	「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略です。意味は「情報通信技術」のことで通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
※16	重層的支援体制整備事業	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。
※17	ソーシャルインクルージョン	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
※18	社会を明るくする運動	法務省主唱のすべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的運動。
※19	サービスラーニング	奉仕活動と学生活動を統合させた学習方法。学生が教室で得た知識を地域社会において社会貢献活動を行うこと。

第4期 伊達市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年3月

発行 伊達市・社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会

編集 伊達市 健康福祉部 社会福祉課

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

電話：024-575-1264 F A X：024-576-7199

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 福祉課

〒960-0612

福島県伊達市保原町字宮下 111 番地 2 保原町産業振興会館内

電話：024-576-4050 F A X：024-574-3525